

千葉県総合計画

輝け！ちば元気プラン

千葉県

目 次

第1章	計画策定の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の構成と期間	1
4	計画の特色	2
第2章	千葉県が目指す姿（基本構想編）	
1	時代背景と課題	3
	（1）人口減少・少子高齢化	3
	（2）経済・社会のグローバル化	6
	（3）安全・安心	8
	（4）環境保全・持続可能性	10
	（5）地方自治	12
	（6）デジタル社会の進展	14
2	基本理念	17
3	目指す姿（基本目標）	18
	「安全で豊かなくらしの実現」	18
	（1）安全で安心して暮らせる地域社会	18
	（2）健康で生き生き暮らせる地域社会	19
	（3）心豊かに元気に暮らせる地域社会	19
	（4）豊かな自然を継承し、持続的に発展できる地域社会	20
	「千葉の未来を担う子どもの育成」	21
	（1）安心して子どもを産み育てられる地域社会	21
	（2）郷土を愛し自立した健康な子どもの育成	21
	「経済の活性化と交流基盤の整備」	23
	（1）光り輝く千葉の魅力を全国に発信	23
	（2）挑戦し成長し続ける産業	23
	（3）地域を支える力強い農林水産業	24
	（4）活力ある交流拠点都市の形成とだれもが住みたくなる ようなまちづくり	24

第3章 重点的な施策・取組（実施計画編）

1 施策の基本方向	26
2 施策の内容	30

安全で豊かなくらしの実現

1 安全で安心して暮らせる社会づくり	
犯罪の起こりにくいまちづくりの推進	30
災害に強い県づくりの推進	34
危機管理体制の確立	38
交通安全県ちばの確立	40
消費生活の安定と向上	43
2 県民の生活を支える医療・福祉・健康づくり	
安心して質の高い医療サービスの提供	46
生涯を通じた健康づくりの推進	49
高齢者が生き生きと安心して暮らせる社会の構築	52
障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築	55
互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会づくりの推進	58
3 豊かな心と身体を育てる社会づくり	
国際交流・多文化共生の推進	60
ちば文化の創造と千葉県民のアイデンティティの醸成	62
スポーツの振興	65
4 みんなで守り育てる環境づくり	
地球温暖化対策の推進	67
資源循環型社会の構築	71
豊かな自然環境と良好な大気・水環境の保全	75

千葉の未来を担う子どもの育成

1 みんなで支える子育て社会づくり	
子育てを支える環境の充実	79
2 笑顔輝く、未来支える人づくり	
社会の中で個性が輝く「人間力」の醸成	82
学校を核とした家庭・地域教育力の向上	85
豊かな学びを支える教育環境の整備	87
一人ひとりに対応した特別支援教育の推進	89
多様化する青少年問題への取組	91

経済の活性化と交流基盤の整備

- 1 千葉の輝く魅力づくり
 - 光り輝く千葉の魅力発信 9 3
 - 千葉の飛躍拠点である成田国際空港の機能拡充 9 6
 - 東京湾アクアラインによるポテンシャルの開花 9 9
 - 魅力満載「千葉の観光」 1 0 2
- 2 挑戦し続ける産業づくり
 - 新事業・新産業の創出と企業立地の促進 1 0 5
 - 中小企業の経営基盤の強化 1 0 8
 - 雇用対策の推進と産業人材の確保・育成 1 1 2
- 3 豊かな生活を支える食と緑づくり
 - 農林水産業の生産力強化と担い手づくりの推進 1 1 5
 - 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進 1 1 9
- 4 活力ある交流拠点都市・基盤づくり
 - 交流拠点都市の形成 1 2 1
 - 交流基盤の強化 1 2 5
 - 県土の基盤の充実 1 2 9
 - 人にやさしく美しいまちづくりの推進 1 3 2

第4章 計画の推進に当たって

- 1 計画推進の基本的考え方 1 3 7
 - チームスピリットの発揮 1 3 7
 - 市町村の自主性・自立性の向上と連携強化 1 4 0
 - 自治体間の広域的な連携 1 4 1
 - 男女共同参画 1 4 2
 - I Tの利活用 1 4 4
- 2 千葉県の行財政基盤の強化 1 4 6
 - 地方分権の推進 1 4 6
 - 千葉県行政改革計画及び財政健全化計画の策定 1 4 8
- 3 政策評価制度による進行管理 1 5 1

- 【「輝け！ちば元気プラン」指標一覧】 1 5 2

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

今、私たちは、急速な少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、グローバル化した経済の下での世界同時不況の発生、地球規模での温暖化の進行、そして国と地方を通じた財政の危機的な状況など、かつてないほどの困難な状況に直面しています。

このような中で、私たちは様々な課題を乗り越え、光り輝く千葉を築いて次世代に確実に引き継いで行かなくてはなりません。

そのためには、中長期的な視点に立った県政運営が求められています。

そこで、本県では、県民の「暮らし満足度日本一」を基本理念として、千葉県の10年後の目指す姿と、これを実現するため3年間で取り組む政策・施策を示す新たな総合計画として「輝け！ちば元気プラン」を策定しました。

2 計画の性格

この計画は、県政運営の基本となるもので、本県の政策の基本的な方向を、総合的・体系的にまとめた県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画です。

また、今後の新しい千葉県づくりの方向性を県民と共有し、力を合わせて本県の将来の目指す姿を実現していくための指針となるものです。

3 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想編」と「実施計画編」で構成しています。

(1) 基本構想編

千葉県を取り巻く時代背景と課題を、「人口減少・少子高齢化」「経済・社会のグローバル化」「安全・安心」「環境保全・持続可能性」「地方自治」「デジタル社会の進展」という6つの視点から整理しました。

その上で、「暮らし満足度日本一」を基本理念に掲げ、10年後の千葉県の目指す姿と進むべき方向性を、「安全で豊かなくらしの実現」「千葉の未来を担う子どもの育成」「経済の活性化と交流基盤の整備」という3つの基本目標を設けて具体的に明らかにしました。

(2) 実施計画編

この3つの基本目標を達成するため、平成22年度(2010年度)から、平成24年度(2012年度)までの3年間で重点的に取り組む政策・施策を体系的に整理しました。

4 計画の特色

(1) 千葉県が持つ宝・ポテンシャルの活用

成田国際空港や東京湾アクアライン、全国屈指の農林水産業、豊かな自然など、千葉県が持つ様々な宝・ポテンシャルに光を当て、それらを生かす計画としました。

(2) 選択と集中

厳しい財政状況の中でも、千葉県が抱える課題を解決し、県民ニーズにこたえられるよう、施策の「選択と集中」を図りました。

(3) 総合的な取組

分野をまたがる課題に対しては、横断的な連携の下、施策を統合し、相乗効果を高めるなど、総合的な取組としました。

(4) 分かりやすい計画

県民に分かりやすく、親しみやすい計画となるよう、構成や記述面などで工夫に努めました。

第2章 千葉県が目指す姿（基本構想編）

1 時代背景と課題

急激に変化する社会・経済情勢の中で、千葉県が将来目指す姿と、それを実現するための政策の基本方向を定めるためには、時代背景と課題を的確に把握する必要があります。

このため、県勢の基盤となる人口の視点から「人口減少・少子高齢化」、県民の生活を支える経済などの視点から「経済・社会のグローバル化¹⁾」、県民のくらしの視点から「安全・安心」、地球環境問題や本県の豊かな自然の保全などの視点から「環境保全・持続可能性」、地方分権の進展の視点から「地方自治」、急速に進むIT²⁾への対応の視点から「デジタル社会の進展」の6つを、計画上、把握すべき重要な視点として整理・選択し、取り組むべき主要課題を明らかにしました。

(1) 人口減少・少子高齢化

千葉県の将来人口推計

我が国の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計³⁾によれば、平成17年から平成67年までの50年間で7割程度まで減少する見込みです。

大正9年の国勢調査開始以降、本県の人口は順調に増加してきました。昭和の大合併が終了した昭和30年代からの人口データによると、千葉、葛南、東葛飾地域など、特に人口が大きく伸びている地域がある反面、夷隅、安房地域などでは、人口減少が続いている地域もあります。

本県の10年後の進むべき方向性を明らかにするため、今後15年間の将来人口推計を行いました。その結果、千葉県の人口は平成22年の620万3千人から平成29年には626万2千人と、今後もわずかながら伸びていくことが見込まれます。平成29年を境に、緩やかな減少傾向に入り、10年後の平成32年には624万6千人、15年後の平成37年には617万2千人になることが予想されます（人数などは各年10月1日時点の中位推計⁴⁾、以下同じ。）

本県の高齢者人口の割合（65歳以上の人口の割合）は、平成22年の20.5%から平成32年には27.4%、平成37年には28.7%へと、急速に高まっていくことが予想されます。反面、本県の生産年齢人口の割合（15歳以上64歳以下の人口の割合）は、平成22年の66.2%から平成32年には60.5%、平成37年には60.1%へと減少することが予想されます。

また、地域別⁵⁾の推計によると、葛南地域については、15年後までの推計期間中、人口が増え続けるものと見込まれ、千葉、東葛飾、北総地域では、今後も

しばらくの間人口の増加が続いた後、徐々に減少していくことが見込まれます。香取、海匝、山武、長生、夷隅、安房、君津地域については、今後も人口が減少していくことが見込まれます。

なお、各地域の高齢者人口の割合は、平成 37 年には千葉地域が 28.1%、葛南地域が 23.6%と、県全体の数値(28.7%)を下回りますが、その他の地域は上回ることが予想されます。特に、夷隅、安房地域については 40%を超えることが予想されます。

こうした本県の将来人口推計の結果を踏まえながら、人口減少や少子高齢化がもたらす課題の解決を図っていくことが必要です。

さらに、人口の減少傾向に歯止めをかけるため、充実した少子化対策や、県内外の人々から愛される魅力ある地域づくりなどに取り組むことが必要です。

人口減少に伴う需要・供給構造の変化への対応

我が国は、長期的な人口減少の影響により、国内における消費者の絶対数が減り、生産者としての労働力も減少することから、需要と供給の両面での縮小が起こり、経済活動の停滞が懸念されています。その一方で、高齢者を対象とした産業分野などでは、国内需要の伸びも期待されます。

本県では、平成 22 年の 620 万 3 千人に対し、平成 32 年には 624 万 6 千人と、10 年後においても、現時点の人口を下回らない人口推計結果となっています。今後も、人口を維持していくため、少子化対策に取り組むとともに、高齢者の知識や技能・経験を生かした雇用の創出や、男性も女性もその人の意欲・能力を生かし働き続けられる環境づくりなど、供給構造の変化への対応が求められます。

また、社会や経済の成熟化に伴い、量よりも質や差別化へと、消費に対する考え方が変化しており、需要構造の変化に対応するため、より付加価値の高い製品・サービスへの転換が求められています。

高齢化等による医療・福祉ニーズの増大

本県では、今後予想される高齢化に伴い、医療・福祉ニーズの急増が見込まれることから、医療・福祉サービスの基盤整備を図ることが急務であるとともに、それを支える人材を確保することが必要です。

今後、少子高齢化が進む中で、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が更に増加することが見込まれます。

こうした中で、近年、孤独死⁶⁾やいわゆる老老介護⁷⁾、貧困などが社会問題となっています。また、厳しい社会・経済情勢の中で、経済的に苦しい高齢者世帯が増えています。

そこで、地域コミュニティの再生や地域における新たな支え合いの確立などにより、安心して暮らせる地域社会づくりを進めていく必要があります。

さらに、高齢社会に円滑に移行するためには、介護サービスだけではなく生活

基盤となる住まいや地域コミュニティによる支え合いなどについて一体的に考える必要があります。

未来を担う子どもの育成

厚生労働省によれば、本県の合計特殊出生率⁸⁾は、平成 20 年に 1.29 となり、過去最低であった平成 15 年以降、わずかながら増加傾向にあるものの、全国の中では下位に位置しています。

少子化傾向に歯止めをかけ、千葉の未来を担う子どもたちを育成するためには、子どもの成長に応じて変わる子育て支援のニーズに対応し、大きな負担なく子どもを生子、育てることができる環境づくりを進めていく必要があります。

少子化や核家族化といった子どもを取り巻く環境が変化してきたことに伴い、地域における子ども同士、子どもと地域住民との交流の場が少なくなっており、子どもたちが様々な体験や活動を通じて規範意識やコミュニケーション能力を身に付ける機会も少なくなっています。

- 学校教育においては、健やかで知・徳・体のバランスのとれた子どもたちを育てていくために、教職員の資質の向上はもとより、学校を地域全体で支援していくことが必要となっています。
- こうしたことから、千葉県の将来を担う子どもたちが健やかに育ち、豊かな心と確かな学力を身に付けられるよう、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、連携していくことが必要です。

人口減少社会に対応した地域づくり

人口減少及び少子高齢化の進展は、自治体の行政基盤の弱体化、大量消費から質を重視した生活への人々のライフスタイルの変化などを引き起こしています。このため、地域コミュニティの活力がより高まるよう、その在り方を見直していくことが必要となります。

本県が行った将来人口推計結果によれば、今後の人口及び高齢化の推移の状況は、地域ごとに異なることから、それぞれの地域が、実情にあった施策を選択し、取組を進める必要があります。

また、東京に近い県内の都市部には、東京都をはじめ県外に通勤・通学している人が多く、千葉県民としての意識が希薄な人たちがいると言われています。

こうしたことから、県全体として県民意識の醸成を図るため、県民の県内交流を促進し、千葉県の魅力を再発見し、県内に定着してもらうことも必要です。

さらに、高齢者の知識・経験を生かし、地域づくり・経済活動の担い手として生き生きと活躍できる環境を整備することも必要です。

以上のような状況を踏まえ、新しいライフスタイルに対応した「魅力ある地域づくり」を進めるためには、それぞれの地域が特性を生かして、県民・市民活動団体⁹⁾・企業・大学・市町村など、多様な主体が力を合わせていくことが必要で

す。

(2) 経済・社会のグローバル化

各産業における世界規模での競争の激化

我が国の経済は、グローバル化の進展による世界規模での競争の激化、生産拠点の海外へのシフトや国内事業所の再編・統合といった様々な変化に直面しています。

また、新興国の急速な経済発展などにより様々な産業分野が激しい価格競争にさらされる中で、本県の企業は中小企業も含め、その強みや独自性が何かを改めて問い直し、国際的な競争力を維持・充実させていかなければなりません。

さらに、企業が国や地域を自由に選択する時代の中で、県としても、戦略的な企業誘致や既存産業の高度化を進め、産業集積を促進していくことが必要です。

こうした経済のグローバル化の中で、県内企業の海外市場との取引を視野に入れた支援も必要となってきています。

一方農林水産業は、低価格な野菜や肉などの輸入農林水産物の増加や、漁船・施設園芸用の燃油や家畜用の穀物飼料の国際取引価格の不安定さもあいまって、県内の農家、漁家の経営も厳しさを増しており、担い手の減少や高齢化など、生産基盤の弱体化が進んでいます。

このため、本県農林水産物の自給力・国際競争力の強化と地域経済活性化に向け、農林水産業と商工業などの各産業の連携による新たな展開を図るとともに、収益性の高い施設園芸の推進や農林水産物の輸出などを進めていくことが必要です。

研究開発型企業や新たなビジネスモデルによる事業展開

経済のグローバル化に加え、急激な景気悪化など社会経済環境の大きな変化の中で、県内企業は厳しい経営状況に置かれています。

こうした状況に対応するには、県内企業が研究開発能力を高めながら、技術力を向上させ、また、新しいビジネスモデルを開発して、付加価値の高い企業へ転換を図っていくことが必要です。

県内には、東京大学、千葉大学をはじめとする大学・研究機関や、東葛テクノプラザ、東大柏ベンチャープラザ、かずさインキュベーションセンターなどのインキュベーション施設（起業家育成施設）があります。これらを活用することによって、幅広い分野の産学官連携を促していくことが必要です。

さらに、こうした連携を進めることにより、県内各地で新たな事業への取組が進んだり、新しい産業分野が生まれ出されたりすることが期待されています。

また、地域の特性を生かした新たな事業の創出に向けて、農林水産業と商工業が連携して事業に取り組む「農商工連携」事業なども進めていく必要があります。

成田国際空港の機能拡充

成田国際空港(以下「成田空港」という。)は、B滑走路の2,500m化が完了し、平成22年3月末からは、年間発着枠が2万回増加して22万回となりました。

成田空港が、今後も首都圏の国際線基幹空港としての役割を果たしていくためには、周辺地域との共生・共栄を前提として、更なる容量拡大に向けた協議を進めるとともに、成田空港の波及効果を周辺地域が享受できる基盤整備が必要です。

成田空港と東京国際空港(以下「羽田空港」という。)の一体的活用を推進するとともに、成田空港・羽田空港の共存共栄を実現するため、両空港間及び都心と両空港間の鉄道などのアクセスの改善が必要です。

拠点となる交流都市づくり

県内の各都市や地域が機能的に役割分担し、ネットワーク化することにより、県全域の潜在的な力を高めていくことが求められています。その交流の拠点となる「成田国際空港都市」「柏・流山地域」「幕張新都心」「かずさ地域」は、それぞれの特色を生かした都市づくりを進めていくことが必要です。

成田空港とその周辺地域は、首都圏及び我が国における経済発展の核となる国際的な戦略拠点であり、空港の波及効果を的確に受け止められる魅力ある国際空港都市づくりを進めることが必要です。

柏・流山地域では、大学と地域が連携したまちづくりを進めていますが、つくばエクスプレスの開通により、飛躍的に向上した交通の利便性を生かし、質の高い都市機能の充実や、新たな産業の創出を促進していくことが必要です。

幕張新都心には、国際交流機能・中枢的業務機能などの諸機能が集積しており、新都心の成熟や時代の変化に対応した拠点機能を強化していくことが必要です。

かずさ地域は、先端技術産業分野の研究所が集積する国際的水準の研究開発拠点づくりを進めてきましたが、立地面積は半分程度にとどまっており、時代の変化に対応した立地環境の整備が必要です。

多文化共生¹⁰⁾社会の実現

本県の外国人登録者数は、平成20年末現在で約11万3千人であり、この10年間で63%増加しており、今後も、更なる増加が見込まれます。

国際化が更に進展する中で、外国人県民¹¹⁾が暮らしやすいと感じる地域づくりを進めていく必要があります。

(3) 安全・安心

くらしの安全・安心の確立と危機管理対策

県政に関する世論調査では、くらしの安全・安心を確立するための要望が、上位¹²⁾を占めています。

凶悪事件や食の安全を脅かす事件の相次ぐ発生、新型インフルエンザの世界的流行など、県民の安全・安心なくらしが脅かされています。

こうした中で、大規模災害や重大な事件・事故に迅速に対応するため、国・市町村・関係団体などと連携し、危機管理体制を強化するとともに、県民が元気で不安なく暮らしていくことができる安全・安心の確立された千葉県づくりが必要です。

防犯対策の推進

本県の平成 21 年の刑法犯認知件数¹³⁾(暫定値)は、96,405 件と 7 年連続して減少していますが、依然全国ワースト上位と、治安状況が良いとはいえません。

このため、県・市町村・県民・地域などが連携し、犯罪が起こりにくいまちづくりを推進する必要があります。

さらに、効果的に犯罪を抑止するためには、地域防犯力をアップさせることと、凶悪・悪質化する犯罪を見逃さず逮捕・検挙することが同時に必要となります。

防災対策の推進

本県を含む南関東地域¹⁴⁾において、今後 30 年の間にマグニチュード 7 程度の地震が 70% の確率で発生すると予測¹⁵⁾されています。

また、地球温暖化などの影響により、台風の強大化や集中豪雨の頻度が増加する傾向にあると言われており、風水害による被害の増加が懸念されています。

生活様式の多様化や都市化の進展などにより、災害の態様が複雑化しています。一方、高齢化や核家族化などが進展する中で、高齢者や障害者、妊産婦などの「災害時要援護者」を災害から守るための仕組みづくりが求められています。

様々な災害による被害を最小限にとどめ、県民の生活と安全を守るためには、県・市町村・企業・県民・地域などが連携して防災対策に取り組むことが必要です。

交通安全対策の推進

本県の平成 21 年の交通事故死者数は、県民と関係機関・団体が一体となって取り組んだ結果、197 人と 10 年連続で減少しました。

しかしながら、全国では、ワースト 7 位と、依然、交通死亡事故が多発しています。

交通事故をなくすためには、交差点改良や歩道整備、見やすい標識の設置など、

交通事故の起こりにくい環境を整備することはもちろん、県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、実践する交通安全教育が不可欠です。

消費者の安全・安心の確保

近年、架空請求や住宅リフォーム詐欺、キャッチセールス被害など高齢者や若者を標的とした事件や製品事故、産地や品質などの偽装事件などが続発しています。

千葉市・市川市で発生した冷凍餃子による食中毒事件、本県が国内初の発症例となったBSE¹⁶⁾問題など、食の安全・安心を揺るがす事件も数多く発生しています。

消費者が安心して商品やサービスを選択できるよう、相談窓口の整備や悪質事業者の取締りの強化などに取り組むことが必要です。さらに、事業者や事業者団体自らも消費者の視点に立った経営に取り組むことが求められています。

また、「いのち」をつなぐ「食」については、食品に対する監視指導及び検査を徹底して行うとともに、全国有数の農林水産業県として、環境にやさしく農薬などの使用を減らした「ちばエコ農産物」など、全国の消費者から新鮮で安全・安心な農林水産物の安定的な提供が求められています。

医療・福祉対策の推進

県立病院では、都道府県初の女性専用外来診療を設置するなど、県内医療のロードに努めるとともに、高度で専門的な医療に取り組んできました。

さらに、本県では平成21年1月から2機目のドクターヘリ¹⁷⁾を運航しており、現在、県内のほぼすべての地域を、出勤要請から現場到着までおおむね15分以内でカバーし、救命率の向上につながっています。

しかしながら、医師不足による病院・診療科の縮小や廃止が発生しており、このため、医療を提供する体制が弱体化している地域も見受けられます。

こうした中で、大病院などへの患者の集中を改善し、医療施設の役割分担と連携を構築するとともに、救急患者の受入れが困難となっている状況を改善するため、全県的な救急医療体制の整備を図る必要があります。

このため、県では、患者を中心として、疾病の段階ごとの医療機関の役割分担と連携を明確にした「循環型地域医療連携システム¹⁸⁾」の構築や、がんなどの4つの疾病について、患者と医療機関が治療計画を共有できる全県共用の「地域医療連携パス¹⁹⁾」の作成など、全国に先駆けた取組をしてきました。

また、本県では急速な高齢化の進展に伴い、介護や支援を必要とする高齢者が急増することが見込まれていますが、特別養護老人ホーム²⁰⁾などの介護サービスの基盤整備が大幅に遅れています。

このため、在宅でも施設でも介護サービスが適切に提供されるよう、総合的な体制を整備するとともに、高齢者が要介護状態にならないよう介護予防事業の充

実を図るなど、「元気な高齢者」を増やすための対策に取り組む必要があります。

しかし、高齢化の進展などに伴って、今後も障害のある人が増えていく見込みであり、ライフステージに沿った障害福祉サービスの充実や障害のある人に対する理解の促進を図り、障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築が必要です。

健康づくりの推進

生活習慣病は、40歳代から増えはじめ、50歳代で急激に増える傾向にあり、今後、人口の高齢化によって、生活習慣病の患者数が増大することが見込まれます。

昭和57年以来、千葉県民の死因第1位はがんであり、平成20年のがん死亡者数は全死亡者数の30.5%を占めており、がん対策は、県民の健康と生活の質を守る上で、極めて重要になっています。

県民一人ひとりの健康を守るためには、県・市町村・学校・医師会・企業などの連携・協力が必要であり、特にライフステージを通じた生活習慣の改善が必要です。

(4) 環境保全・持続可能性

地球温暖化に対する取組

地球温暖化は、確実に進行しており、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）²¹⁾の報告によると、その原因は、私たち人類の活動に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガス²²⁾の増加にあることが、ほぼ断定されています。

本県の平成18年（2006年）の二酸化炭素排出量は、平成2年（1990年）と比べて8.6%増加しています。

今後は、二酸化炭素の排出を低く抑えた「低炭素社会²³⁾」を構築するために、県民や事業者が具体的にできることを考え、行動し、ライフスタイルや社会経済システムを変えていかななくてはなりません。

資源循環型社会²⁴⁾の確立

大量生産・大量消費によって、物質的には豊かになりましたが、一方では、大量廃棄の社会の下、廃棄物の量の増加と質の多様化という問題が生じ、廃棄物の処理が困難になりつつあります。

平成19年度の本県の一般廃棄物²⁵⁾のうち「ごみ」のリサイクル率は、全国第5位であるものの、県民一人一日当たりのごみの排出量は1,080gと、依然として多くの「ごみ」が排出されています。

一方、産業廃棄物²⁶⁾については、排出量の減少や再資源化率の向上に向けた取組が進められてきましたが、今後、老朽化した建築物の更新などにより排出量

の増加が予想されています。

今後、持続可能な発展を遂げていくためには、大量廃棄型社会から脱却するとともに、資源循環型社会の構築を目指していくことが必要です。

このため、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用のいわゆる「3R²⁷⁾」を推進するとともに、それでも発生する廃棄物については、適正に処理していかなくてはなりません。

また、公共の建築物や土木構造物については、予防的な修繕により延命化を図るとともに、これらの工事により大量に発生する土やコンクリートなどの建設副産物の再資源化や縮減を推進していく必要があります。

産業廃棄物の不法投棄の防止

産業廃棄物の不法投棄は、土壌・水質汚染など、環境に深刻な影響を及ぼします。

平成20年度の本県の産業廃棄物の不法投棄量は、ピーク時(平成11年度)の約80分の1まで減少しましたが、依然、小規模でゲリラ的な不法投棄は後を絶ちません。また、今後は、高度経済成長期の建造物の建て替えなどによる廃棄物の排出量の増加に伴い、不法投棄の増加が懸念されています。

このため、県民・事業者・市町村などとの連携を更に強め、不法投棄を根絶しなくてはなりません。

良好な大気・水環境の保全

高度経済成長期に工場が集中して造られたことなどに伴って、大気汚染や水質汚濁が進み、大きな社会問題となりましたが、県民・事業者の取組や首都圏の各都県などとの連携した取組などにより、現在は改善の傾向にあります。

しかし、平成20年度の光化学スモッグ注意報の発令回数は全国ワースト3位と、依然多い状況にあるとともに、大気中に浮遊する微小粒子状物質²⁸⁾への対応など新たな課題も生じています。

また、水質の環境基準達成率(BOD、COD)²⁹⁾は、平成20年度の測定結果で72.9%と全国の環境基準達成率87.4%を下回っています。特に、印旛沼・手賀沼などの湖沼では、環境基準が依然として達成されておらず、東京湾では、赤潮・青潮が引き続き発生している状況です。

このため、きれいな空気と水に囲まれた千葉の実現を目指し、環境学習を通じて、事業者とともに、県民一人ひとりが、より一層環境にやさしい取組を学び、実践していく必要があります。

豊かな自然環境の保全

緑豊かな房総丘陵、九十九里浜をはじめとした美しい海岸線、様々な動植物が生息・生育する里山・里海³⁰⁾など、本県の豊かで多様な自然環境は、生活の基

盤として、また憩いの場として、県民のみならず、本県を訪れる多くの人たちに潤いと豊かさを与えています。

近年では手入れされない里山や耕作放棄された農地が県内で増加しており、身近に見られた生き物が減少するとともに、雨水を一時的に貯め込み地下に浸透させる洪水防止機能や水源かん養機能³¹⁾等が低下するなど、私たちの生活にも影響を及ぼしています。

また、生物多様性³²⁾の劣化や生態系の破壊は、地球温暖化とも密接な関わりがあります。

本県の豊かな自然環境を、県民・企業・行政など様々な主体の取組により、次代の子どもたちに引き継いでいかななくてはなりません。

野生生物の保護と管理

市街化の進行や、アライグマなど特定外来生物³³⁾の増加などにより、生物多様性の劣化や生態系の破壊が進んでおり、絶滅のおそれのある野生生物が増加しています。

また、イノシシなど野生鳥獣の増加などにより、農作物等の被害が深刻化しています。

このため、野生生物の保護と管理を推進し、人と野生生物とが適切に共存する環境づくりを推進する必要があります。

(5) 地方自治

厳しい財政状況

本県財政は、県税や地方交付税などの歳入が伸び悩む一方で、歳出については、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加などにより、義務的経費³⁴⁾の増加が続き、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率³⁵⁾が100%に近いことからもわかるとおり、予算総額に占める義務的経費の割合は高く、財政の硬直化が進んでいます。

このような状況で推移を続けると、県が政策的に使える財源は年々減少し、福祉・医療といった基本的な行政サービスを行うこともままなりません。

このため、県債残高の抑制や基金の造成などの財政健全化に向けた取組などにより、持続可能な財政構造を確立することが必要となっています。

柔軟な県政運営システムの構築

不正経理問題の発生に見る組織の内部けん制の機能不全や少子高齢化による生産年齢人口の減少と義務的経費の増大、厳しい経済・雇用情勢を背景にした活力の低下、地方分権の推進による国・県・市町村の役割変化、市民活動や企業の

C S R 活動³⁶⁾などの活発化による社会活動の担い手のシフト、職員の大量退職による県の経営資源の減少などの県を取り巻く環境の変化や厳しい財政状況、さらに県の歴史的成長過程で生じた地域間格差も踏まえながら、県政の推進を支える柔軟な運営システムの構築が求められています。

このため、公正・透明な行財政運営の確立や組織体制の適正化、県庁のポテンシャルの最大化、時代の変化に対応した県の役割の再構築、チームスピリットの発揮、民間的視点・発想の積極的導入が必要となっています。

地方分権の推進

国は、「地域のことは地域に住む住民が決める『地域主権』への転換」を掲げ、国と地方の関係を見直し、新しい国の形をつくるとしています。

国から都道府県、都道府県から市町村への権限移譲が一層進められ、自治立法権、自治行政権、自治財政権が確立し、都道府県・市町村の役割がこれまでよりも強化されることが必要です。

「地域主権改革」が真の改革となるように国に働きかけていくとともに、改革の実行が、個性豊かで活力に満ちた社会の構築や、地域の実情に合わせた住民サービスの向上につながるものにしていく必要があります。

県民等との連携・協働

分権型社会の流れを受けて、地域のことは地域で決めるという自己決定・自己責任の原則の下、地域が自立して、個性と魅力ある地域づくりを進める取組が始まっています。

本県では、各地域の課題を解決するため、県民・市民活動団体・企業・大学・市町村など、多様な主体が連携・協働して、自然、産業、文化、歴史などの地域資源を生かした魅力ある地域づくりや暮らしやすい地域づくりに向けた取組を行っています。

また、河川や道路の清掃、除草などの美化活動を行っている団体を支援する「アダプト制度³⁷⁾」を推進しています。

地域が持続的に発展していくためには、県民・市民活動団体・企業・大学・市町村などの多様な主体と県とがこれまで以上に連携・協働することが求められており、そのための環境整備が必要です。

分権型社会を担う市町村の自主性・自立性の向上

分権型社会の主役である市町村は、住民に身近な行政を担い、住民と直接向かい合う基礎自治体として、これまで以上に自主性・自立性を高めることが必要です。

県内市町村は、市町村合併などの取組により行財政基盤の充実が図られてきていますが、今後の地方分権の進展に対応するために、なお一層の充実が求められ

ています。

多様化・高度化する行政事務に的確に対応し、地域課題を自ら解決するための政策立案能力の向上を図ることが求められています。

(6) デジタル社会の進展

ユビキタス社会³⁸⁾の到来

平成 13 年に我が国の情報通信に関する国家戦略である「イー ジャパンe-Japan 戦略」が決定されて以降、ブロードバンド³⁹⁾の基盤整備が集中的に進められてきました。

現在では、世界最高水準のブロードバンド・サービスのほか、携帯電話、デジタル放送などのシステムが整備され、「いつでも、どこでも、何でも、だれでも」つながるユビキタスネットワーク化が進んでいます。

本県のブロードバンド・サービスの世帯カバー率は全国でも上位にあり、携帯電話についても山間部の一部を除き、おおむね県内全域において利用が可能です。

IT の戦略的利活用

情報通信基盤の整備が進み、一部の自治体では、住民基本台帳カード⁴⁰⁾などを活用した全国的にも最先端の行政サービスを構築していますが、IT の利活用については、多くの県民がその成果を実感するまでには至っていないとの声があります。

また、諸外国と比べ、「電子商取引」「交通・物流」の分野で日本の IT の利活用は比較的進んでいますが、「安全・安心」「医療・福祉」「教育・人材」「雇用・労務」「企業経営」「行政サービス」の分野における利活用が遅れています。

このため、豊かな県民生活に資するよう、利活用の遅れている分野の底上げを図り、真に利用者の視点に立ったデジタル社会を実現する努力が不可欠です。

ネット社会の信頼性の向上

IT の社会生活への浸透に伴い、情報量が爆発的に増加したことで、適切な情報を選択・活用することが課題となっています。

また、IT を悪用した事件の増加、コンピュータ・ウイルスの感染や個人情報の流出などに対して不安を感じている利用者も少なくありません。

こうした課題への対処や不安を解消し、IT の利活用を推進するために、情報活用能力の向上や情報流出・障害などのリスクに応じた情報セキュリティ対策を充実していく必要があります。

【注】

- (1) グローバル化：経済活動や人々の行動が地球的規模、地球的視野で行われるようになることです。
- (2) IT：情報通信技術のことをいいます。
- (3) 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計：平成 18 年に発表した将来人口推計（中位）によると、平成 17 年に 1 億 2,776 万人であった日本の人口は、平成 67 年には 8,993 万人になるとの見込みです。

- (4) 中位推計：県は、千葉県の将来人口について、低位（最も人口増加の少ないシナリオ）、高位（最も人口増加が見込めるシナリオ）、中位（高位と低位の中間のシナリオ）の3つのパターンで推計しました。総合計画には、平均的な中位推計の値を採用・記載しました。
- (5) 地域別：千葉地域（千葉市、市原市）、葛南地域（市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市）、東葛飾地域（松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市）、北総地域（成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、印旛村、本埜村、栄町）、香取地域（香取市、神崎町、多古町、東庄町）、海匝地域（銚子市、旭市、匝瑳市）、山武地域（東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町）、長生地域（茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町）、夷隅地域（勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町）、安房地域（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町）、君津地域（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市）の11地域に分けました（市町村名は、県が実施した将来人口推計の調査時点の名称。）。
- (6) 孤独死：1980年頃からマスメディアなどにより、自然発生的に使われ始めた言葉です。特に、1995年の阪神・淡路大震災後の仮設住宅で独居者の死が相次ぎ、大きな社会問題となって以降、頻繁に用いられるようになってきました。一般的には「みとる人がだれもない状態での死」（警察やマスメディアなどは、これにより発表。）を示します。
- (7) 老老介護：明確な定義はありませんが、マスメディアなどによると、介護や支援を要する65歳以上の者を、65歳以上の介護者が介護せざるを得ない状況のことを、「老老介護」といっています。
- (8) 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、一人の女性が一生の間に生む子どもの平均数を表します。
- (9) 市民活動団体：県民が自発的に地域や社会の問題を解決するために活動している団体で、NPOとも呼ばれ、NPO法人・ボランティア団体など任意団体等の総称のことをいいます。
- (10) 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくことです。
- (11) 外国人県民：千葉県に在住する外国人のことです。
- (12) 県政に関する世論調査では、くらしの安全・安心を確立するための要望が、上位：平成21年度（第38回）県政に関する世論調査結果で、県政への要望が多かった項目（複数回答、回答割合による順位）は、1位「高齢者の福祉を充実する」、2位「医療サービス体制を整備する」、3位「災害から県民を守る」の順となっています。
- (13) 刑法犯認知件数：警察において、認知した事件の数のことです。
- (14) 南関東地域：千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県東部・茨城県南部とその周辺地域を想定しています。
- (15) 今後30年の間にマグニチュード7程度の地震が70%の確率で発生すると予測：文部科学省に設置されている地震調査研究推進本部の地震調査委員会が平成21年1月1日を基準日として算定した調査結果によります。
- (16) BSE：1986年に英国で初めて報告された牛の病気で、牛の脳の組織に海綿状（スポンジ状）の変化を起こす病気です。この病気は、感染してすぐに発症するのではなく、2～8年の潜伏期間の後、食欲減退による体重減少、異常姿勢、運動失調、起立不能などの神経症状を示し、発病後は2週間から6か月の経過を経て死に至ります。
- (17) ドクターヘリ：医療機器を装備し、救急医療の専門医師と看護師が搭乗した救急専用のヘリコプターのことです。救急救命センターに常駐し、消防機関などからの出動要請に基づいて救急現場に向かい、現場から救命救急センター等の病院に搬送するまでの間、患者に救命医療を行います。
- (18) 循環型地域医療連携システム：一般的な入院医療を提供する地域単位である二次医療圏内の診療所や病院などの役割分担と連携を明確にしたシステムです。これにより、患者を中心にかかりつけ段階から、急性期、回復期を経て自宅に戻るまで、連続的で効果的な治療を進めることが可能となり、大病院などへの患者集中と病院の疲弊を防ぎます。また、保健・福祉サービスにも連動させます。
- (19) 地域医療連携バス：急性期の医療機関から回復期の医療機関を経て自宅に戻るまでの治療経過に従って、各期間ごとの診療内容や達成目標などを明示した治療計画です。患者や関係する医療機関で共有することにより、効率的で質の高い医療の提供と患者の安心の確保が見込まれます。将来的には、医療だけでなく健康づくりや福祉まで連動させた地域連携バスの構築が望まれます。
- (20) 特別養護老人ホーム：65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者（いわゆる要介護高齢者）であり、在宅において適切な介護を受けることが困難な者が入所する施設です。施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。
- (21) 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）：人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織です。
- (22) 温室効果ガス：赤外線（熱線）を吸収する作用を持つ気体（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素など）の総称です。温室効果ガスがなければ、マイナス18にもなる地球は、温室効果ガスが大気中に存在することで、地表の気温が平均15程度に保たれています。温室効果ガスの増加により、地球全体がまるで「温室」の中のように気温が上昇する現象が地球温暖化です。

- (23) 低炭素社会：現状の産業構造やライフスタイルを変えることにより、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を低く抑えた社会のことをいいます。石油など化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって、その実現を目指します。
- (24) 資源循環型社会：廃棄物を限りなく少なくし、焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らして、限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する社会のことをいいます。
- (25) 一般廃棄物：廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、日常生活から排出される「ごみ」と「し尿」に分類されます。
- (26) 産業廃棄物：工場などの事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類など法令で定められた 20 種類の廃棄物のことをいいます。
- (27) 3 R：限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する社会（＝資源循環型社会）をつくるための 3 つの取組（ごみを減らす「リデュース」、何回も繰り返し使う「リユース」、ごみを原材料として再生利用する「リサイクル」）の英語の頭文字「R」をとったものです。
- (28) 微小粒子状物質：大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径 $2.5\mu\text{m}$ （マイクロメートル：1mmの1000分の1）以下の小さなものをいいます。微小粒子状物質は、粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられています。
- (29) 水質の環境基準達成率（BOD、COD）：生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準を達成している水域の割合です。BODは河川の、また、CODは湖沼・海域の汚染指標に使われます。
- (30) 里海：昔から豊かな海の恵みを利用しながら生活してきている、人のくらしと強いつながりがある地域のことをいいます。
- (31) 水源かん養機能：森林の土壌が雨水を貯え、河川へ流れ込む水の量を調節して洪水を防ぐとともに、川の水量を安定させる機能のことです。雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。
- (32) 生物多様性：ある地域や空間にどの程度の種類の生物又はその構成要素や系が存在するかを示すものです。遺伝子レベルから種レベル、さらに生態系レベルまでの広い範囲の生物・生命（いのち）の状態を含みます。
- (33) 特定外来生物：法律に基づいて、生態系、人の身体・生命、農林水産業などに被害を及ぼし、又はおそれがあるものとして、輸入、販売、飼育、栽培、運搬などが禁止されている生物のことをいいます。
- (34) 義務的経費：歳出のうち、支出することが義務付けられ任意に節減できない経費のことをいい、人件費、社会保障費、公債費などがあります。
- (35) 経常収支比率：県税や地方交付税などの経常的な歳入（一般財源）に対し、人件費、社会保障費、公債費などの義務的な経常経費（一般財源）が占める比率であり、この数値が高いほど、財政構造が弾力性を失い、硬直化していると考えられます。
- (36) CSR活動：CSR（Corporate Social Responsibility）活動とは、企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、消費者、投資家及び社会からの要求に対して適切に意思決定し、行動することをいいます。
- (37) アダプト制度：アダプト（ADOPT）とは英語で「を養子にする」の意味です。公共の場所を養子にみたと、住民が里親になって養子の美化（清掃）活動などを行い、行政がこれを支援し、美しく愛される身近なまちづくりを進める制度のことです。
- (38) ユビキタス社会：「いつでも、どこでも、何でも、だれでも」ネットワークに簡単に接続できる社会のことをいいます。
- (39) ブロードバンド：DSL回線、光回線、ケーブルテレビ回線、高速の携帯電話回線をはじめとした、高速・超高速通信を可能とする回線をいいます。
- (40) 住民基本台帳カード：氏名や住民票コードなどが記録されたICカードであり、身分証明書としても利用できるほか、各種行政手続きのインターネット申請が可能になります。

2 基本理念

千葉は元気の発信源。首都圏、そして日本をリードし、県民が「暮らし満足度日本一」を感じ、誇れる千葉を実現します。

本県は、首都圏の一角に位置するという好条件と、数多くの宝・ポテンシャルにあふれています。

県内産業は、世界最大規模の京葉臨海コンビナートを擁する一方で、農業は全国第3位の産出額を誇り、水産業、工業、商業においても全国上位に位置するなど、各分野のバランスがとれています。全国第7位である県内総生産は、一つの国としても成り立つ規模です。

自然環境では、温暖な気候のため年間を通じて過ごしやすく、九十九里浜や外房から内房にかけての変化に富んだ美しい海岸線、緑あふれる房総丘陵の山並みなど、風光明媚で豊かな自然に恵まれています。

また、我が国の表玄関である成田国際空港をはじめ、千葉港、東京湾アクアライン、幕張メッセ、東京ディズニーリゾートなど日本を代表する施設も数多くあり、年間1億4千万人以上の人が訪れる観光大県でもあります。

これらの宝・ポテンシャルの中には、アピールが十分ではなかったことや、県民に身近なものであるため見過ごしていたことなど、必ずしも生かし切れていないものもありました。

これからは、地方が国を動かす時代です。本県も、こうした数多くの宝・ポテンシャルに光をあて、輝かせ、外に向かって千葉の魅力や千葉らしさを積極的に発信することで、首都圏、そして日本をリードする県を目指します。

千葉の可能性を最大限に生かし、県民と共にチームスピリットで、暮らし、医療・福祉・健康、自然環境、子育て、教育、観光、経済、まちづくりなど、各分野において日本一を目指す県政運営を行います。

そして、県民に、日本で一番暮らしやすいと感じ、「千葉で生まれてよかった」「住んでよかった」「働けてよかった」と誇りに思える「暮らし満足度日本一」の千葉を実現します。

3 目指す姿（基本目標）

基本理念の実現に向け、第2章前半の本県を取り巻く「時代背景と課題」を踏まえた上で、「暮らし」「子ども」「経済」というキーワードに着目し、次のとおり3つの基本目標を設定しました。これに沿って、10年後の千葉県の具体的な姿を示すとともに、その目標を設け、本県が進むべき方向を明らかにします。

「安全で豊かな暮らしの実現」

「千葉の未来を担う子どもの育成」

「経済の活性化と交流基盤の整備」

【目標】

具体的な数値目標として、県内にずっと住み続けたい県民の割合が、平成31年において85%を超えることを目指します。

（参考：平成21年度第38回県政に関する世論調査結果77.7%）

「安全で豊かな暮らしの実現」

災害に強く、事件や事故が起こりにくい、安全で安心して暮らせる地域社会づくりが確実に進んでいる。

また、安心できる医療体制の整備、充実した福祉サービスの提供、生涯を通じた健康づくりや地域コミュニティの再生が図られ、健康で生き生きと暮らせる地域社会づくりが着実に進んでいる。

さらに、多くの県民がスポーツや文化・芸術活動に親しみ楽しむことができるとともに、国際交流が盛んに行われるなど、心豊かで元気に暮らせる地域社会づくりが進んでいる。

そして、環境保全と再生に取り組み、千葉の豊かな自然が子どもたちに継承されている。

（1）安全で安心して暮らせる地域社会

県民一人ひとりがしっかりと防犯意識を持ち、行政や地域が一体となって犯罪のない地域社会を目指す本県の取組が、全国モデルになっている。

大地震や風水害、土砂災害などによる被害を最小限にとどめるため、インフラ整備・改修が進むとともに、万が一、災害に遭ったときでも、地域住民同士が声をかけ、助け合い、安心して暮らすことができる地域社会が形成されている。

新型インフルエンザの流行など健康を脅かす事態に対して、迅速かつ的確に対応できる健康の危機管理体制が確立している。

県民一人ひとりに「交通事故は絶対に起こさない・遭わない」という意識が浸透し、

また、交差点改良や歩道整備、標識の設置などが進み、子どもからお年寄りまでが交通事故を心配しないで街を歩いている。

災害、犯罪、交通事故などに対して、市町村・学校・消防・警察などの関係機関との相互の連携が図られ、迅速な対応ができる体制が整っている。

消費生活に関する情報が十分に提供され、身近に相談できる窓口が整い、消費者が、安全で安心できる商品やサービスを選択できる体制が整っている。

県内で流通する食品に関して、正確な情報が提供されるなど、消費者と生産者・事業者との信頼関係を築くための体制が構築されている。

(2) 健康で生き生き暮らせる地域社会

県内医療機関のネットワーク化が図られ、いつでも、どこでも、だれもが安心して治療を受けられる医療体制が整っている。

県民一人ひとりの健康に対する意識が高まり、自発的な健康づくりが行われている。介護予防の取組が進むとともに、細やかな介護サービスが提供され、高齢者が元気に生活できる環境が整備されている。

障害のある人のライフステージに沿った福祉サービスが提供され、障害のある人がその人らしく暮らせる環境が整備されている。

地域コミュニティが再生され、地域住民が互いに支え合いながら、生き生きと安心して暮らしていける地域づくりが着実に進んでいる。

(3) 心豊かに元気に暮らせる地域社会

行政主導の国際協力活動だけでなく、民間や個人が主体的に参加するような、県民主体の国際交流や国際協力が活発に行われ、草の根レベルのパートナーシップが築かれている。

グローバル化¹⁾が進む中で、医療、教育、住宅など、生活に密着した分野で、外国人にも住みやすい県として、首都圏に勤務する外国人の転入が増えている。

多くの県民が日常生活の一部として運動に親しみ、体力の向上が図られており、また、文化活動を通じ、心豊かに暮らす人が増えている。地域には活気があふれ、「元気な千葉県」として知られている。

高い目標を持ってスポーツや文化・芸術活動に取り組み、全国的に活躍している人が増えている。

地域の人たちによって埋もれていた伝統文化が復活し、その文化が多くの人たちとの交流を生み、さらに新しい現代的な要素が取り入れられるなど、ちば文化の魅力が増している。

県民の県内交流が積極的に行われ、県民一人ひとりが、様々な千葉県の魅力を再発見することにより、千葉県に愛着や誇りを感じられるようになっている。

(4) 豊かな自然を継承し、持続的に発展できる地域社会

県民・企業・行政が一丸となった低炭素社会²⁾の実現に向けた取組が進んでいる。県民・企業・行政が、一体となって廃棄物の削減や再使用、リサイクルに積極的に取り組み、限りある資源をどこよりも有効に活用している。

産業廃棄物³⁾の新たな不法投棄がゼロになっている。

子どもから大人まで、多様な生き物のにぎわいと互いのつながりを身近に感じ、本県のすばらしい自然の恵みに支えられ暮らしている。

本県の豊かな自然が、県内外の多くの人たちの憩いの場として、また農林水産業など経済活動の場として、しっかりと子どもたちに引き継がれている。

青い空ときれいな空気に包まれたくらしが営まれている。

河川・湖沼・海域の水環境が良好である。

【注】

- (1) グローバル化：経済活動や人々の行動が地球的規模、地球的視野で行われるようになることです。
- (2) 低炭素社会：現状の産業構造やライフスタイルを変えることにより、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を低く抑えた社会のことをいいます。石油など化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって、その実現を目指します。
- (3) 産業廃棄物：工場などの事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類など法令で定められた20種類の廃棄物のことをいいます。

「千葉の未来を担う子どもの育成」

子育てに必要な多様なサービスが提供され、地域全体で子育てを支援する体制づくりが進み、安心して子どもを産み育てられる地域社会づくりが着実に進んでいる。

また、家庭・学校・地域が一体となり、心が豊かで、身体が健やかに育ち、郷土を愛し、個性輝く子どもたちが地域社会に元気と活気を与えている。

(1) 安心して子どもを産み育てられる地域社会

保育所の入所待機児童が解消され、多様な保育ニーズに対応した安心して任せられる保育サービスが展開されている。

保護者が働くなどして昼間家庭にいない放課後児童¹⁾に対して、児童館・小学校の余裕教室などを利用した適切な遊びや生活の場が確保されている。

子育て世代の経済的負担が軽減され、地域社会全体で安心して子育てを支援する体制が整備されている。

児童虐待に迅速に対応できる地域ネットワークが整備されているとともに、虐待などを被った児童の受け皿となる県立児童福祉施設が整備されている。

仕事と家庭を両立した働き方ができる職場環境が定着し、仕事から帰って育児に参加するお父さんが増えている。

女性が、出産・育児などライフステージに応じた自由かつ多様な働き方を選択することができる。

(2) 郷土を愛し自立した健康な子どもの育成

学校や地域における様々な体験を通じて、子どもたちが道徳性や豊かなコミュニケーション能力を身に付けている。

身近な地域の歴史や伝統文化に親しみ、郷土に誇りと愛着を持った子どもが育っている。

すべての子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、自ら考え、表現し、問題を解決する力を伸ばしている。

子どもたちが早寝早起き、食事、運動などバランスのとれた生活習慣を身に付け、健やかな体があぐくまれている。

子育てや家庭教育に悩んでいる保護者が気軽に相談できる環境が整い、家庭の教育力が高まっている。

子どもや若者が健やかに育つための地域コミュニティが形成され、地域には元気で明るくあひさつの声が響き、家庭・学校・地域が一体となって、子どもや若者の成長を支えている。

子ども一人ひとりの個性が輝き、希望や能力を引き出すことができる学習環境が整っている。

子どもたちがいじめや暴力などに悩むことなく学校に楽しく通い、子どもや保護者などからの学校への信頼が高まっている。

障害のある子どもたちへの理解や支援が広がり、障害のある子どもたちと、障害のない子どもたちとが、地域で共に学び、子どもたちの笑顔があふれている。

ニート²⁾や引きこもり、不登校だった子どもや若者たちが、周りの温かい支援によって、生き生きと勉強や仕事に取り組んでいる。

子どもや若者を取り巻く有害な環境をなくすための取組が、地域全体で進められている。

【注】

- (1) 放課後児童：保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童のことをいいます。
- (2) ニート：就業せず、求職活動もしていない人のうち、家事も通学もしていない15歳から34歳の人のことをいいます。

「経済の活性化と交流基盤の整備」

本県の持つ宝・ポテンシャルを最大限に生かして、光り輝く千葉の魅力を全国に発信し、多くの人々が訪れ、地域が活性化している。

また、産学官のネットワークにより新事業や新産業が生まれ出されるとともに、中小企業などの経営基盤が一層強化されることにより、挑戦し成長し続ける産業活動が行われ、経済が活性化している。

さらに、全国屈指の農林水産業が、地域を支える力強く魅力ある産業に育っている。

そして、成田国際空港都市や幕張新都心など、活力ある交流拠点都市が形成されるとともに、だれもが住みたくするようなまちづくりが着実に進んでいる。

(1) 光り輝く千葉の魅力を全国に発信

安全で新鮮、おいしい物なら「千葉県産」だという評価が県民をはじめ全国の消費者に浸透し、食卓には千葉県産の野菜や果物、米、魚、肉、牛乳などの食材や色鮮やかな花が並べられている。

成田国際空港（以下「成田空港」という。）が東京国際空港（羽田空港）と、より短時間で結ばれ、一体的な活用が進み、成田空港は、アジアのゲートウェイとして多くの利用客でにぎわいを見せ、国際交通の起点になっている。

東京湾アクアライン（以下「アクアライン」という。）の活用により、首都圏の人や物の流れが大きく変わり、企業誘致が進み、観光客が大幅に増えるなど地域が活性化している。

アクアラインが使いやすくなり、首都圏の一体性が更に増して、房総半島に家屋や農園を購入したり、週末を本県で過ごしたりする人が数多く見られるようになっている。また、温暖で過ごしやすいと評判になり、他都道府県から転入する人が増えている。

千葉の豊かな自然、名所・旧跡や祭りなどの文化、さらには農業・漁業体験など、千葉の魅力が全国に発信され、様々な目的を持った観光客・来訪者が、県内各地で一年を通じて見られるようになっている。

(2) 挑戦し成長し続ける産業

地域の特徴や強みを生かした産業が活性化するとともに、地域内外の産学官のネットワークが強化され、我が国の経済をリードする新事業・新産業が創出されている。本県で生み育てられた独自の技術や新しいビジネスモデルを基に発展したベンチャー企業が、世界で活躍している。

県内の中小企業が自らの特徴を生かした事業を強化することによって、力強い産業活動を展開している。

新興国の台頭など、世界経済の変化を好機ととらえ、県内に立地している企業が新

商品の開発や販路拡大に果敢に挑戦し、経済的な活力が増している。

地域の顔である中心市街地や商店街では、後継者が育ち、さらに新たに店を開いた人たちが定着して活気が戻り、ユニークなイベントも行われるなど、かつてはシャッター通りと呼ばれた場所が、にぎわいに満ちている。

県内の特色ある農産物や水産物などの地域資源を生かした新製品や新商品が数多く生み出され、県内はもとより全国に向けて販売され、優れたブランドになっている。

県の産業の持続的な発展の下で、年齢・性別・障害の有無などに関わらず県民がその持てる意欲と能力を發揮して明るく働いている。

(3) 地域を支える力強い農林水産業

消費者ニーズに敏感な生産者が、流通業者や外食産業などと提携した生産活動などにより、所得を増やし、本県の農林水産業が若者にとっても魅力があり、力強い産業に育っている。

機械化・省力化技術が普及し、大根・ねぎなど露地栽培で大規模な農業が行われている。また、野菜・花の栽培の施設化や、レタス・サラダ菜など植物工場での生産が進み、高収益で天候に左右されない農業が展開されている。さらに、これらによる雇用の増加などが地域の活性化に役立っている。

水田を活用した飼料生産も進み、国産飼料を中心とした畜産経営が展開されている。さらに、稲作の大規模化が進み、低コストで生産された千葉県のおいしい米が人気を博している。

県民が積極的に森林づくりに参加し、里山を中心とした美しい景観が保全されるなど、かけがえのない県民共通の財産として豊かな森林がはぐくまれている。さらに、森林の恵みである県産木材が住宅や公共施設など身近なところで利用されている。稚魚の放流、魚の住みやすい環境づくり、水産資源を計画的に利用する漁業の実施により、海・川が豊かになっている。また、生産・加工技術の更なる進展により、質の高い水産物を安定して供給し続けることのできる水産業が展開されている。

千産千消¹⁾や食育の浸透などにより、都市と農山漁村の交流が進み、都市居住者が週末に農山漁村地域を訪れるなど、首都圏に位置する本県だからこそ体験できる「千葉型スローライフ²⁾」が定着し、にぎわいのある農山漁村が形成されている。首都圏の台所を担う本県の農林水産業は、消費地への輸送距離が短いため、地球温暖化防止に貢献する産地として評価が高まっている。

(4) 活力ある交流拠点都市の形成とだれもが住みたくなるようなまちづくり

成田空港と周辺地域との、共生策が一層推進され、豊かな地域経済に支えられた世界に誇る成田国際空港都市になっている。

柏・流山地域は、東京大学や千葉大学など世界トップレベルの研究成果を国内外に発信し、外国人研究者などと地域住民が活発に交流し、安心して快適に過ごせる教

育・住居・医療等の環境が整備された国際学術都市になっている。

幕張メッセのオープンでスタートした幕張新都心は30周年(平成31年)を迎え、「働く」「住む」「学ぶ」「遊ぶ」の4つの機能を併せ持つ都市「MAKUHARI」として、海外にも広く知られるようになり、経済、文化などの分野で国内外に魅力を発信する交流拠点都市になっている。

かずさアカデミアパークへの企業や研究所などの立地が進むとともに、アクアラインや首都圏中央連絡自動車道³⁾(以下「圏央道」という。)を通じた周辺地域・対岸との交流が活発になり、かずさ地域の産業が盛んになって人口が集積している。圏央道や東京外かく環状道路⁴⁾(外環道)などの広域的な幹線道路の整備が進み、成田空港へのアクセス強化や県北西部の交通渋滞が大幅に緩和されている。また、県内の多くの地域からおおむね1時間で県都千葉市に到達できるようになっている。地域のことは地域で考え、決定・解決しようという意識が醸成されている。その結果、地域の創意工夫を生かした取組が活発に行われるようになり、地域に活力が生まれている。

地域の人たちが力を合わせて、その地域の特性を生かしながら活性化に取り組み、他地域と競い合っている。

中心市街地に活気とにぎわいが戻り、多様な価値観やライフスタイルに対応した居住環境の中で、人々が生き生きとした暮らしを営んでいる。

コンパクトでバリアフリー化されたまちづくりが進み、障害がある人も、高齢者も、だれもが安心して住むことができ、快適な暮らしを楽しんでいる。

住民自らが周辺の環境と調和した美しい街並みづくりに参加したり、緑豊かな自然を身近に感じたりすることができる公園で余暇を過ごすなど、県民がゆとりを持って地域の暮らしを楽しんでいる。

県や市町村への申請、交付、手数料の支払などが24時間365日、家庭や事業所からパソコンのほかに携帯電話やテレビを利用して簡単に行えるようになるとともに、引っ越し時に、電気・水道・ガスなどの転入出の手続きがまとめてできるワンストップサービスが実現している。

【注】

- (1) 千産千消：「地域で生産された農林水産物を、その地域で消費すること」を意味する「地産地消」を基に、千葉県としての独自の取組を表すために「地」の部分に、同音で千葉を意味する「千」を使った造語です。
- (2) スローライフ：自然と調和し、ゆったりとした時間の流れを楽しむ生活スタイルのことです。また、「千葉型スローライフ」とは、首都圏に位置し、都市と農山漁村が共存する千葉県だからこそ体験できる農ある生活スタイルのことです。具体的には、個人のニーズに合わせ、環境の保全や農林水産業に携わったり、週末の収穫体験、二地域居住などが選択可能な、充実感の高い日常生活です。
- (3) 首都圏中央連絡自動車道：都心から半径約40km～60kmの地域を連絡する全長約300km、県内区間延長約95kmの環状道路のことです。
- (4) 東京外かく環状道路：都心から半径約15kmの地域を連絡する全長約85kmで、県内区間延長12.1kmの環状道路のことです。

第3章 重点的な施策・取組（実施計画編）

1 施策の基本方向

「安全で豊かなくらしの実現」「千葉の未来を担う子どもの育成」「経済の活性化と交流基盤の整備」という基本目標の実現のため、10の政策分野を部局横断的に推進します。

安全で豊かなくらしの実現

1 安全で安心して暮らせる社会づくり

県民の不安を解消し、日々安心して生活が送れるよう、災害に強く、事件や事故に遭わない、安全に暮らせる社会づくりを進めます。

施策項目 犯罪の起こりにくいまちづくりの推進
災害に強い県づくりの推進
危機管理体制の確立
交通安全県ちばの確立
消費生活の安定と向上

2 県民の生活を支える医療・福祉・健康づくり

県民が地域で支え合い・助け合い、安心して生活できる地域社会を目指し、地域の医療及び福祉を支える体制の整備や人材確保対策などを進めます。

さらに、県民一人ひとりの生涯を通じた医療・福祉・健康づくりを進めます。

施策項目 安心して質の高い医療サービスの提供
生涯を通じた健康づくりの推進
高齢者が生き生きと安心して暮らせる社会の構築
障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築
互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会づくりの推進

3 豊かな心と身体を育てる社会づくり

国際化の進展による新たな価値の創造と、長く受け継がれてきた千葉県の文化に誇りと愛着を持てる社会づくり、生涯を通じてスポーツに親しむことができる社会づくりを進めます。

施策項目 国際交流・多文化共生¹⁾の推進
ちば文化の創造と千葉県民のアイデンティティ²⁾の醸成
スポーツの振興

4 みんなで守り育てる環境づくり

将来の発展を支える本県の豊かな自然をしっかりと子どもたちに引き継ぐために、低炭素・資源循環・自然共生という3つの観点の下、環境の保全・再生に取り組むとともに、県民・企業・行政などあらゆる主体の積極的な取組を促進します。

施策項目 地球温暖化対策の推進
資源循環型社会³⁾の構築
豊かな自然環境と良好な大気・水環境の保全

千葉の未来を担う子どもの育成

1 みんなで支える子育て社会づくり

子どもを安心して生み育てられる社会づくりを構築するため、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりを進めます。

さらに、子育てに関する多様なサービスの提供や仕事と子育てが両立できる職場環境を促進します。

施策項目 子育てを支える環境の充実

2 笑顔輝く、未来支える人づくり

思いやりのある豊かな心と健やかな体、責任ある行動と自己表現ができる子どもや若者を育てるため、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし、連携した取組を進めていきます。

施策項目 社会の中で個性が輝く「人間力」の醸成
学校を核とした家庭・地域教育力の向上
豊かな学びを支える教育環境の整備
一人ひとりに対応した特別支援教育⁴⁾の推進
多様化する青少年問題への取組

経済の活性化と交流基盤の整備

1 千葉の輝く魅力づくり

本県には埋もれている宝・ポテンシャルがたくさんあります。

東京湾アクアラインや、高い実力を持つ農林水産業、各地域が持つ豊かな自

然環境や歴史・文化などの観光資源をはじめとする、本県の持つポテンシャルを最大限に発揮させ、「光り輝く千葉」を目指します。

施策項目 光り輝く千葉の魅力発信
千葉の飛躍拠点である成田国際空港の機能拡充
東京湾アクアラインによるポテンシャルの開花
魅力満載「千葉の観光」

2 挑戦し続ける産業づくり

県民の豊かな暮らしを支える本県の活力ある経済を持続させるため、新事業・新産業の創出や企業立地を促進します。

また、経済環境の目まぐるしい変化に対応し、成長していく中小企業の経営基盤の強化を進めるとともに、産業人材を育成します。

施策項目 新事業・新産業の創出と企業立地の促進
中小企業の経営基盤の強化
雇用対策の推進と産業人材の確保・育成

3 豊かな生活を支える食と緑づくり

全国屈指の農林水産業や生き生きとした農山漁村が次世代に継承され、県民をはじめ、首都圏の消費者に安全・安心な食材を提供し続けられるよう農林水産業の生産力を強化します。

また、農林水産業を支える意欲ある担い手の育成を進めます。

さらに、都市と農山漁村の交流や田園・森林・海などの豊かな資源の有効活用と景観の保全に取り組み、緑豊かで活力ある農山漁村づくりを推進します。

施策項目 農林水産業の生産力強化と担い手づくりの推進
緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進

4 活力ある交流拠点都市・基盤づくり

本県の発展を次世代につなげていくため、成田国際空港や千葉港などの社会資本を生かし、成田国際空港都市や柏・流山地域、幕張新都心、かずさ地域の交流拠点都市の形成や、それらを結ぶ鉄道網・広域幹線道路網の整備、物流政策などを進めます。

また、高齢化社会や県民の環境や景観に関する意識の高まりに対応した、だれもが安心して快適に暮らせる質の高いまちづくりを進めます。

施策項目 交流拠点都市の形成
交流基盤の強化
県土の基盤の充実
人にやさしく美しいまちづくりの推進

【注】

- (1) 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくことです。
- (2) アイデンティティー：他者とは違う性質、また自分を他者とは違うものとする明確な意識のことをいいます。自分が所属する社会などに意識している場合は、「帰属意識」をいいます。
- (3) 資源循環型社会：廃棄物を限りなく少なくし、焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らして、限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する社会のことをいいます。
- (4) 特別支援教育：障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育です。

2 施策の内容

安全で豊かなくらしの実現

1 安全で安心して暮らせる社会づくり

犯罪の起こりにくいまちづくりの推進

【目標】

犯罪の起こりにくい安全で安心な地域社会をつくります。

【現状と課題】

県内の刑法犯認知件数¹⁾が、平成15年以降7年連続で減少するなど、治安が回復傾向にある中で、空き巣やひったくり、自動車の盗難など県民の身近で発生する犯罪は依然高い水準にあります。

さらに近年、インターネットの普及に伴う新たな形の犯罪も発生しており、凶悪犯罪をはじめとして多種・多様な犯罪の抑止と検挙に向けた強力な取組が求められています。

一方で、千葉県警察官一人当たりの人口負担率²⁾及び犯罪負担率³⁾は、全国でもワースト上位の状況にあります。

また、だれもが安全で安心して暮らせる犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するためには、県民一人ひとりの意識の高揚と主体的な取組も求められています。

【取組の基本方向】

犯罪に遭わない、犯罪を起こさせないまちづくりのため、県民と関係機関が一体となって、防犯意識の醸成を図り、地域コミュニティの結束力を高めるとともに、犯罪の起こりにくい環境を整備することにより、地域の防犯力をアップさせていきます。

さらに、子どもが犯罪被害に遭わないようにするためにも、「犯罪に巻き込まれにくい人づくり」の視点での取組を進めます。

また、犯罪を抑止するため、警察活動の基盤を強化し、犯罪を徹底して検挙することにより、県民の安全で安心できる生活を確保していきます。特に、急速に進む高齢化に対応して、高齢者が安全と安心を体感できる対策を推進します。

あわせて、犯罪被害に遭った人が、早期に立ち直り、平穏な生活を営めるよう支援体制を充実させます。

【主な取組】

1 地域の防犯力のアップ

地域の犯罪防止に大きな役割を担う自主防犯活動を促進するため、人材育成などの取組を支援します。

また、自主防犯団体の抱える様々な課題を解決するため、自主防犯団体間の連携を図ります。

さらに、子どもたちの危険を予測する能力を高めるため、適切な指導の下、授業カリキュラムの中で「地域安全マップ」作りの普及・推進を一層図るとともに、授業実践に当たっては、地域のボランティアなどとの連携を図り、地域の防犯意識や連帯感も高めていきます。

自主防犯団体の活動支援

防犯サミット開催による自主防犯活動のレベルアップ

防犯に関する広報啓発活動

ちばっ子地域安全マップ作成（再掲）

2 犯罪の起こりにくい環境整備

道路・公園などの生活空間での犯罪の機会を減らすため、住民・市町村・警察などとの現地診断を行い、犯罪の防止に配慮した環境整備を推進します。

また、県民・地域団体・事業者などが連携して安全で安心なまちをつくるための体制を整備します。

県・警察・市町村・住民等による合同防犯診断の実施

安全安心まちづくり推進協議会の開催

3 移動交番車の導入による防犯ネットワークの構築

移動交番車を活用して、機動力を生かした広域かつ弾力的な巡回パトロールや防犯指導、住宅団地等の形成による人口増加地域及び事件・事故が多発している地域などに出向いた各種相談・届出の受理等を推進するなど、交番・駐在所などから離れた地域に対する街頭活動を強化し、警察力の不足を補います。

また、地域住民や防犯ボランティアなどと協働した活動を積極的に行い、防犯ネットワークの構築を図ります。

移動交番車の効果的活用

4 身近な犯罪に強い社会構築の推進

県民が安全と安心を実感できる社会を構築するため、タイムリーな犯罪発生情報などの提供と、犯罪の起こりにくいまちづくりのための環境整備の有効性やその手法を広く県民に普及・啓発し、自主防犯意識を高めます。

あわせて、自治会及び事業者などが行う自主防犯組織の結成促進と活性化に向けた支援を実施します。

さらに、引き続き、振り込め詐欺撲滅対策を進めるとともに、犯罪などの被害や警察活動全般に関する相談のために設置されている相談サポートコーナー（短縮ダイヤル「9110」）の周知を図ります。

また、県内の繁華街・歓楽街が、だれもが楽しめるよう安全で健全なまちづ

くりを推進します。

犯罪発生マップ等による情報の提供
警察「ふれあい」フェスタの開催
警察ホームページを活用した効果的な広報の推進
広報紙（誌）の発行
歓楽街総合対策の推進

5 警察基盤の整備

警察力強化のため、優秀な人材確保による体制の充実を図るとともに、若手警察官を中心に現場を想定した実戦的総合訓練などを実施し、人的基盤の強化を図ります。

また、防犯・防災の拠点である警察庁舎と地域生活の安全を守るセンター機能を有する交番及び駐在所の計画的な建て替え・整備を行い、地域防犯体制の一層の強化を図ります。

このほか、すべての交番及び駐在所において迅速な事件・事故処理などの対応や各種情報の収集が可能となる、交番・駐在所ネットワークシステムの構築を図ります。

国に対する警察官増員の要求
交番相談員等の非常勤職員の計画的増員
訓練基盤の整備
警察署・交番・駐在所の計画的な整備
交番・駐在所ネットワークシステムの構築

6 凶悪・悪質化する犯罪の徹底検挙

安全で安心できる県民生活を確保するため、科学捜査をはじめとした捜査基盤の充実・強化や優秀な捜査官の育成など、継続的かつ有効な犯罪対策を講じ、検挙により犯罪の抑止を図ります。

また、女性に対する重大な人権侵害である人身取引対策を進め、その撲滅を図ります。

重要犯罪等捜査支援システムの充実・強化
初動捜査体制の充実・強化
DNA型鑑定用クリーンルームの整備
女性捜査員研修制度の推進
人身取引対策の推進

7 サイバー空間の安全確保

県民に対し、情報セキュリティ対策やサイバー犯罪⁴⁾対策を啓発していくとともに、官民連携により不正アクセスやフィッシング⁵⁾などのサイバー犯罪を

徹底的に取り締まることにより、県民が安心して安全にネットワークなどを利用することができる環境を醸成します。

サイバー犯罪対策の推進

8 犯罪被害者等の支援の充実

若年層から犯罪被害者の置かれた現状や支援についての意識を高めるため、県内大学・高校などの授業に被害者遺族の講演等を取り入れるなど、社会全体で被害者を支える意識の醸成を図ります。

また、被害者の相談に適切に対応するため、市町村や民間団体との連携を促進します。

社会全体で犯罪被害者を支える意識を醸成するための広報活動等の推進

民間被害者支援団体への相談業務委託

市町村・民間団体と連携した犯罪被害者等への支援

9 DV⁶⁾防止・被害者支援対策

DVを防止するための県民一人ひとりへの意識啓発や若者を対象としたDV予防教育を推進します。

また、DVの被害者一人ひとりが、どこでも、安心して安全・平穏な生活を送ることができるよう、配偶者暴力相談支援センターの機能強化に取り組むとともに、DV被害者の視点に立った生活再建に向けた支援を行います。

暴力を許さない社会に向けた広報啓発とDV予防セミナーの実施

DV被害者相談及び一時保護

DV被害者の生活再建支援

【注】

- (1) 刑法犯認知件数：警察において、認知した事件の数のことです。
- (2) 千葉県警察官一人当たりの人口負担率：住民基本台帳人口を基に、警察官の定員数で割り出した一人当たりの人口数です。
- (3) 千葉県警察官一人当たりの犯罪負担率：刑法犯認知件数を基に、警察官の定員数で割り出した一人当たりの犯罪件数です。
- (4) サイバー犯罪：情報技術を利用した犯罪のことです。
- (5) フィッシング：銀行などの実在する企業を装って電子メールを送り、その企業のウェブサイトに見せかけて作成した偽のウェブサイトを受信者が閲覧するよう誘導し、そこにクレジットカード番号、インターネット上で個人を識別するためのID、パスワードなどを入力させて、金融情報や個人情報などを不正に入手する行為をいいます。また、その情報を基に金銭をだまし取る手口がフィッシング詐欺といわれています。
- (6) DV：ドメスティックバイオレンスの略で、配偶者などから受ける身体的・精神的・性的・経済的な暴力などのことです。

安全で豊かなくらしの実現

1 安全で安心して暮らせる社会づくり

災害に強い県づくりの推進

【目標】

地震や風水害など災害に強い体制づくりと防災基盤の整備を進めます。

【現状と課題】

国では今後 30 年の間に千葉県を含む南関東地域¹⁾において、マグニチュード 7 程度の大規模な地震が 70% の確率で発生すると予測しています。

平成 19 年度に県が実施した被害想定調査では、建物の倒壊や火災などの被害をはじめ、それらに伴う死傷者の発生など甚大な被害を想定しています。

また、今後、地球温暖化などの影響により、台風が強大化するとともに、局地的な集中豪雨の頻度が増大し、風水害や土砂災害が増加することが懸念されています。

県では、自然災害や大規模事故から県民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめるため、早急に道路・河川・港湾・公園・下水道などの社会資本の整備を進めるとともに、関係機関等と連携しながら、防災訓練や啓発活動など防災に関する施策を実施する責務を有しています。

【取組の基本方向】

だれもが安心して暮らせる災害に強い県づくりを進めるために、社会資本の整備や耐震化など被害を未然に防止する取組を推進します。

また、避難訓練など日ごろの予防対策、発災時における迅速な救助、医療救護などの応急対策、発災後のライフライン、道路、橋りょう等の早期の復旧・復興を図るための対策など、総合的な防災対策を推進します。

あわせて、国や県、市町村、その他関係機関の役割を明確にし、県民と各機関が連携・協力していく体制づくりを進めます。

【主な取組】

1 防災連携体制の確立

地震などの発災時に、迅速かつ的確な対応を図るための体制の構築を図るとともに、被害を最小限にとどめるため、防災に関する条例の制定を通じて防災意識の高揚を図ります。

また、市町村や消防、電気やガス、通信といったライフライン事業者等の防災関係機関などと連携し、防災訓練をはじめ、帰宅困難者対策や住宅用火災警報器の普及啓発など、各種の防災対策を推進します。

(仮称) 防災基本条例の制定

九都県市²⁾合同防災訓練の実施
帰宅困難者・滞留者対策の推進
住宅用火災警報器の普及啓発

2 地域防災力の向上

日ごろからの予防対策や、いざというときに助け合える地域社会の形成を促進し、災害による被害を最小限にとどめるため、セミナーの開催やホームページなどを活用して防災に関する知識や技術を身に付けられる機会を提供します。

また、自主防災組織³⁾を中心とした災害対応力の高い防災ネットワークの構築を図ります。

防災に関する広報・啓発の実施
災害対応力の高い防災ネットワークの構築

3 消防・救急救助体制の充実強化

地域の消防防災力の向上を図るため、消防の広域化や共同指令センター・消防救急無線の整備、消防団員の確保や消防団の活性化に市町村と連携して取り組みます。

また、救急搬送時の受入医療機関の選定困難事案に対応するため、国のガイドラインに基づいた実施基準の策定に取り組みます。

地域における消防力の強化
消防救急無線のデジタル化の推進
救急患者の搬送及び受入基準の策定

4 石油コンビナート施策の推進

石油コンビナート地区は、ひとたび事故が発生すると、極めて大規模な災害に拡大するおそれがあり、社会的にも経済的にも甚大な被害が懸念されます。

そのため、県では、関係消防機関や石油コンビナート事業所等と連携した各種訓練を実施するほか、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の見直しなど、石油コンビナート地区の防災体制の強化を図ります。

石油コンビナート等防災訓練の実施
千葉県石油コンビナート等防災計画の見直し

5 災害に強い社会資本整備

地震時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路⁴⁾などの橋りょうの耐震補強や道路法面の防災対策を推進します。

洪水などによる被害を防止するため1時間当たり50mm程度の降雨⁵⁾に対応した河川整備を推進します。

高潮、波浪等による被害を防止するため、護岸、防潮堤等の海岸保全施設の整備を推進するとともに養浜⁶⁾に取り組みます。

豪雨などによる土砂災害を防止するため、急傾斜地・砂防・地滑り箇所において、土砂災害防止施設の整備を推進します。

災害時に緊急物資などを輸送できる耐震性が強化された岸壁や、災害時に避難地等として機能する港湾緑地や県立都市公園の整備を推進します。

災害時においても、飲料水の確保と最低限の公衆衛生の確保、公共用水域の水質が維持されるよう、県水道施設と流域下水道施設の耐震化を推進します。

橋りょうの耐震補強・道路法面の防災対策の推進

河川・海岸整備の推進

土砂災害対策の推進

防災対策情報の提供

耐震強化岸壁の整備の推進

県立都市公園の整備の推進（再掲）

○流域下水道施設の耐震化の推進

○県水道施設の耐震化の推進

6 建築物・宅地の地震対策の推進

地震による建築物の被害や人的被害を最小限にとどめるため、市町村と連携しながら、県民への耐震改修などの必要性に関する啓発活動や、建築士を対象とした耐震診断・改修技術の普及などの施策を推進します。

また、地震や豪雨などによる二次災害を防止するため、宅地や建築物の危険度を判定する技術者の養成・登録や判定体制の整備を図ります。

被災宅地危険度判定士養成講習会の開催

「わが家の耐震相談会」の開催

建築士を対象とした既存建築物耐震診断・改修講習会の開催

被災建築物応急危険度判定士認定講習会の開催

7 県有建築物の耐震化の推進

県の所有する庁舎・学校・文化施設などの様々な用途からなる公共建築物は、県民への行政サービスの場として、また災害時の防災上重要な建築物としての役割を担っています。

利用者の安全確保だけでなく、災害時の防災拠点施設としての機能確保の観点から、計画的かつ重点的な耐震化に取り組んでいきます。

庁舎・学校・文化施設等の耐震化の推進

8 農山漁村における自然災害対策の推進

大雨などの自然災害から農山漁村地域の被害を未然に防止するため、排水施

設の新設・改修、防災施設の設置、森林整備等を行います。また、林地開発行為の適正化に取り組み、開発地の災害防止や森林再生を進めます。

これらにより、自然環境と共生した災害に強い農山漁村づくりを進めます。

農村におけるたん水防除⁷⁾や地滑り等の防止対策の実施

森林の整備や防災施設の設置による土砂崩れ等の防止

海岸を中心とした保安林の整備・管理

林地開発行為の適正化

【注】

- (1) 南関東地域：千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県東部・茨城県南部とその周辺地域を想定しています。
- (2) 九都県市：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県並びに横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市を指します（平成22年3月までは、相模原市を除く「八都県市」。）
- (3) 自主防災組織：災害による被害を予防・軽減するため、地域住民が自主的に結成する任意の集団・組織です。
- (4) 緊急輸送道路：大規模な地震が起きた場合における救助、物資の供給、諸施設の復旧など広範な応急対策活動を広域的に実施するために指定する道路です。
- (5) 1時間当たり50mm程度の降雨：人の受けるイメージとしては、バケツをひっくり返したように降ることです。
- (6) 養浜：砂浜の回復や維持を目的として、海浜へ人為的に砂を供給することです。侵食された海岸に養浜を行うことで、海浜の安定化を図ります。
- (7) たん水防除：土地条件の変化により、農地や農道などが水に漬かる被害を生ずるおそれのある地域で、これを未然に防止するための排水施設の新設・改修を行うことです。

安全で豊かなくらしの実現

1 安全で安心して暮らせる社会づくり

危機管理体制の確立

【目標】

様々な危機に迅速に対応できる体制づくりに取り組みます。

【現状と課題】

本県は、成田国際空港や千葉港、全国有数の石油コンビナートを有しており、大規模災害や武力攻撃事態、テロなど県民の安全を脅かす緊急事態が発生した場合には、迅速かつ、的確な対応が不可欠です。

大規模地震などの発生に備え、あらかじめ優先して実施すべき業務を特定し、その執行体制を確立するなど、県としての社会的な責任を果たしていくための危機管理体制の確立が求められています。

また、海外から持ち込まれる感染症などによる健康危機の未然防止、健康被害の拡大防止を図るため、健康危機管理体制の強化を図るとともに、現在、世界的に発生が危ぐされている病原性の強い新型インフルエンザ¹⁾対策の強化が必要となっています。

【取組の基本方向】

国や市町村だけでなく、警察・病院など関係機関との連携を強化するとともに、職員一人ひとりの危機管理に対する意識の向上を図ります。

また、大規模災害や新型インフルエンザ、テロといった県民の安全・安心な生活を脅かす事態について、迅速かつ適切な対策を講じます。

【主な取組】

1 緊急時における危機管理対策の推進

職員の危機対応能力の向上を目的とした研修会の実施、関係機関との連携強化を図るための国民保護訓練の開催、大規模災害時に、あらかじめ優先して実施すべき業務・職員の配備及び応援体制を定める「千葉県業務継続計画(震災編)」を策定・推進することにより、危機管理体制の充実強化を図ります。

研修等による危機管理能力の向上

千葉県業務継続計画(震災編)の推進

2 健康危機管理体制の充実・強化

健康危機を未然に防止し、さらに健康被害の拡大防止を図るためには、正しい情報の把握と迅速かつ的確な初期対応が必要となります。

そこで、「千葉県総合健康安全対策ネットワーク²⁾」及び健康福祉センター

(保健所)に設置した「地域健康危機管理推進会議³⁾」などを通じて、市町村・警察・県医師会など健康危機関連機関相互の連携を強化することで、県域及び各地域における健康危機管理体制の充実を図ります。

また、県民の健康を脅かす感染症、食中毒などを未然に防止し、さらに拡大防止を図るため、健康危機に対して迅速かつ確な対応を行う拠点として、老朽化が進んでいる衛生研究所の建て替えを行うとともに、県内の医療関係者などへの研修や訓練等を実施します。

県域及び各地域における健康危機管理体制の充実強化
県内の医療関係者等への研修や訓練等の実施
衛生研究所の建て替え

3 新型インフルエンザ対策の推進

ヒトが免疫を持っていない新型インフルエンザが発生すると、短期間に感染が拡大することが想定されることから、県民に対し正しい情報や適切な医療を提供する体制が必要となります。県では、抗インフルエンザウイルス薬⁴⁾などの備蓄を行うとともに、医療機関・団体、市町村などの協力を得ながら、医療提供体制の整備、模擬訓練の実施、正しい知識の普及及び相談窓口の整備など、新型インフルエンザ対策を推進します。

医療提供体制の整備と抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
正しい知識の普及及び相談窓口の整備

4 「テロ・ゲリラ」の防圧・検挙

「テロ・ゲリラ」は、社会的反響も大きく、県民の安全・安心なくらしを著しく侵害するものです。こうした行為から、県民並びに空港をはじめとした関連施設を守るため、警備諸対策を効果的に推進し、「テロ・ゲリラ」を徹底的に防圧・検挙していきます。

警備対策の推進

【注】

- (1) 病原性の強い新型インフルエンザ：新型インフルエンザとは、季節性のインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なるインフルエンザウイルスが原因で起こる疾病です。一般に、国民は免疫を獲得していないことから、感染が拡大し国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあります。新型インフルエンザウイルスの中には、遺伝子変異により強い病原性を示す場合があると考えられています。
- (2) 千葉県総合健康安全対策ネットワーク：様々な健康危機事案に対して千葉大学・放射線医学総合研究所・県医師会・千葉市・船橋市・柏市・警察などの関係機関と県との組織横断的なネットワークを構築し、発生の予防や迅速な原因物質の特定とそれに基づく適切な医療の提供などについての全県的な連携体制の強化を図るものです。
- (3) 地域健康危機管理推進会議：地域の関係機関・団体相互の連携を強化するなど地域の健康危機管理体制の充実強化を図るため、健康危機発生時の初動を担う地域保健の第一線機関である健康福祉センター（保健所）に設置したものです。
- (4) 抗インフルエンザウイルス薬：インフルエンザの治療に用いられる医薬品であり、「タミフル」や「リレンザ」などが知られています。

安全で豊かなくらしの実現

1 安全で安心して暮らせる社会づくり

交通安全県ちばの確立

【目標】

交通安全に対する意識の向上や、道路や標識などの交通安全環境の整備、交通指導・取締りの強化を図り、交通事故がない千葉県づくりを進めます。

【現状と課題】

平成 21 年の千葉県の交通事故死者数は 197 人と、10 年連続して減少していますが、全国ワースト 7 位と交通死亡事故が多発している状況です。

交通事故がない千葉県を実現するためには、歩行者や運転者の視点に立った、交通事故が起こりにくい道路環境を整備するとともに、県民一人ひとりが交通事故防止を強く意識し、行動するよう、関係機関・団体などが連携して取り組むことが必要です。

また、交通事故死者数の 4 割以上が高齢者であることや、自転車の関連する交通事故の割合が増加していること、飲酒運転が根絶されていないことなどを踏まえた取組を重点的に推進していくことが必要です。

【取組の基本方向】

県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーを実践するよう、関係機関・団体などと協力し、広報・啓発活動や交通安全教育を実施します。

また、交通事故が多発している箇所において関係機関などと共同して行う現地調査等により、事故発生原因の分析を行い、道路や標識などの整備・改善に取り組みます。

【主な取組】

1 県民総参加による交通安全運動の推進

春・夏・秋・冬の四大運動などを通じ、交通安全に対する意識を高めるとともに、自転車の安全利用やシートベルトの全席着用など改正された交通法規の理解と実践を促進します。

特に、高齢者の関係する交通事故を防止するとともに、交通事故の大きな要因である飲酒運転を根絶するため、重点的な広報・啓発活動を関係機関・団体などと連携して実施します。

四季の交通安全運動等の実施

警察ホームページ等による事故発生情報の提供

地域で行う高齢者の事故防止対策の支援及び交通事故防止のための広報啓

発活動の推進

高齢者の運転免許の自主返納の促進

飲酒運転根絶対策の推進

2 交通安全教育の充実

県民一人ひとりが、交通ルールを守り、交通マナーを実践するよう、幼児から高齢者まで、それぞれの年代に応じた実践的な交通安全教育を実施します。

特に、高校生をはじめとする若者などの自転車ルールの遵守とマナーの向上等のため「スマート・サイクルちば」を推進します。

また、地域における交通安全教育指導者の育成に取り組みます。

地域のふれあいを通じた交通安全教育

高校生に対する自転車安全利用の教育

子供自転車免許証モデル事業の推進

「自転車マナーアップ隊¹⁾」の活動の推進

高齢者の交通安全リーダー育成研修

幼児教育指導者に向けた交通安全教育

3 交通安全環境の整備

県民からの情報・意見とともに、県・市町村などの道路管理者や警察・関係団体等が協力して実施する交通事故多発箇所の現地調査などを生かし、交差点改良、歩道整備、見やすい標識の設置など道路環境の整備・改善を進めます。

交通事故多発地点における共同現地診断の実施

事故調査委員会の開催

交通安全施設の整備

道路環境の整備と改善

4 交通事故相談の充実

交通事故による被害者などの精神的負担や経済的負担に適切に対応するため、交通事故相談所において、被害者などの心情や状況に配慮したきめ細かい相談業務を実施します。

交通事故被害者等に対する相談

5 交通指導取締りの強化

無免許運転、飲酒運転、最高速度違反、放置駐車違反など悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反を重点的に取り締まるとともに、多角的な交通事故分析に基づき時間、路線などを選定した上で、事故防止に有効な交通指導取締りを行います。

また、悪質な放置駐車違反金未納者に対しては徹底した徴収を行います。

交通取締用装備資機材の整備・拡充と効果的な交通取締りの推進
違法駐車対策の推進

6 効果的かつ科学的な交通事故事件捜査の推進

交通事故多発交差点での交通事故自動記録装置の活用や、事故現場では綿密な交通鑑識活動を展開するほか、専門家に対して交通事故の鑑定依頼を積極的に行うなど、事故原因の徹底究明を図り、迅速かつ適正な交通事故事件の捜査を推進します。

交通鑑識資機材の充実

交通事故鑑定の積極的な依頼

【注】

- (1) 自転車マナーアップ隊：自転車の安全利用意識を向上させ、自転車事故の減少を図ることを目的に、高校生自らが街頭においてルール遵守とマナー向上の指導をするもので、県下の全高校で、各校おおむね5名ずつ選出された広報・啓発隊です。

安全で豊かなくらしの実現

1 安全で安心して暮らせる社会づくり

消費生活の安定と向上

【目標】

県民が安全で、安心な消費生活を送ることができる社会づくりを進めます。

【現状と課題】

インターネットの普及や国際化の進展など社会・経済状況の変化は、商品・サービスの購入方法の多様化や、商品の質の向上、価格の低下などをもたらしています。

しかし、その一方で、生産者や売り手の顔が見えないことや、商品・サービスの内容が分かりにくいことなどにより、消費者が、「もの」の良し悪しや安全性の判断ができにくい状況が生じています。

こうした中、平成 20 年度に、県・市町村に寄せられた消費生活の相談件数は、ここ数年減少傾向にあるものの、46,184 件と依然多い状況にあり、近年では、架空請求や住宅リフォーム詐欺など高齢者や若者を標的とした消費者トラブルや、生命に危害が及ぶような食品・製品の事件及び事故が後を絶ちません。

このため、国・市町村・消費者・消費者団体・事業者・事業者団体などと連携した取組を推進し、消費者の安全・安心を確保することが求められています。

【取組の基本方向】

だれもが、どこでも、安心して消費生活を送ることができるよう、市町村と連携して、相談体制の強化、相談窓口の周知を推進します。

また、消費者が、経済行為の主体としての認識を持ち、自立し、考え、行動できるように、消費者学習や情報提供などを推進します。

さらに、悪質事業者に対する取締りを強化するとともに、事業者が行う消費者志向の経営に向けた取組を支援します。

あわせて、県内で生産又は流通する食品の安全性を確保します。

【主な取組】

1 だれもが、どこでも安心して相談できる体制づくり

県民にとって身近な市町村における消費生活の相談体制の充実・強化に向けた取組の支援と相談窓口の周知を推進するとともに、消費生活相談員を養成します。

また、市町村に対する助言や広域的な事案に係る調整、被害防止に向けた調査・研究などを担う千葉県消費者センターの中核的な機能を強化します。

市町村における消費生活相談体制等の充実・強化に対する助成

消費生活相談を担う人材の養成
県消費者センターの中核的機能の強化
県消費者センターの運営

- 2 「自立し、考え、行動する消費者」となるための学習機会の確保と情報提供
消費者学習が活発に、また効果的に行われるよう、地域における消費者学習の担い手を養成するとともに、消費生活関連情報の発信や調査研究を推進します。

また、住民自らが行う消費者被害の防止に対する取組を支援するため、市町村と連携したネットワークの構築を促進します。

消費者問題等に関する広報・啓発及び調査・研究の強化
消費生活関連情報の管理及び発信機能の強化
市町村や関係団体等とのネットワークの構築・強化

- 3 悪質事業者の指導・取締りの強化

ヤミ金融や悪質商法については、被害の拡大を防止するため関係機関・団体と連携を強化するとともに、積極的な取締りを行います。

また、不当な取引行為を行う事業者に対する指導体制を強化します。

ヤミ金融事犯対策の推進
悪質商法事犯対策の推進
事業者指導体制の強化
事業者指導の実施

- 4 消費者の安心と信頼を高める事業経営の応援

事業者や事業者団体自らが、消費者志向の経営に向けた取組を進めるよう、苦情処理体制の整備や自主行動基準の作成を促進します。

消費者志向経営に向けた事業者の自主的な取組の促進

- 5 食の安全・安心の確保

県民の健康を最優先し、食品の生産から消費に至る総合的な安全対策及び食品の安全性に関するリスクコミュニケーション¹⁾を推進します。

また、食品営業者などの効果的な監視指導や食品検査を実施します。

さらに、農産物の農薬適正使用や水産物の鮮度管理など、安全・安心な生産及び流通を確保するとともに、消費者が適切に食品選択できるよう、食品販売店等に対し、原産地や名称などの適正表示を指導します。

リスクコミュニケーションの開催
食品等営業施設の監視指導
検査機器等の整備及び精度管理の徹底

県内で製造・生産・流通する食品等の検査
JAS法²⁾に基づく食品表示の検査及び指導
農薬取扱者に対する立入検査及び管理指導士の認定
水産物の安全・安心の確保

【注】

- (1) リスクコミュニケーション：食品などの安全・安心の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換、食品等の安全・安心の確保に関する情報の提供や意見を述べる機会の確保などの情報及び意見の交換の促進を図るために必要な取組をいいます。
- (2) JAS法：正式には「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」といいます。この法律は、飲食物品等が一定の品質や特別な生産方法で作られていることを保証する「JAS規格制度（任意の制度）」と、原材料、原産地など品質に関する一定の表示を義務付ける「品質表示基準制度」からなっています。

安全で豊かなくらしの実現

2 県民の生活を支える医療・福祉・健康づくり

安心で質の高い医療サービスの提供

【目標】

県民が安心して良質な医療を効率的に受けられる体制を整備します。

【現状と課題】

本県は、人口当たりの病院数（病床数）や医師・看護師などの医療従事者数がいずれも全国平均を下回っており、医療提供体制の整備が遅れています。

また、医師不足の影響などにより、自治体病院をはじめ、病院の休止、診療科の休廃止、救急医療からの撤退などといった深刻な事態が生じています。

このため、医療サービス提供基盤の整備を進めるとともに、無駄のない効率的な医療体制を構築するため、医療施設の役割分担と連携の推進を図る必要があります。

また、医師不足などを背景に救急医療体制の弱体化が進んでいることから、救急医療体制の再構築を図るとともに、医師不足等に伴う地域医療の崩壊を防ぐため、医師・看護師などの医療従事者の確保・定着対策を推進する必要があります。

【取組の基本方向】

医療施設の明確な役割分担と連携の下に、だれもが質の高い医療サービスを受けられるよう、医療における質の確保を図ります。

また、救急医療体制や周産期医療¹⁾体制などの整備に努め、だれもが安心して暮らせる医療体制の構築を目指します。

さらに、地域に必要な医療の安定的な提供を図るため、自治体病院への支援を強化するとともに、医師・看護師などの確保・定着対策を推進します。

【主な取組】

1 全県共用の地域医療連携パス²⁾の普及

地域の病院や診療所などの役割分担と相互連携の推進を図るため、県と県医師会、関係医療機関が協働で作成した全県共用の地域医療連携パスの活用・普及を図ります。

また、地域医療連携パスの活用・普及を図る上で、各医療機関の紹介・振り分け機能など重要な役割を有する「かかりつけ診療所（『かかりつけ医』『かかりつけ歯科医』）」の機能強化を図ります。あわせて、県民に対する「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」の定着促進を図ります。

地域医療連携パスの活用・普及
かかりつけ医の機能強化

2 医療情報提供システムの充実

病院・診療所・助産所・薬局（以下「医療機関など」という。）の有する医療・薬局機能に関する情報を、医療機関などからの報告や県の行う調査を基に集約化し、インターネット上で分かりやすく提供することにより、県民・患者等が適切な医療機関などを選択できるよう支援します。

「ちば医療ナビ」（県ホームページ）による医療情報等の提供

3 救急医療体制の整備

救急コーディネーター³⁾の配置やドクターヘリ⁴⁾の運用、救命救急センターへの運営費補助などにより、救急医療における体制整備を進めるとともに、病院と診療所の連携の強化など、地域における救急医療体制の整備を図ります。

救急コーディネーターの配置

ドクターヘリの運営

救命救急センター（24時間応需体制）の支援

4 周産期及び小児救急医療体制の整備

周産期及び小児救急医療における体制整備を進めるとともに、病院と診療所の連携の強化など、地域における周産期及び小児救急医療体制の整備を図ります。

周産期母子医療センターの支援

母体搬送コーディネート体制（24時間・365日体制）の確保

小児救急医療拠点病院の支援

小児救急医療に係る夜間・休日診療所運営の支援

小児救急電話相談の実施

5 医師・看護職確保・定着対策の推進

医師の偏在や不足の解消に向けた医師確保対策事業を展開するとともに、看護職員など医療技術者の養成力の強化及び多様化するニーズに対応できるよう看護職員の資質の向上を図ります。

また、千葉大学や県内の臨床研修病院などと協働し、全県的な医療従事者の確保・研修・就職支援のためのシステムを構築します。

臨床研修医の育成

医師修学資金の貸与

後期臨床研修の情報提供とキャリアパス⁵⁾に関する相談業務等の実施

病院内保育施設の運営支援

看護職の再就業の促進と確保

新人看護職員に対する技術研修の実施

6 自治体病院への支援

自治体病院の経営状況などについて定期的な実態把握を行い、それを踏まえて経営改善などの支援を行います。

また、自治体病院の役割分担に基づく機能再編や他の医療機関との連携推進を支援します。

自治体が行う医療施設整備に対する支援

自治体病院における医師確保のための臨床研修資金の貸与等

7 県立病院の充実強化

県内の医療をリードし、県民から期待される高度専門的な医療機能などを一層充実していくため、医療技術の向上と人材の確保を図るとともに、経営収支の改善に取り組んでいきます。

また、施設の老朽化、耐震基準不足などに対応するとともに、がんや救急医療など高度専門医療の最後のとりでとして必要な機能を備えるため、施設などの整備を進めます。

勤務環境改善や研修等の実施による人材確保及び育成

救急医療センター・精神科医療センターの建て替え

がんセンターの施設整備

こども病院分娩機能の整備

県立病院の機能強化のための医療機器や施設等の充実

【注】

- (1) 周産期医療：妊娠 22 週以降生後 1 週未満までの期間を周産期といい、この周産期を含む前後の期間は、母子ともに異常が生じやすいことから、妊娠、出産から新生児に至るまで総合的に管理して母と子の健康を守るための医療です。
- (2) 地域医療連携バス：急性期の医療機関から回復期の医療機関を経て自宅に戻るまでの治療経過に従って、期間ごとの診療内容や達成目標などを明示した治療計画です。患者や関係する医療機関で共有することにより、効率的で質の高い医療の提供と患者の安心の確保が見込まれます。将来的には、医療だけでなく健康づくりや福祉まで連動させた地域連携バスの構築が望まれます。
- (3) 救急コーディネーター：夜間・休日を中心に、産科救急患者に限らず救急患者一般について、消防機関などからの要請に応じて搬送先医療機関の調整を行う者で、各都道府県に配置するよう求められています。なお、コーディネーターは専門的で高レベルな判断を必要とすることから、原則として医師が務めることになっています。
- (4) ドクターヘリ：医療機器を装備し、救急医療の専門医師と看護師が搭乗した救急専用のヘリコプターのことです。救急救命センターに常駐し、消防機関などからの出動要請に基づいて救急現場に向かい、現場から救命救急センターなどの病院に搬送するまでの間、患者に救命医療を行います。
- (5) キャリアパス：仕事の経験を積みながら、その能力や専門性を高めていくための順序や道筋です。キャリアパスを設定することで目標意識が高まり、仕事に対するスキルを効率よく高めていくことができます。

安全で豊かなくらしの実現

2 県民の生活を支える医療・福祉・健康づくり

生涯を通じた健康づくりの推進

【目標】

県民の健康意識の高揚を図るとともに、ライフステージに応じた生活習慣病予防対策を推進します。

【現状と課題】

高齢化の進展などにより、がん・心疾患・脳血管疾患等の生活習慣病が増加しており、生活習慣病は国民医療費の約3割、死亡原因の約6割（平成20年）を占めています。がんは県民の死亡原因で最も多く、約3割（平成20年）を占めています。

がん予防には、早期発見・早期治療が重要であり、がん検診の受診率の向上を図るとともに、がん診療連携拠点病院¹⁾機能の充実・強化、がんの発病・増悪因子であるたばこ対策も併せて進めていく必要があります。

また、本県の自殺者数は平成10年に急増しており、20・30歳代の死亡原因の第1位（平成20年）となっています。

このため、うつ病などを含めたこころの健康づくり対策の充実を図り、自殺対策を進めていく必要があります。

【取組の基本方向】

県民一人ひとりが、自分らしく生き生きと暮らし続けるため、ライフステージに応じた生活習慣病対策を推進します。

また、県民の健康に対する意識の高揚を図り、自発的な健康づくりの実行を促す取組を進めます。

さらに、うつ病などの精神疾患とその対応についての啓発、相談支援体制の整備などにより、総合的な自殺対策に取り組みます。

【主な取組】

1 県民主体の健康づくりの推進

県民の高齢化、生活習慣病の増加などにより、医療費の増加が見込まれる中で、県民の健康づくりを効果的に進めるため、県民一人ひとりの健康に対する意識の高揚を図り、県民の自発的な健康づくりに関する取組を支援します。

健康宣言の推進

健康ちば21²⁾の推進

2 生活習慣病対策の推進

市町村国民健康保険など医療保険者が特定健診・特定保健指導³⁾を円滑に実施し、生活習慣病の有病者・予備群を減少させることができるよう、県民の主体的な健康づくりへの動機付けや効果的な特定健診・特定保健指導を実施するための環境整備や人材育成について支援します。

また、生活習慣病を予防するため、家庭、学校及び企業などに食生活や禁煙など正しい生活習慣の定着に係る啓発・情報提供等を行うことにより、地域や職域が一体となった生活習慣病対策を推進します。

生活習慣病予防を支える人材の育成
食を通じた健康づくり

3 総合的ながん対策の推進

県民一人ひとりが、がんの予防や早期発見に努め、がんになっても安心して納得した最善の医療を受けることにより、がん患者とその家族の生活の質の維持向上が図れるよう、総合的かつ計画的ながん対策の推進を図ります。

がんの予防・早期発見の推進
たばこ対策の推進
がん医療提供体制の推進
在宅緩和ケアの推進

4 総合的な自殺対策の推進

うつ病など精神疾患とその対応についての啓発、健康問題や経済・生活問題などに対する各種相談窓口の周知、相談支援に当たる健康福祉センターや市町村等の担当者及び一般診療科医師などへの研修等、総合的な自殺対策を推進します。

地域における総合的な自殺対策の推進

5 健康力向上のための地域情報資源の活用

県内の健康・福祉情報や感染症情報などを整理し、県民に分かりやすく発信します。

県や市町村などの施策立案の基礎とするため、統計データの整理・分析などを行います。

健康づくり情報の発信

【注】

- (1) がん診療連携拠点病院：全国どこに住んでいても等しく高度ながん医療を受けられるよう、厚生労働大臣が専門的ながん診療などを行う病院に対し指定する病院です。緩和ケアチーム、相談支援センターの設置などが義務付けられており、都道府県に1か所指定される都道府県がん診療連携拠点病院と二次保健医療圏に1か所指定される地域がん診療連携拠点病院があります。
- (2) 健康ちば21：県民それぞれのライフステージや性差に応じた健康増進が図れるよう、「平均寿命の延伸」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を基本目標に県が策定した、健康づくりに係る計画です。この計画は、健

- 康増進法において、都道府県が定めることとされる「県民の健康増進に関する計画」に該当するものです。
- (3) 特定健診・特定保健指導：特定健診はメタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）の早期発見を目的とした健康診査で、特定健康診査を略していています。特定保健指導は、特定健診でメタボリックシンドローム、あるいはその予備群とされた人に対して実施される保健指導をいいます。特定健診・特定保健指導は、平成 20 年 4 月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、医療保険者に義務付けられています。

安全で豊かなくらしの実現

2 県民の生活を支える医療・福祉・健康づくり

高齢者が生き生きと安心して暮らせる社会の構築

【目標】

各地域のニーズに応じた介護サービス基盤の整備を推進します。

【現状と課題】

平成 17 年国勢調査結果によれば、本県の高齢化率は全国で 5 番目に低いものの、高齢者人口は全国 2 番目の伸び率で増加しており、平成 27 年には、約 4 人に 1 人が高齢者となる見込みです。

この急速な高齢化に伴い、認知症高齢者も含め、介護や支援を必要とする高齢者が急増する一方、特別養護老人ホーム¹⁾などの介護施設の整備は全国に比べて大幅に遅れています。

また、福祉・介護を担う人材の確保・定着が難しい状況にあります。

このため、高齢者が安心して地域で生活していくため、早急に対策を講じる必要があります。

【取組の基本方向】

介護施設や在宅福祉サービスなど介護サービス基盤の整備を推進するとともに、福祉・介護を担う人材の確保・定着対策を積極的に推進します。

また、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めます。

さらに、介護保険事業の実施主体である市町村に対し、事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう助言・支援などを行います。

【主な取組】

1 介護施設の整備促進

寝たきり等の重度の要介護高齢者が急増する一方、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の増加などによって、在宅での家族介護力は低下しています。

このため、施設介護に対するニーズは一層増大するものと見込まれることから、広域型特別養護老人ホーム²⁾などについて、市町村と連携し、必要な目標数を定め、整備を促進します。

特別養護老人ホーム等の整備促進

2 地域密着型サービスの普及促進

在宅での生活の継続を支援するため、通いを中心として、要介護高齢者などの様態や希望に応じて、随時訪問や泊まりを組み合わせサービスを提供する小規模多機能型居宅介護³⁾などの地域密着型サービスの基盤整備を促進しま

す。

地域密着型サービス事業の開設者等の資質向上
地域密着型サービス基盤の整備促進

3 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

認知症における医療体制の充実を図るとともに、マンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化し、認知症高齢者などとその家族を地域全体で支える体制づくりを進めます。

医療との連携による認知症の早期発見・早期治療と適切な対応に向けた取組の推進

認知症高齢者とその家族を支えるネットワークづくり

4 介護サービスの質の確保・向上

介護サービスの質の確保・向上を図るため、介護事業者の指定・指定更新を適正に進めるとともに、介護事業者に対する指導・監査を適切に実施します。

また、市町村が行う介護事業者の指導・監査に対して支援します。

さらに、介護サービスのプランを作成する介護支援専門員の資質向上などを図ります。

介護事業者に対する適切な指導・監査

介護支援専門員の資質向上

5 高齢者の総合相談機能の強化

地域包括支援センター⁴⁾の設置を促進するとともに、地域包括支援センターが、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師など職員の専門性を生かしながら、住民の多様なニーズや相談に総合的に対応し、地域における包括的・持続的なケアマネジメント⁵⁾の拠点としての機能を十分果たすことができるよう市町村を支援します。

地域包括支援センターへの支援

6 高齢者の尊厳を守る地域づくりの推進

高齢者が、虐待を受けることなく、住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送れるよう支援するとともに、社会福祉士や弁護士等の専門職と連携して、高齢者虐待の困難事例を抱える市町村などを支援します。

高齢者虐待防止対策の充実

7 介護予防の推進

高齢者が生き生きと自立した生活を送ることができるよう、特定高齢者⁶⁾などを対象に市町村が実施する介護予防事業などの地域支援事業や要支援者

を対象に実施する予防給付⁷⁾が効果的に実施できるよう支援します。

介護予防に関する市町村支援

8 福祉・介護人材確保・定着対策の推進

福祉・介護人材の確保・定着に向けて、賃金等の処遇改善を図るとともに、介護の職場の魅力を紹介する事業、若者等新規参入者の拡大や定着、介護有資格者の再就労のための支援事業などを実施します。

なお、効果的な事業実施には、地域の市町村・施設・教育機関などの連携・協働が必要であることから、地域ごとに「福祉人材確保・定着地域推進協議会」を設置し、地域の実情に合った手法などを検討し、実施します。

福祉・介護人材の確保と定着

介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対する助成

【注】

- (1) 特別養護老人ホーム：65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者（いわゆる要介護高齢者）であり、在宅において適切な介護を受けることが困難な者が入所する施設です。施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。
- (2) 広域型特別養護老人ホーム：入所定員が30人以上の特別養護老人ホームのことをいい、所在市町村以外の住民の入所が可能です。
- (3) 小規模多機能型居宅介護：在宅の要介護認定者等について、「通い（日中ケア）」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問（訪問ケア）」や「泊まり（夜間ケア）」を組み合わせて提供される介護保険サービスで、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話をなじみの職員が行うことにより、要介護認定者等の在宅生活の継続を支援するものです。
- (4) 地域包括支援センター：地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関です。
運営主体……市町村、又は市町村から委託された法人（在宅介護支援センターの設置者、社会福祉法人、医療法人等、その他省令で定められた要件にかなう法人）
エリア……小・中学校区、合併前の行政エリア、地形、人口分布などに基づく生活圏域を踏まえ、一つの地域包括支援センターがカバーするエリアを市町村が設定
スタッフ……保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士等
- (5) ケアマネジメント：高齢者の生活を支援するために、地域の様々な福祉サービスなどを適切に活用できるように総合的に調整することをいいます。
- (6) 特定高齢者：65歳以上で、生活機能が低下し、要支援及び要介護状態になるおそれのある高齢者のことです。具体的には、日常生活に必要な生活機能の低下が見られないかどうかを確認するための基本チェックリストにより、生活機能チェック及び生活機能検査を実施し、生活機能の低下があると認められた場合に特定高齢者になります。
- (7) 予防給付：要支援の認定を受けた人が、要介護状態になることを予防するとともに、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるようにするための介護予防サービスを提供します。

安全で豊かなくらしの実現

2 県民の生活を支える医療・福祉・健康づくり

障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築

【目標】

障害のある人のライフステージに沿った福祉サービスが提供され、障害のある人がその人らしく暮らせる環境を整備します。

【現状と課題】

県内では、身体障害・知的障害・精神障害など障害のある人が増加しており、発達障害¹⁾や高次脳機能障害²⁾、難病など、新たな障害も認識されてきています。

また、高齢化の進展などにより、障害のある人は今後も増加し続ける見込みです。

一方で、グループホームなど³⁾の施設整備は遅れており、また、求職中の障害のある人のうちおよそ半数は就職できていないなど、障害のある人を取り巻く状況は大変厳しくなっています。

障害のある人がその人らしく暮らせるためには、障害のある人の自己決定や自己実現を支援するための仕組みを構築するとともに、障害のある人自身や家族の高齢化が進む中で、親亡き後も障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの充実と地域基盤の整備を図ることが必要です。

【取組の基本方向】

障害のある人の自己決定や自己実現を支援するために、身近な地域における相談支援体制の構築と充実強化のための施策を推進します。施策の展開に当たっては、障害のある人のライフステージに沿った福祉サービスの充実を図ります。

また、障害のある人に対する理解の促進と、ユニバーサルデザイン⁴⁾の理念に基づいたハード・ソフト両面の整備を進めます。

【主な取組】

1 入所施設から地域生活への移行の推進

障害のある人の地域生活を支えるため、利用者のニーズに応じた多様な住まいの場として、グループホームなどの拡充を図るとともに、日中活動の場の充実も図ります。

また、地域での支援が困難な障害のある人に対しては、入所施設の果たす役割が引き続き重要であることに留意しつつ、入所施設の有する人的資源や機能を地域生活のバックアップのために活用します。

グループホーム・ケアホームの整備促進

グループホーム・ケアホームの質的向上

重度・重複障害者等の地域生活移行の推進

2 障害のある人への理解を広げる取組の推進

個別の差別事案の解決を図るとともに、差別の背景にある社会慣行などの問題について協議する「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」⁵⁾などを通じて、障害のある人への理解を広げる取組を推進します。

また、地域における相談支援体制を構築するとともに、生活支援と一体となった権利擁護の仕組みづくりのため、地域自立支援協議会⁶⁾の充実・強化への支援や地域の支援者によるネットワークづくりに取り組みます。

さらに、手話通訳者や点訳・朗読奉仕員などの人材育成に取り組み、障害のある人の情報コミュニケーションを支援します。

障害のある人への理解の促進

地域における相談支援と権利擁護体制の構築

手話通訳者等の人材育成

3 障害のある子どもの療育支援体制の充実

障害のある子どもに対するライフステージを通じた一貫した療育支援体制を構築するとともに、障害特性を踏まえた支援を行うため、子どもに携わる者の気づき能力を向上させ、障害の早期発見による支援を進めます。

また、ホームヘルプや児童デイサービス⁷⁾、訪問看護などを通じて在宅支援機能の強化を図り、子どもの育ちと子育てを支える施策に取り組みます。

障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制づくり

障害のある子どもの在宅支援機能の強化

4 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実

障害のある人が可能な限り一般企業へ就労するとともに、継続的な職業生活を維持できるよう、障害福祉施設からの就労拡大をはじめとして、障害のある人の就職、職場定着、離職時フォローなどの支援などを進めます。

また、障害のある人の経済的自立に向けて、県内における障害福祉施設の経営強化と賃金向上の取組を推進します。

障害者就業・生活支援センターの整備とネットワークの構築

福祉施設等で生産活動を行う障害のある人の賃金向上への取組

5 精神障害のある人の地域生活への移行の推進

精神障害のある人の地域生活への移行を支援するため、地域で生活する入院経験者などが、病院内で入院患者との交流を図り、病院と地域が連携して退院支援を行うことにより、地域ネットワークの構築を目指します。

また、自立した生活の維持や社会参加などを支援するピアサポート⁸⁾体制の

在り方について検討を進めます。

さらに、精神科医療機関などと連携した退院促進や精神科救急医療の充実などに取り組みます。

精神障害のある人の地域生活への移行支援

障害者自身が自らの経験を基に相談支援等を行うピアサポート体制の検討

精神科救急医療体制の充実

6 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実

発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害⁹⁾など、地域の支援施設・機関では通常の対応が難しい障害について、県内に拠点を設置して支援の拡充を図るとともに、より地域に密着した支援ができるよう、民間での専門的・広域的な支援拠点機関の普及促進に向けた検討や、そのための機関・人材育成などの具体的な仕組みづくりを進めます。

また、通所による施設サービスだけでは支援が困難な障害のある人に対して、訪問支援・相談支援の実施や居場所づくり、親の会・当事者サポート団体などと連携した支援体制づくりなどを進めます。

地域の支援施設等では対応が難しい障害に対する支援

通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援

【注】

- (1) 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する障害をいいます。
- (2) 高次脳機能障害：病気や事故などの原因で脳が損傷されたことにより、言語・思考・記憶行為・学習・注意などに障害が起きた状態をいいます。
- (3) グループホームなど：地域社会の中で暮らしたいと考えている障害のある人が、共同して、自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、住居を提供するサービスです。この住居では、障害のある人が安心して地域生活を送れるよう、日常生活などを営む上で必要な援助（グループホーム）や介護（ケアホーム）を受けることができます。
- (4) ユニバーサルデザイン：年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、だれもが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインすることなしに、製品、建築物、環境をデザインすることです。
- (5) 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議：障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害のある人のほか幅広く事業者にも参加してもらい、個別の相談では解決が困難な課題について、解決に向けた取組を話し合い、実践するために設置されたものです。
- (6) 地域自立支援協議会：相談支援事業の中立・公平性の確保及び相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場として市町村に設置されるもので、具体的には困難事例への対応の在り方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議などを行います。
- (7) 児童デイサービス：障害のある子どもに対し、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行うサービスです。
- (8) ピアサポート：障害のある人自身が自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決などを支援する活動のことです。
- (9) 強度行動障害：激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する著しい不適応行動を頻繁に示し、日常生活に困難を生じている状態をいいます。

安全で豊かなくらしの実現

2 県民の生活を支える医療・福祉・健康づくり

互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会づくりの推進

【目標】

地域住民が互いに支え合い、安心して暮らせる地域コミュニティを再生します。

【現状と課題】

核家族世帯や高齢者世帯の増加などにより、家族内の支え合い（家族力）が低下しています。

また、社会構造や住民意識の変化により、地域でのつながりの希薄化、地域力の低下が指摘され、孤独死¹⁾が社会問題化するなど、地域コミュニティは担い手の不足が深刻な状況です。

さらに、景気の低迷や社会の成熟化に伴い、地域の課題は複雑化、多様化しており、従来型の施策や個別の支援だけでは解決することが難しい状況となっています。

そこで、福祉関係団体のみならず、障害のある人や子どもから大人までの多くの地域住民が地域の課題を解決するために、知恵を出し合い、力を結集させる仕組みづくりが求められています。

このため、家族内の支え合い（家族力）の低下を補い、地域で安心して暮らせるコミュニティの再生や地域における新たな支え合いを確立する必要があります。

【取組の基本方向】

地域コミュニティの再生、地域住民による新たな支え合いの機運を促進するため、住民ネットワークの構築や地域課題を議論する場づくりを支援します。

また、地域福祉の担い手として、従来から活動している人々に加え、若年層や勤労者世代などの幅広い世代の参加を促進し、互いに支え合う地域社会づくりを推進します。

さらに、高齢になっても、住み慣れた地域に、安心して「住み継^{つづ}けられる」ように福祉と住まいの在り方について研究を進めます。

【主な取組】

1 互いに支え合う地域コミュニティの再生

社会資源の充実やネットワーク化の推進、地域づくりを総合的にコーディネートする人材の育成を図るとともに、様々な地域住民が集い地域福祉の推進体制として重要な役割を有する「地域福祉フォーラム²⁾」の設置を促進します。

また、地域住民の生活支援のため、住民や市民活動団体³⁾などが主体となっ

て行うコミュニティ福祉活動への支援、総合相談や生活支援を行う中核地域生活支援センター⁴⁾事業などを進めます。

さらに、ホームレスの自立支援のため、一人ひとりの状況に応じた適切な支援が可能になるよう、市町村、市民活動団体などと連携した取組を進めます。

地域づくりを総合的にコーディネートする人材の育成

地域福祉の推進体制の設置促進

総合相談・生活支援を行う体制の整備

ホームレス自立支援事業の推進

新しい地域社会づくりの推進

2 高齢社会における福祉と住まいの在り方の研究

高齢者が地域で「^{つづ}住み継げる」ためには、介護サービスだけではなく、生活基盤となる住まいや地域コミュニティによる支え合いなどについて一体的に考える必要があることから、地域特性の顕著な本県の状況を踏まえながら、福祉と住まいの在り方について研究を進めます。

高齢社会における福祉と住まいの在り方の研究

3 団塊の世代や高齢者等の地域活動への参画支援

退職期を迎えている団塊の世代や高齢者などが、豊富な人生経験などを生かしながら、^{つづ}住み慣れた地域に「住み継げられる」ための地域づくりの担い手として、ますます元気に活躍できるよう、地域活動に必要な知識などの習得を促進し、市町村などと協働しながら地域活動への積極的かつ円滑な参画の在り方を検討します。

地域活動を積極的に推進できる人材の養成の検討

【注】

- (1) 孤独死：1980年頃からマスメディアなどにより、自然発生的に使われ始めた言葉です。特に、1995年の阪神・淡路大震災後の仮設住宅で独居者の死が相次ぎ、大きな社会問題となって以降、頻繁に用いられるようになっています。一般的には「みとる人がだれもない状態での死」(警察やマスメディアなどは、これにより発表。)を示します。
- (2) 地域福祉フォーラム：地域住民が、これまで地域福祉を担ってきた民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの団体、市民活動団体等の新たな地域福祉の担い手、さらには就労、教育、防災、防犯をはじめとする福祉以外の各分野の人たちと協働して、地域における福祉などの在り方・取組方法を考えていく組織です。地域福祉フォーラムは、小域福祉圏(小学校又は中学校区)、基本福祉圏(市町村)、広域福祉圏(健康福祉センター圏域)の3層福祉圏ごとに設置されます。
- (3) 市民活動団体：県民が自発的に地域や社会の問題を解決するために活動している団体で、NPOとも呼ばれ、NPO法人・ボランティア団体など任意団体等の総称のことをいいます。
- (4) 中核地域生活支援センター：児童、高齢者、障害者といった対象者種別にとらわれず、福祉全般にわたる相談に365日・24時間体制で応じ、速やかに適切な機関への連絡・調整などの必要な活動を行います。

安全で豊かなくらしの実現

3 豊かな心と身体を育てる社会づくり

国際交流・多文化共生¹⁾の推進

【目標】

国際交流、国際協力活動や、外国人県民²⁾にも暮らしやすい多文化共生社会づくりを展開し、国際社会で発展する県づくりを推進します。

【現状と課題】

国際交通網やインターネット等の情報通信網が飛躍的に発展し、人、物、金、情報など、あらゆる分野で国を越えた交流や移動が大幅に拡大しています。このような国際化の進展は、新たな価値を創造し、活力のある地域をつくるチャンスです。経済、環境、教育、福祉、街づくり、学術など様々な分野で、国際交流、国際協力を進めていくことが必要です。

また、本県在住の外国人が増加する中で、外国人県民にも暮らしやすい県づくりを進めるため、生活環境の整備や、コミュニケーション支援などを進めていくことが必要です。

【取組の基本方向】

国際化が進む社会においては、他自治体との差別化を図るとともに、地域の特性を更に伸ばしていくことが重要です。このため、本県の人材、文化、産業、歴史、施設など豊富なポテンシャルを生かしながら、国際交流・協力、多文化共生施策を進めます。

また、国際化の進展は社会の様々な分野で進んでおり、多面的、重層的な対応が必要です。「新しい文化の創造と県民の誇りの向上」や「外国人県民が地域社会の一員として共に生きていく多文化共生社会の構築」を目指し、県民をはじめ、市町村・大学・企業・民間団体などの多様な主体と連携して国際化施策を進めます。

【主な取組】

1 国際交流、国際協力の活発化

本県の姉妹州であるアメリカのウィスコンシン州や、友好関係にあるドイツのデュッセルドルフ市と実施している経済、健康福祉、学術・教育、文化・スポーツなどの交流の充実を図ります。

また、ベトナムなどで実施している下水施設の管理や環境学習支援などの各種国際協力を引き続き進めるなど、我が国との結び付きが一層強まっているアジアの各地域においても、経済、環境、教育などの分野で交流を行っていきます。

姉妹州・友好都市との交流
ベトナムでの下水施設管理等の協力

2 外国人県民にも暮らしやすい地域づくり

外国人県民に対し、医療、教育、住宅、雇用、災害対策などの生活に密着した分野で、多言語での情報提供や相談対応を行うとともに、外国人県民の地域社会への参加促進など、多文化共生社会づくりに向けた施策を展開します。

外国人県民向けの多言語による情報提供

外国人県民の地域社会への参加促進と支援体制整備

外国人集住地域総合対策の推進

3 多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成

異なる文化を持つ人々との相互理解を深め、国際社会で主体的に行動できる人材を育成するため、子どもたちに対する国際理解教育を推進します。

また、外国人児童生徒が日本での生活に必要な知識や習慣を身に付けることができるよう、学校及び地域社会における受入れ体制の整備を図ります。

高校生等の海外派遣・受入れの支援

外国人児童生徒等の受入れ体制整備のための教育相談員の配置

【注】

(1) 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

(2) 外国人県民：千葉県に在住する外国人のことです。

安全で豊かなくらしの実現

3 豊かな心と身体を育てる社会づくり

ちば文化の創造と千葉県民のアイデンティティー¹⁾の醸成

【目標】

県民や関係団体、市町村などと連携し、多彩で個性あふれる本県の文化を継承するとともに、新たな「ちば文化」を創造します。

県民の千葉県に対する愛着や誇りをはぐくみます。

【現状と課題】

豊かな自然環境に恵まれた本県では、古くから多くの生活文化が生み出され、また、海・川・街道を通じた紀州・江戸・鎌倉などとの交流の下、特色ある多様な文化がはぐくまれてきました。そして今日では、首都圏に位置し、成田国際空港を抱えて、人や物、情報が活発に交流する中、県内各地で、様々な文化芸術活動が盛んに行われるとともに、こうした千葉の新旧の文化が織りなす新しい「ちば文化」の創造が期待されています。

千葉の多様な文化は、県民、さらに千葉を訪れる多くの人たちにゆとりと潤いなど、心の豊かさをもたらしています。

しかし、少子高齢化の急速な進展によって、次世代の文化の担い手が不足しており、伝統文化を保存・継承し、新たな文化を創造するため、担い手を育成するとともに、若者が文化芸術活動に取り組みやすい環境を整える必要があります。

また、伝統的な文化の活用や新たな文化の創造などにより、地域の活性化を図ることが求められています。

一方、東京に近い県内の都市部には、東京都をはじめ県外に通勤・通学している人が多く、千葉県民としての意識が希薄な人たちがいると言われています。

このため、県民の千葉県に対する愛着や誇りをより一層はぐくむため、県内の交流を促進することなどが求められています。

【取組の基本方向】

県民をはじめ、関係団体や市町村などと連携して、「ちば文化」に親しめる環境をつくとともに、「ちば文化」を継承し、創造していける体制を構築します。

また、地域固有の伝統芸能や祭りなどの文化資源を観光振興に結び付けるなど効果的に活用します。

さらに、千葉県民としての意識を醸成し、県民が千葉県に対する愛着や誇りをより一層感じられるよう、県内の地域間交流を促進するとともに、県民の日に係る取組を広く展開します。

【主な取組】

1 文化芸術活動を支えるための仕組みづくり

県民主体の文化芸術活動を促進するため、全県的に活動する文化芸術団体との共催による「千葉・県民芸術祭」を開催するとともに、文化芸術団体の自主的な活動を支援します。

また、文化芸術活動を支えるボランティア活動を支援するための情報ネットワークを運営します。

「千葉・県民芸術祭」の開催（再掲）

国等の支援制度や企業メセナ²⁾等に関する情報の提供
文化芸術ボランティア活動の情報ネットワークの運営

2 文化に触れ、親しむ環境づくり

ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉を活用した音楽鑑賞など、質の高い文化に触れる機会を県民に提供するとともに、県民の文化的活動や学習活動を支援します。

また、音楽・美術・伝統技術などの専門家による指導を受ける機会を設け、県民の技術や知識の向上を図るとともに、後継者を育成します。

さらに、県内のオーケストラ活動の普及を目的として設置した千葉県少年少女オーケストラの活動を支援します。

質の高い文化の提供

美術館・博物館の専門性を生かした展示・普及事業の実施

市町村図書館等とも連携した県民の読書・調査・研究活動の支援

児童生徒に対する演奏指導（洋楽）の実施

千葉県少年少女オーケストラの活動支援

3 文化資源を活用した地域の活性化

市町村・観光協会・企業などと連携して、各地域の「ちば文化」を再発見し、観光に活用するなど、地域の活性化を図ります。

地域の文化資源の活用

千葉の文化資源情報の提供

海・山・川の現場（フィールド）で展開する博物館活動

4 伝統文化の保存・継承

千葉の貴重な財産である伝統文化に対する県民の関心を促し、次世代に伝えるため、関係機関・団体や文化財の所有者・伝承者とともに、伝統文化に県民が触れる取組を推進します。

また、市町村が実施する文化財を保存する事業を支援します。

伝統文化に県民が触れる機会の提供

児童生徒に対する演奏指導（邦楽）の実施
民俗芸能の普及・担い手育成のための公開事業の実施
美術館・博物館における講座・体験事業の実施
発掘で出土した文化財の管理と学校等と連携した活用
国・県指定文化財の保存修理の支援

5 千葉アイデンティティの醸成

県民に千葉の魅力を認識・再発見してもらい、千葉県民としての意識の醸成及び地域の活性化を図るため、環境保全、青少年育成など様々な分野のテーマについて、県内地域間交流を促進します。

また、県民の千葉を愛する心をはぐくむため、6月15日の県民の日を中心に、市町村や企業などと連携した取組を推進します。

県内での地域間世代交流の促進

市町村・企業等と連携した県民の日に係る事業の展開

【注】

(1) アイデンティティ：他者とは違う性質、また自分を他者とは違うものとする明確な意識のことをいいます。自分が帰属する社会などに意識している場合は、「帰属意識」をいいます。

(2) 企業メセナ：企業が資金を提供して文化、芸術活動を支援することです。

安全で豊かなくらしの実現

3 豊かな心と身体を育てる社会づくり

スポーツの振興

【目標】

スポーツを通じた健康づくりへの関心を高めることで、生涯スポーツを振興します。

【現状と課題】

スポーツは、健康・体力づくりはもとより、チームワークや思いやり、忍耐力が身に付くなど、子どもたちの健やかな体と豊かな心をはぐくむために重要です。

こうした中で、平成 21 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、本県は体力合計点においては、小学校 5 年生、中学校 2 年生ともに全国上位に位置しています。しかし、半数以上の児童生徒が昭和 60 年度調査の平均値を下回っています。また、特に中学生においては運動する子としない子の二極化が見られます。

平成 22 年に開催される「第 65 回国民体育大会（以下「ゆめ半島千葉国体」という。）」と「第 10 回全国障害者スポーツ大会（以下「ゆめ半島千葉大会」という。）」をきっかけに、更なる競技力の向上や、スポーツや健康づくりへの関心を一層高め、生涯スポーツの振興を進めていく必要があります。

【取組の基本方向】

平成 22 年に開催されるゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会が、「夢と感動」にあふれた大会になるよう、おもてなしの心を持ち、県民総参加で取り組みます。

また、両大会をきっかけとして、すべての県民がスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を送ることができるよう、地域と連携してスポーツ振興に取り組むとともに、県民の競技力の向上に向けた取組を推進し、「スポーツ立県」を目指します。

【主な取組】

1 地域スポーツ環境の整備

各地域における「スポーツ振興計画」の策定支援、総合型地域スポーツクラブ¹⁾の設立を通じて、地域に応じたスポーツを振興します。

また、様々なスポーツへの親しみ方を普及していくとともに、公共スポーツ施設の整備や生涯スポーツ指導者の養成・活用に取り組みます。

総合型地域スポーツクラブの設立への支援

スポーツ指導者の養成・資質向上

2 千葉の競技力の向上

ゆめ半島千葉国体に向け、競技団体と連携して競技力の向上に取り組み、日本一の感動を選手と県民が共に分かちあいます。

また、高い競技力を恒常的に維持するため、優れた能力を持つ選手の発掘や、指導者の育成を行い、各団体と連携した強化活動に取り組みます。

千葉の競技力向上に向けた選手の発掘と育成・強化活動への支援

3 「みるスポーツ」「するスポーツ」の推進

千葉県の恵まれた自然環境や立地条件を生かした様々なスポーツイベントを開催・支援します。質の高いスポーツイベントや世界で活躍する選手を直接見る機会とともに、実際に参加する機会を提供することにより、県民の生涯スポーツへの関心を高め、県民の健康増進や体力の向上を促進します。

国際スポーツ大会の開催

総合型地域スポーツクラブにおける活動への支援

生涯スポーツの振興に向けた情報提供

地域のスポーツ拠点となる学校体育施設の開放

4 ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会の開催

平成 22 年に開催されるゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会が、「夢と感動」にあふれた大会となるよう、市町村や競技団体、そして若者をはじめ多くの県民と連携した、県民総参加の取組を推進します。

また、両大会を通じ、豊かな自然・伝統文化・食など千葉の魅力を全国に発信するとともに、県民のふるさと意識の向上を図ります。

「夢と感動」にあふれた開会式・閉会式の開催

各競技会への支援

花いっぱい運動や大会運営ボランティア活動等の県民総参加の取組の推進

100 日前カウントダウンドリームフェスティバルの開催

開会式・閉会式・競技会場の整備

【注】

- (1) 総合型地域スポーツクラブ：地域住民が主体的に運営する総合的なスポーツクラブのことで、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が参加できます。

安全で豊かなくらしの実現

4 みんなで守り育てる環境づくり

地球温暖化対策の推進

【目標】

県民・事業者・市町村などあらゆる主体と連携し、二酸化炭素排出量を削減します。

【現状と課題】

地球温暖化は、異常気象の発生や感染症による健康被害のリスクの拡大など、生物の生存基盤を脅かす深刻な問題として、現在、国際社会全体で、その原因となる二酸化炭素を主とした温室効果ガス¹⁾を削減するための取組が進められています。

こうした中、本県の平成 18 年(2006 年)の二酸化炭素排出量は、平成 2 年(1990 年)と比べて 8.6%増加しており、特に臨海部に製造業が集積しているなどの理由から、産業部門の二酸化炭素排出量の割合は 65.5%と、全国平均の 36.1%に比べ極めて高い状況にあります。また、民生部門では、業務系及び家庭系の二酸化炭素の排出量の増加率がそれぞれ 74.0%、36.3%と、全国平均の 39.7%、30.5%を上回っています。

本県の二酸化炭素排出量を削減するために、県・市町村・県民・事業者などあらゆる主体が、自主的かつ積極的に連携して取り組むことが必要です。

【取組の基本方向】

本県における二酸化炭素を主とした温室効果ガス排出量の削減に向けた総合的な施策を推進するため、「千葉県地球温暖化防止計画」を改定します。

また、県・市町村・県民・事業者など様々な主体が省エネ設備等の整備や新エネルギー²⁾等の導入などを推進するよう、関係機関・団体等と連携して取り組みます。

さらに、企業と連携するなど本県独自の環境学習³⁾を推進するとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林の保全などに取り組めます。

【主な取組】

1 体系的な温暖化防止施策の展開

二酸化炭素を主とした温室効果ガス排出量の更なる削減に向けて、県・市町村・県民・事業者などあらゆる主体が自主的かつ積極的に、また、関係機関・団体などと連携して取り組んでいくため、「千葉県地球温暖化防止計画」を改定します。

あわせて、計画を確実に実行するため、支援策を検討します。

千葉県地球温暖化防止計画の改定
新規支援施策の検討

- 2 県・市町村・県民・事業者などあらゆる主体が連携した取組の推進
事業者に対する省エネ設備・施設の導入や環境マネジメントシステム⁴⁾の構築に対する支援を行います。
また、電気・ガスなどの使用量の削減やレジ袋の削減など県民のライフスタイル見直しの促進に取り組みます。
さらに、広域的な対応が必要であるエコドライブやエコカーの普及など、九都県市⁵⁾とも連携した取組を推進します。
中小企業に対する環境保全資金融資の拡充
事業者の認証取得を促す仕組みの検討及び県の率先取組
家庭向け普及啓発の実施
ちばレジ袋削減エコスタイルの推進（再掲）
エコカー・エコドライブの普及推進
- 3 千葉県独自の環境学習の推進
環境学習に取り組んでいる県民・市民活動団体⁶⁾・事業者・教育機関などと連携して、地球温暖化対策の視点を中心に、主体的に行動できる人づくりやネットワークづくりを推進します。
また、企業と連携した取組や、千産千消⁷⁾をはじめ身近な問題をテーマとした学習を進めるなど、千葉ならではの環境学習を推進します。
ちば環境学習ネットワーク会議の運営
環境保全に取り組む人づくり
環境学習に関する情報の提供
環境学習推進のための調査・研究
環境学習の拠点となる施設の連携強化
- 4 施設等の整備の推進
市町村や中小事業者が、二酸化炭素排出量を削減するために実施する、省エネ施設等整備事業を「地域グリーンニューディール基金」⁸⁾を活用して、支援します。
また、県自らも県有施設の省エネ改修に率先して取り組みます。
市町村の省エネ設備導入支援
中小企業の省エネ設備導入支援
県有施設の省エネ改修

5 新エネルギー等の導入の促進

新エネルギーなどの導入を促進するため、次世代エネルギーパーク⁹⁾の整備を推進します。

また、「地域グリーンニューディール基金」を活用して、市町村が実施する新エネルギーを活用した発電施設整備事業を支援するとともに、県自らも県有施設への太陽光発電施設の導入に率先して取り組みます。

さらに、ごみの持つ熱エネルギーを最大限活用するため、ごみ発電施設の導入を促進するとともに、地域におけるバイオマス¹⁰⁾による発電、燃料化などの利用について、国の交付金等を活用して支援します。

次世代エネルギーパークの整備

市町村の太陽光・小型風力発電施設整備への支援

県有施設への太陽光発電施設の導入

ごみ発電施設の導入の促進

バイオマスの利活用の推進（再掲）

6 森林などによる二酸化炭素吸収源の確保

二酸化炭素の吸収源として算入される「適正に管理された森林」¹¹⁾を確保するため、計画的な間伐の実施を支援します。

また、二酸化炭素の吸収源であるとともに、ヒートアイランド現象¹²⁾にも有効な都市の緑化を市町村と連携を図りながら推進します。

森林吸収源対策としての間伐の推進

都市の緑の保全・創出（再掲）

【注】

- (1) 温室効果ガス：赤外線（熱線）を吸収する作用を持つ気体（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素など）の総称です。温室効果ガスがなければ、マイナス 18 にもなる地球は、温室効果ガスが大気中に存在することで、地表の気温が平均 15 程度に保たれています。温室効果ガスの増加により、地球全体がまるで「温室」の中のように気温が上昇する現象が地球温暖化です。
- (2) 新エネルギー：「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小水力発電、太陽熱利用などをその範囲としています。
- (3) 環境学習：「環境を学ぶ」という意味を表す言葉として、環境教育と環境学習がありますが、両者に厳密な区分はなく、一般的には同義に使われています。千葉県では環境教育と環境学習の総称として、環境学習という言葉を用いています。
- (4) 環境マネジメントシステム：組織のマネジメントシステム（組織の体制、計画活動、責任、慣行、手順などを含むもの）の一部で、環境方針を策定し、実施し、環境への影響を管理するために用いられるものです。
- (5) 九都県市：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県並びに横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市を指します（平成 22 年 3 月までは、相模原市を除く「八都県市」）。
- (6) 市民活動団体：県民が自発的に地域や社会の問題を解決するために活動している団体で、NPOとも呼ばれ、NPO法人・ボランティア団体など任意団体等の総称のことをいいます。
- (7) 千産千消：「地域で生産された農林水産物を、その地域で消費すること」を意味する「地産地消」を基に、千葉県としての独自の取組を表すために「地」の部分に、同音で千葉を意味する「千」を使った造語です。近くで生産された食料を消費することで、輸送に必要なエネルギーや、燃料消費に伴う環境負荷を軽減できます。
- (8) 地域グリーンニューディール基金：地球温暖化対策などを推進するため設置した基金です。この基金を活用して、市町村や民間などの施設の省エネ改修等を支援します。
- (9) 次世代エネルギーパーク：新エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーについて、県民などが実際に

見て触れる機会を増やすことを通じて、地球環境と調和した将来の次世代エネルギーの在り方について、理解の増進を図ることを目的としたものです。

- (10) バイオマス：バイオマスとは、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」を指します。
- (11) 二酸化炭素の吸収源として算入される「適正に管理された森林」：平成 9 年 12 月に 161 か国の参加の下、京都市で、気候変動に関する国際連合枠組条約第 3 回締約国会議（C O P 3）が開催され、1990 年を基準年とし、2008 年から 2012 年の目標期間に締約国全体の対象ガスの排出量を削減することを内容とする「京都議定書」が採択されました。この中で、適正に管理された森林などは二酸化炭素の吸収源として算入されることになりました。
- (12) ヒートアイランド現象：都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴い自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象です。

安全で豊かなくらしの実現

4 みんなで守り育てる環境づくり

資源循環型社会¹⁾の構築

【目標】

廃棄物の減量化とリサイクルを推進し、「もの」を大切にすることを築きます。

県民・市町村などとの連携による監視や取締りを強化し、産業廃棄物²⁾の新たな不法投棄を根絶します。

【現状と課題】

大量生産・大量消費によって、物質的には豊かになりましたが、一方で、大量廃棄の社会の下、廃棄物の量の増加と質の多様化という問題が生じ、廃棄物の処理が困難になりつつあります。

本県の廃棄物の処理の現状を見ると、一般廃棄物³⁾のうちごみについては、平成 19 年度のリサイクル率が全国 5 位と高い水準にありますが、県民の一人一日当たりのごみの排出量は 1,080g と、依然として多くのごみが排出されています。

一方、産業廃棄物については、排出量の減少や再資源化率の向上に向けた取組が進められてきましたが、今後は、高度経済成長期に建設された住宅や施設などが更新の時期を迎えるため、排出量の増加が予想されています。

また、平成 20 年度の産業廃棄物の不法投棄量は、ピーク時に比べ約 80 分の 1 まで減少したものの、小規模でゲリラ的な不法投棄は後を絶たず、引き続き監視体制を強化する必要があります。

社会が持続可能な発展を遂げていくためには、従来的大量生産・大量消費型の社会システムを見直すことにより、大量廃棄型の社会から脱却し、資源循環型の社会を構築しなくてはなりません。

【取組の基本方向】

資源循環型社会の構築に向けて、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物を資源として再使用・再生利用していく、いわゆる「3R⁴⁾」を県全体で推進するため、県民・事業者・行政などあらゆる主体の意識改革や実践活動を促進します。

また、それでもなお発生する廃棄物については、事業者に対する指導を徹底するなど、適正処理に向けた取組を推進します。

さらに、産業廃棄物の不法投棄を根絶するため、県民・市町村などとの連携による監視や、取締りを強化します。

【主な取組】

1 効率的な資源循環に向けたネットワークづくり

3R を効率的・効果的に推進するため、県民・事業者・行政などが一体とな

って、積極的にそれぞれの役割を果たせるよう、各主体が連携したネットワークを構築します。

また、廃棄物を有効に利用していくための情報ネットワークを構築するとともに、様々な産業から排出されるバイオマス⁵⁾を資源として利活用するための取組を推進します。

千の葉エコプロジェクト⁶⁾の推進

3 R 推進に向けた若者（大学生）及び各団体との連携・協働

廃棄物を有効利用するための情報ネットワークの構築

バイオマスの利活用の推進

2 資源循環の基盤となる産業づくり

溶融スラグ⁷⁾やエコセメント⁸⁾などリサイクル製品の利用促進、リサイクルに関する技術開発の支援など、資源が無駄なく循環する再資源化システムの構築に取り組みます。

また、事業所から多量に排出される廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルを促進します。

先進的なリサイクル技術の普及促進

排出事業者向けアドバイザーの派遣

溶融スラグ等再生資材の利用促進

エコタウン事業⁹⁾の推進

3 3 R を推進するためのライフスタイルづくり

県民一人ひとりが、ライフスタイルを資源循環型へと転換するため、だれでも、すぐに、簡単に取り組めるレジ袋の削減や、食品の食べ残しを減らすための取組を展開するとともに、資源ごみ¹⁰⁾の分別排出を促進します。

ちばレジ袋削減エコスタイルの推進

ちば食べきりエコスタイルの展開

容器包装廃棄物リサイクルの促進

4 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理に向けて、排出事業者や処理業者に対する指導強化と意識啓発に取り組むとともに、優良処理業者の育成に努めます。さらに、電子マニフェスト¹¹⁾の普及を促進するなど、適正処理のための体制づくりを進めます。

また、3 R に努めてもなお発生する産業廃棄物を適正に処理するために、産業廃棄物処理施設の適正かつ円滑な立地の方向性について検討します。

産業廃棄物排出事業者への適切な指導の実施

千葉県外から流入する産業廃棄物の適正処理指導の実施

優良処理業者の育成

産業廃棄物処理業者・施設への適切な指導の実施

廃棄物の適正処理を推進するための仕組みづくりの検討

5 産業廃棄物の不法投棄の根絶に向けた監視・取締りの強化

大規模な不法投棄は大きく減少しましたが、小規模でゲリラ的な不法投棄は現在も後を絶たないことから、県民・事業者・市町村などと連携した、きめ細かい監視・指導を行い、不法投棄の未然防止と早期発見・早期対応を図ります。

また、不法投棄による被害が拡大しないよう、悪質業者に対しては、許可の取消しや早期検挙を行います。

さらに、残存している過去の不法投棄箇所については、引き続き、行為者などに対する廃棄物の撤去指導を行います。

監視・指導の強化

市町村等との連携による監視体制の強化

不適正処理箇所における被害の拡大防止

環境事犯等に対する取締りの推進

6 再資源化に向けた県の取組の推進

建設工事に伴い発生する土やコンクリート塊などの建設副産物の再資源化や縮減に取り組みます。

また、県施設の流域下水道終末処理場や浄水場から発生する汚泥や土の固形燃料化や培養土化を積極的に推進します。

建設副産物の再資源化や縮減の取組

○下水汚泥固形燃料化の推進

浄水場発生土の培養土化の推進

【注】

- (1) 資源循環型社会：廃棄物を限りなく少なくし、焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らして、限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する社会のことをいいます。
- (2) 産業廃棄物：工場などの事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、燃え殻・汚泥・廃油・廃プラスチック類など法令で定められた20種類の廃棄物のことをいいます。
- (3) 一般廃棄物：廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、日常生活から排出される「ごみ」と「し尿」に分類されます。
- (4) 3R：限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する社会（＝資源循環型社会）をつくるための3つの取組（ごみを減らす「リデュース」、何回も繰り返し使う「リユース」、ごみを原材料として再生利用する「リサイクル」）の英語の頭文字「R」を取ったものです。
- (5) バイオマス：バイオマスとは、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」を指します。
- (6) 千の葉エコプロジェクト：県民・市民活動団体・事業者・行政などが、循環型社会をつくるために取り組んでいる活動事例（＝エコプロジェクト）を1枚の「葉」に例えて、「環境樹」の形にして紹介する事業です。
- (7) 溶融スラグ：ごみやその焼却灰を1200以上の高熱で溶融し、その後、冷却して生成された固形物です。溶融スラグは、現在、路盤材やアスファルト合材の骨材として有効利用することができます。
- (8) エコセメント：都市ゴミの焼却灰やばいじんなどの廃棄物を主原料として製造する、資源循環型の新しいセメントです。
- (9) エコタウン事業：国と連携し、最新の廃棄物処理・リサイクル技術の開発・導入と、これらの新技術を有する環境産業の集積・育成を進め、地域振興を図る事業です。

- (10) 資源ごみ：空き缶・空き瓶・ダンボール・新聞紙など再利用できるごみのことをいいます。
- (11) 電子マニフェスト：従来の産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）に代えて、排出事業者、収集運搬業者、処分業者が通信ネットワークを使用して、産業廃棄物の処理の流れを管理する仕組みです。

安全で豊かなくらしの実現

4 みんなで守り育てる環境づくり

豊かな自然環境と良好な大気・水環境の保全

【目標】

緑豊かな房総丘陵、九十九里浜をはじめとした美しい海岸線、様々な動植物が生息・生育する里山・里海¹⁾など本県の豊かな自然環境を保全します。

光化学スモッグの少ない良好な大気環境や、騒音の少ないくらしの確保を図ります。

河川・湖沼・海域などの水環境や、土壌・地下水などの地質環境を保全します。

【現状と課題】

本県は、緑豊かな丘陵、変化に富んだ海岸など豊かで多様な自然に恵まれ、様々な動植物が生息・生育しています。

一方、首都圏に位置し、経済活動が活発に行われている本県の大気・水環境は、改善傾向にあるものの、平成 20 年度の光化学スモッグ注意報の発令回数は全国ワースト 3 位であり、平成 20 年度の水質の環境基準達成率²⁾も 72.9%と全国の 87.4%を下回っています。

また、野生鳥獣の増加や外来生物³⁾の侵入により、農作物や生活環境の被害が拡大するとともに、生態系への影響も危ぐされています。

私たちは、県民に豊かさをもたらす千葉の自然を守り、育て、しっかりと子どもたち、そして次世代に引き継がなければなりません。

そのために、行政や企業、関係機関・団体はもとより、県民一人ひとりが環境の大切さを認識し、事業活動や日常生活などに起因する環境への負荷をできるだけ少なくするとともに、自然と共生するために、力を合わせて取り組む必要があります。

また、東京湾に残された貴重な干潟、浅海域である三番瀬については、自然環境の再生・保全を目指し、引き続き具体的な取組を進めていく必要があります。

【取組の基本方向】

県民のかけがえのない財産である自然公園などを保全するとともに、県内外の人たちが豊かな自然と触れ合えるための取組を進めます。

また、生物多様性⁴⁾と生態系を保全するとともに、野生鳥獣や外来生物による農作物等被害対策に取り組めます。

さらに、良好な大気・水環境を保全するため、継続した監視を行い、環境を汚染する物質の排出者に対する指導や排出量を削減するための取組を推進します。

また、三番瀬については、自然環境の再生・保全が図られ、地域住民が親しめる海域となるよう、地元や関係者と連携しながら取組を進めます。

【主な取組】

1 自然公園等の快適な利用促進

美しい景観と豊かな自然環境を有する自然公園や自然環境保全地域などの保全に取り組みます。

また、県内外の多くの人たちが、豊かな自然に安全で快適に親しめるよう、自然公園施設や自然歩道の整備などを推進します。

国定公園・県立自然公園・自然環境保全地域などの保全
国定公園・県立自然公園内の自然公園施設の維持補修
首都圏自然歩道の整備

2 人と自然との共生

私たちのくらしや文化を支えている本県の豊かな生物多様性と健全な生態系を次世代に引き継ぐため、地球温暖化対策を推進するとともに、県民・企業・行政などの様々な主体による生物多様性の保全に係る取組を支援します。

また、希少な野生生物の保護や有害鳥獣の適切な管理、特定外来生物⁵⁾の防除に取り組みます。

生物多様性と生態系の保全の推進
希少な野生生物の保護
有害鳥獣の適切な管理
特定外来生物の防除

3 良好な大気環境の確保

光化学スモッグの発生状況などの大気環境を常時監視し、大気汚染の情報を県民に迅速に知らせるとともに、大気汚染物質の排出を抑制するため、事業者に対する指導を実施します。

また、大気汚染物質に関する発生源対策の検討を進めるとともに、自動車による大気汚染物質の排出を削減するためエコカーの普及などを促進します。

光化学スモッグの低減対策の推進
大気汚染発生源対策の推進
微小粒子状物質⁶⁾の監視体制の整備
自動車交通公害対策の推進
アスベスト対策の推進
化学物質総合対策の推進

4 騒音の少ないくらしの確保

成田国際空港（以下「成田空港」という。）東京国際空港（以下「羽田空港」という。）下総飛行場周辺地域での騒音を監視し、必要に応じて関係機関に航空機騒音の低減対策を要請します。特に、成田空港B滑走路の延伸や羽田空港

D滑走路の運用開始など、航空機騒音を取り巻く環境の変化に対応するため、県内の航空機騒音の監視を強化します。

また、道路沿道における自動車騒音の監視を行います。

羽田空港再拡張に伴う騒音実態調査

航空機騒音対策の推進

自動車騒音の常時監視

騒音・振動・悪臭対策の推進

5 良好な水環境・地質環境の保全

河川・湖沼・海域など公共用水域の監視や工場・事業場への立入検査を行い、事業者に対する指導を実施します。特に、閉鎖性水域である東京湾・印旛沼・手賀沼の水質を改善するため、生活排水や工場・事業場排水の汚濁物質の削減を進めるとともに、雨水によって市街地や畑地などから流出する汚濁物質の削減に取り組みます。

また、地下水の監視とともに、汚染された地下水の浄化に取り組みます。

さらに、県の流域下水道終末処理場における処理方法の高度化を推進します。

河川・湖沼・海域の水質監視

工場・事業場排水の水質規制

生活排水対策の推進

東京湾・印旛沼・手賀沼の浄化対策の推進

地下水の水質監視及び汚染対策の推進

下水の高度処理化の推進

6 「ちば環境再生基金」の充実と活用促進

千葉県環境基本計画に基づき財団法人千葉県環境財団に設置している「ちば環境再生基金」を積極的に活用し、県民自身が取り組む「自然環境の保全と再生」や「資源循環型社会⁷⁾の形成」の活動を促進していきます。

啓発・募金活動の推進

資源循環型社会づくりのモデル事業の推進

自然環境の保全・再生事業への支援

不法投棄された廃棄物の撤去など負の遺産対策への支援

環境再生に係る全県的な普及啓発の支援

7 新たな環境問題に関する調査・研究及び環境情報の提供

人の健康に大きな影響を及ぼすおそれのある微小粒子状物質や化学物質、ヒートアイランド現象⁸⁾など、新たな環境問題に適切かつ迅速に対応するため、調査・研究を推進します。

また、県民の環境問題に関する理解を深め、環境に配慮した自主的行動を促

進するため、これまでに環境研究センターが行った研究成果などを広く県民に分かりやすい形で提供します。

微小粒子状物質（PM2.5、ナノ粒子）の実態把握等の調査研究の実施
有機フッ素化合物（PFOS、PFOA等）⁹⁾の実態に関する調査研究
ヒートアイランド対策ガイドラインの作成

県民に環境問題を分かりやすく解説する公開講座の開催及び環境研究センターニュースの発行

小・中学校及び地域での研修会への講師派遣

8 三番瀬の再生

東京湾に残された貴重な干潟・浅海域である三番瀬が、豊かな海域となるよう、地元をはじめ、関係者と連携しながら、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生などの施策を進めます。

市川市塩浜護岸の改修

豊かな漁場の再生

自然環境の調査

ラムサール条約¹⁰⁾への登録促進

三番瀬再生・保全のための広報活動

【注】

- (1) 里海：昔から豊かな海の恵みを利用しながら生活してきている、人のくらしと強いつながりがある地域のことをいいます。
- (2) 水質の環境基準達成率：生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準を達成している水域の割合です。
- (3) 外来生物：人為的に自然分布域の外から持ち込まれた生物のことをいいます。
- (4) 生物多様性：ある地域や空間にどの程度の種類の生物又はその構成要素や系が存在するかを示すものです。遺伝子レベルから種レベル、さらに生態系レベルまでの広い範囲の生物・生命(いのち)の状態を含みます。
- (5) 特定外来生物：法律に基づいて、生態系、人の身体・生命、農林水産業などに被害を及ぼし、又はおそれがあるものとして、輸入、販売、飼育、栽培、運搬などが禁止されている生物のことをいいます。
- (6) 微小粒子状物質：大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径 $2.5\mu\text{m}$ (マイクロメートル：1mmの1000分の1)以下の小さなものをいいます。微小粒子状物質は、粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられています。
- (7) 資源循環型社会：廃棄物を限りなく少なくし、焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らして、限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する社会のことをいいます。
- (8) ヒートアイランド現象：都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴い自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象です。
- (9) 有機フッ素化合物(PFOS、PFOA等)：分子内に親水性(水になじむ性質)と親油性(油になじむ性質)の両方の性質を持ち、防水剤、防汚剤、塗料などに広く使われているものです。しかしながら、その構造的な安定性から、環境中での残留性や生体中の蓄積性が問題視されています。
- (10) ラムサール条約：私たちの生活環境を支える重要な生態系としての湿地の保全と、その賢明な利用を進める国際条約です。正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」です。

千葉の未来を担う子どもの育成

1 みんなで支える子育て社会づくり

子育てを支える環境の充実

【目標】

保育サービスの充実を図るとともに、子育てを地域社会全体で支える環境を充実します。

【現状と課題】

本県の合計特殊出生率¹⁾は、昭和50年頃から低下傾向であり、昭和60年頃からは全国平均を下回り、少子化の進行が見られます。一方で、保育所の整備が全国的に見て遅れており、慢性的に入所待機児童²⁾を抱え、平成21年4月現在で入所待機児童は1,293人となっています。

核家族化の進展、地域社会の弱体化など、子育てを行う環境は大きく変化しており、出産や育児に対する負担や不安が増大しています。

ゆとりをもって子どもを生き育てるためには、仕事と家庭が両立できる職場環境づくりが不可欠です。

また、本県の児童相談所における平成20年度の児童虐待相談対応件数は、2,745件となっており、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要です。

【取組の基本方向】

保育所などの整備を促進するとともに、多様な保育ニーズに合ったきめ細かな保育サービスの展開に取り組みます。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、出産や育児に対する不安を解消するため、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりを進めます。

さらに、児童虐待の増加に対応するため、児童相談所などの相談・支援体制の強化、市町村における要保護児童対策地域協議会³⁾の整備、県立児童福祉施設などの充実を図ります。

【主な取組】

1 地域における子育て支援の体制の整備

子育ての負担感などの緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、地域における子育て支援を促進します。

県内の保育所における入所待機児童の早期解消と新たな保育需要への対応及びより質の高い保育環境の整備のため、民間保育所の創設・増改築の促進を図ります。

また、保育士の充実を図り、多様な保育ニーズにも対応します。

さらに、小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保するための放課後児童クラブ⁴⁾など女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスについても、計画的に拡大していきます。

保育所施設整備の助成

保育士拡充への助成

放課後児童クラブの助成

2 子どもの医療費助成の充実

子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費助成の充実を図ります。

子どもの医療費助成

3 要保護児童対策の充実・強化

児童虐待の増加に対応するため、東上総児童相談所に一時保護所⁵⁾を整備するなど、児童相談所の機能強化を図ります。

また、児童虐待に迅速に対応するためには、地域におけるネットワークづくりが重要であることから、市町村に要保護児童対策地域協議会の設置を促進します。

児童相談所の機能強化

市町村への専門家派遣

4 県立児童福祉施設の整備

増加する要保護児童の受入れ体制の充実を図るため、県立児童福祉施設について、将来の在り方に関する外部有識者による提言などを踏まえ、総合的な検討を行い、計画的な整備を推進します。

県立児童福祉施設の整備

5 仕事と家庭が両立できる環境の整備

男性も女性も、充実した仕事をしながら、ゆとりを持って子育てができるように、ワーク・ライフ・バランス⁶⁾の推進を県民や企業に働きかけ、だれもが能力を生かし働き続けられる職場環境の整備や働き方の見直しを推進します。

また、育児などのために退職し、再就職を希望する女性に対して、一人ひとりの状況に応じた就業支援を行います。

ワーク・ライフ・バランスの普及促進（再掲）

出産・子育て等で離職した女性の再就職支援（再掲）

【注】

(1) 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、一人の女性が一生の間に生む

子どもの平均数を表します。

- (2) 入所待機児童：保育所入所申し込みが提出されており、入所要件に該当しているが入所していない児童をいいます。(ただし、既に保育所に入所していて転園希望が出ている場合、特定の保育所を希望し保護者の私的な理由で待機している場合などは待機児童には含めません。)
- (3) 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童を早期に発見し、適切な支援を行うために、関係機関が情報を共有し、支援内容を協議するために設置されるものです。
- (4) 放課後児童クラブ：保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館などを利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。
- (5) 一時保護所：児童福祉法に基づき、児童相談所に付設又は児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、親の病気や虐待などで家庭での養育が困難となった子どもたちを一時的に保護するための施設です。
- (6) ワーク・ライフ・バランス：やりがいのある仕事と充実した私生活のバランスをとりながら、個人が持っている能力を最大限に発揮することをいいます。人事戦略の一環として、この考え方を取り入れる企業が増えています。

千葉の未来を担う子どもの育成

2 笑顔輝く、未来支える人づくり

社会の中で個性が輝く「人間力」の醸成

【目標】

豊かな心、確かな学力、健やかな体を持った明るく元気な子どもたちを育てます。

【現状と課題】

近年、核家族化や少子化の進展などにより、子ども同士や世代を超えた地域住民などが、自然の中での体験や活動をする機会が少なくなっています。

また、平成 21 年度の全国学力・学習状況調査の結果によると、本県小中学生の「読書好き」「早寝・早起き」「新聞やテレビのニュースに関心がある」と回答した児童生徒の割合は、全国平均を上回っていますが、「学校の規則を守る」「友達との約束を守る」と回答した児童生徒の割合は全国平均をやや下回っています。さらに、平成 20 年度本県のいじめの認知件数¹⁾は 1,000 人当たり 10.9 人となっており、依然として多い状況です。

本県の未来を担う子どもたちに、豊かな心と確かな学力、健やかな体を育てる教育を推進していくとともに、倫理観、望ましい勤労観・職業観、社会貢献態度、郷土への誇りと愛着をはぐくむ教育に、より一層取り組んでいくことが必要です。

【取組の基本方向】

社会全体の規範意識が低下している中で、道徳教育については、心の教育のかなめとして、教材などの工夫や地域教育力の活用を図りながら、学校の教育活動全体を通じ、基本的な生活習慣や社会生活上のきまりを身に付けること、自他の生命を尊重すること、人間としての在り方・生き方について考えることなどに配慮した教育を推進します。

また、障害・性別・国籍など、どんな小さな差別も許さない教育を推進するとともに、男女平等教育に当たっては、社会的性別（ジェンダー）の定義の誤った運用や解釈がされないよう配慮しつつ男女共同参画の理解の浸透を図りながら、適切に推進します。

さらに、社会の一員としての自覚と行動する力を培うため、様々な体験活動などを推進します。

あわせて、子どもたちの好奇心や興味関心を高め、学習意欲の向上を図るとともに、読書活動の推進や人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の向上に取り組めます。

加えて、情報化や環境問題など、新しい時代に対応した学習に取り組むとともに、子どもたちの健康・体力づくりを推進します。

【主な取組】

1 心の教育のかなめとなる道徳教育の充実

子どもたちに気持ちの良いあいさつが進んでできる習慣や規範意識を身に付けさせるとともに、郷土の歴史や豊かな自然、文化などについてその良さを再認識・再発見し、郷土を愛し、未来に継承しようという意志をはぐくみます。また、適切な情報活用能力の習得を図りながら、自他の人権に配慮し、他人を思いやることのできる心を育てる教育を推進します。

あわせて、各学校における道徳教育推進教師を中心とした道徳教育を支援するために、家庭・学校・地域と連携した道徳教育や発達の段階に応じた道徳教材の作成について検討し、子どもたちの豊かな心をはぐくみます。

子どもたちが郷土に自信と誇りを持つことのできる教育の推進

規範意識・社会貢献態度をはぐくむ体験活動の推進

思いやりの心をはぐくみ社会的自立を促す宿泊体験活動の実施

情報モラルを身に付け情報化社会に的確に対応するための教育の推進

人権を尊重しどんな小さな差別も許さない教育の推進

2 力強く、心豊かに生きていくための学ぶ意欲・学ぶ力・活用する力の向上

子どもたちが、基礎的・基本的な知識・技能を習得するとともに、思考力、判断力、表現力などを身に付け、課題を解決することができるように、主体的に学習に取り組める教育を推進します。

また、体験活動を通じたキャリア教育の充実などにより、コミュニケーション能力や勤労観・職業観の育成など、子どもたちが社会人としての基礎・基本を身に付けられる教育を進めます。

子ども自らが学習の達成状況を確認し主体性を高める取組の推進

読書県「ちば」を目指した読書活動の推進

高等学校と大学との連携の促進

キャリア教育の充実

3 千葉の自然や恵みを生かした食育の推進と健康・体力づくり

大地と海の恵み豊かな「ちばの食」を通じて郷土意識をはぐくみながら、健やかな体と豊かな心を持った人づくりを推進します。

また、食事、運動、休養に関する望ましい生活習慣を身に付けさせるとともに、子どもたちの健やかな体をはぐくみ、体力の向上を図ります。

「千葉県食育推進計画」に基づく学校給食を活用した食育の推進

地域に根ざした継続的な食育の推進

魚食普及を通じた食育の推進

学校と地域が連携した食育による生活習慣病予防（再掲）

子どもの体力・運動能力向上の推進

いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプランの活用・普及

【注】

- (1) いじめの認知件数：平成 20 年度文部科学省調査において国・公・私立の小・中学校、高等学校及び特別支援学校で、いじめとして認知された件数です。

千葉の未来を担う子どもの育成

2 笑顔輝く、未来支える人づくり

学校を核とした家庭・地域教育力の向上

【目標】

家庭と地域の教育力向上に取り組むとともに、学校を中心とした地域づくりを推進します。

【現状と課題】

子どもたちの健やかな育成や教育に関する課題について、保護者や地域住民、教職員などが、本音で語り合うことにより、教育を核とした地域のコミュニティづくりが進められています。

一方、少子化、核家族化、都市化などの進展により、家庭や地域の教育力の低下が指摘されており、家庭・地域教育力の向上に向けた取組が必要となっています。

そのため、今後地域で活躍する団塊の世代の人々や地域の企業など様々な教育力を活用し、子どもたちの社会性をはぐくむことが求められています。

【取組の基本方向】

「地域の子どもは地域みんなで育てる」という考えの下、地域や学校の様々な活動を支えている人たちの力を結集し、家庭・地域教育力の向上を図る取組を推進します。

地域と共に歩む学校づくりに向け、学校と地域の連絡・調整を担う地域コーディネーター¹⁾等の人材を、市町村教育委員会と連携を図りながら発掘・育成していきます。

【主な取組】

1 すべての教育の原点である家庭教育力の向上

様々な状況にある子育て中の親たちに対し、ホームページなどを活用し家庭教育力の向上を支援する取組を推進するとともに、家庭・学校・地域が連携して、社会全体で家庭教育を支えていく環境づくりを推進します。

また、各学校においても、家族の役割や命の尊さなどについて、子どもたちが学習する機会の充実を図ります。

ウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」等による子育て情報の発信
学校から発信する家庭教育支援プログラムの普及・啓発

子どもたちが家族の役割等について学ぶ子育て理解教育への取組

2 人と人とのきずなを育てる地域教育力の向上

学校が地域コミュニティの核となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを推進します。そのため、地域住民がボランティアとして学校をサポートする機会を増やしていくとともに、地域における学びの場づくりや、学んだ成果を生かす仕組みづくりを充実します。

さらに、学校の持つ専門的機能や施設を地域に積極的に開放することで、県民が生涯学習に取り組める機会を提供し、地域教育力の向上につなげます。

地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりの推進

地域の力を企画・運営に生かす「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」の実施

子どもの安全・安心な居場所づくりのための放課後子ども教室²⁾の実施

県立学校を活用した生涯学習機会の提供

【注】

- (1) 地域コーディネーター：「地域コーディネーター」は、学校とボランティア、あるいはボランティア同士の連絡調整を行います。また、学校の要望や学校支援ボランティアの支援活動について、様々な意見をとりまとめたり、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えていきます。
- (2) 放課後子ども教室：子どもたちの安全・安心な居場所づくりのため、小学校の空き教室等を活用し、地域住民の参加を得て勉強・スポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを実施します。「放課後子ども教室推進事業」（文部科学省）は「放課後児童健全育成事業」（厚生労働省）と連携して実施する総合的な放課後対策として推進しています。

千葉の未来を担う子どもの育成

2 笑顔輝く、未来支える人づくり

豊かな学びを支える教育環境の整備

【目標】

すべての子どもたちの学びを支える教育環境づくりに取り組むとともに、学校の運営改善に取り組みます。

【現状と課題】

子どもたちの夢の実現にこたえる特色ある学校づくりや、地域住民の協力による学校評価の実施など、家庭・学校・地域が互いに信頼し合い、連携・協力するための基盤づくりが進んでいる一方、教職員が子どもと向き合う時間が十分確保できていないとの指摘もあります。

本県を名実ともに「教育立県」とするためには、教育の質の向上が不可欠であり、公立学校と私立学校がそれぞれの特色を生かしながら切磋琢磨し、互いの教育力の向上に努めていく必要があります。

さらに、いじめや不登校をなくし、子どもたちが安全に安心して教育を受けられるよう、家庭や地域との連携をより一層推進するとともに、教職員の資質の向上と、教員がその能力を十分に発揮できるよう学校運営の改善を図る必要があります。

【取組の基本方向】

子どもたちが夢の実現に向かって学び、一人ひとりの個性を生かし能力を発揮できる学習環境づくりや、自らの身を守るための安全教育を進めるとともに、教員がきめ細かな指導をすることができる体制の充実を図ります。

また、学校教育の一翼を担う私立学校は、特色を生かした魅力ある教育などが認められ、高い評価を受けていることから、引き続き私立学校の更なる発展に資するため、私立学校への支援の充実を図ります。

【主な取組】

1 夢をはぐくむ魅力あふれる学校づくり

地域の声を学校評価や運営に反映するなど、地域教育力を活用した学校づくりに取り組むことで、社会状況の変化に応じた、魅力ある学校づくりを進めます。特に、様々な困難を抱えている高校生が社会的に自立できるよう、多様な学習機会を提供し、きめ細かな指導を行う学校づくりを進めます。

また、教職員の資質を向上するとともに、少人数教育や地域の優れた人材の活用などにより、一人ひとりの子どもたちに目を向けた質の高い教育を推進します。

さらに、私立学校の経営の健全性を高めるとともに、生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人の運営に要する経費等の助成を推進します。

地域の声を運営に生かせる魅力ある学校づくり

生徒の社会的自立を目指す地域連携アクティブスクール¹⁾の設置

子ども・保護者・県民から信頼される質の高い教職員の育成

子どもと教職員が向き合う時間の確保

健全な学校経営と保護者の負担軽減等のための私立学校への助成

2 安全・安心に学べる学校づくり

様々な悩みを抱える子どもたちが、楽しく生き生きと学校に通うことができるよう、専門家と連携した教育相談体制の充実や学校への信頼を高めていきます。

また、子どもたちが「自分の命は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、互いに協力し合えるよう、防犯や防災など、安全に関する教育を推進します。

さらに、県立学校施設の老朽化対策を行い、子どもたちが安心して学習できる環境を整備します。

子どもたちが悩みを安心して相談できる体制づくり

ちばっ子地域安全マップ作成や防犯ボランティアの組織的・継続的な活動の推進

自助・共助の意識をはぐくむ防災教育の推進

県立学校施設の老朽化対策の実施

経済的理由により修学が困難な生徒への支援

【注】

- (1) 地域連携アクティブスクール：地域との「協同」により、社会との関連を重視して、一人ひとりの生徒に応じた「学び直し」や「実践的なキャリア教育」を行い、これまで十分に発揮しきれていなかった生徒の能力を引き出し、コミュニケーション能力や倫理観などを身に付け、地域と共に生きる自立した社会人の育成を目指す高等学校です。

千葉の未来を担う子どもの育成

2 笑顔輝く、未来支える人づくり

一人ひとりに対応した特別支援教育¹⁾の推進

【目標】

障害のある子どもたちが自分の持てる力を最大限に発揮できる教育環境づくりに取り組みます。

【現状と課題】

特別支援学校²⁾においては、中学校の特別支援学級からの進学や職業的自立に対するニーズが増加していることから、知的障害を対象とする特別支援学校高等部生徒の増加により、過密化が進んでおり、その対策が大きな課題となっています。

また、これまでの特殊教育の対象に加え、通常の学級に在籍する発達障害³⁾のある子どもも含めた、障害のあるすべての子どもたちのニーズに応じた教育が求められています。

現在、各学校においても、個別の指導計画⁴⁾や個別の教育支援計画⁵⁾を作成し、活用するなど、障害のある子どもたちに必要な支援が行われています。

障害のある子どもたちの自立や社会参加に向けて、子どもたち一人ひとりのライフステージに応じた適切な支援と、教育・医療・保健・福祉・労働等関係機関の支援ネットワークの構築が必要です。

【取組の基本方向】

一人ひとりのライフステージや教育的ニーズに応じて、子どもたちが自分の持てる力を最大限に発揮して学習できる教育環境づくりを推進します。

また、障害のある子どもとない子どもが地域で共に学ぶ機会を充実させ、子どもたちの豊かな人間性を育成するとともに、障害のある子どもたちに対する地域の人々の理解啓発と交流を進めます。

【主な取組】

- 1 自立・社会参加に向け、持てる能力を最大限に発揮して学習できる教育の推進
幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校において教職員の専門性・資質の向上を図るとともに、個別の指導計画などに基づき、一貫した支援を推進します。特に高等学校では、発達障害のある生徒への具体的な支援についての取組を、特別支援学校高等部では、職業的自立を図るための研究や取組を推進します。

また、障害のある子どもたちが障害のない子どもたちと地域で共に学び育つ機会を充実します。

障害のある乳幼児とその保護者に対する早期の教育相談支援体制の整備
高等学校に在籍する発達障害のある生徒が安心して学ぶことができる体制
の整備
特別支援学校高等部生徒の職業的自立に向けた特別支援学校教員の企業研
修
障害のある子どももない子どもも地域で共に学び育てる交流及び共同学習
の推進

2 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応した学校づくりと支援ネットワ ークの構築

児童生徒増加による特別支援学校の過密化解消のための特別支援学校分
校・分教室の整備や、幼稚園、小・中学校、高等学校での校内支援体制の充実
を図ります。

また、地域の支援ネットワークの構築やボランティアによる支援システムの
整備など、校外からの支援体制の充実を図るとともに、教育相談や研修等を行
うことで特別支援学校が担う地域のセンター的機能の充実を図ります。

高等学校の教室を活用した特別支援学校の分校・分教室の整備
幼稚園、小・中学校、高等学校に在籍する障害のある子を支援する体制の整
備
特別支援教育社会人ボランティアの養成・派遣

【注】

- (1) 特別支援教育：障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育です。
- (2) 特別支援学校：学校教育法第1条及び第72条に規定している学校で、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、小・中学校などに準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的としています。
- (3) 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する障害をいいます。
- (4) 個別の指導計画：障害のある幼児児童生徒一人ひとりの障害の状態や発達段階に応じた適切な指導ができるように、具体的な指導のねらいや指導内容・方法の明確化を図るために個別に作成する指導計画です。「実態把握」「目標（長期・短期）」「指導の手だて」「評価」などの項目が盛り込まれ、これらを一連のサイクルで実施することが、特別支援学校に義務付けられています。
- (5) 個別の教育支援計画：学校教育段階にある障害のある幼児児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して適切な教育的支援を行うため個別に作成する支援計画です。福祉、医療、労働などの関係機関と連携して作成することとしています。

千葉の未来を担う子どもの育成
2 笑顔輝く、未来支える人づくり

多様化する青少年問題への取組

【目標】

青少年の社会的・経済的な自立を支える体制を整備します。

【現状と課題】

少子高齢化、情報化、雇用形態の多様化、厳しい雇用情勢など、青少年を取り巻く環境が大きく変わるとともに、青少年問題も多様化・複雑化しています。

携帯電話・インターネットの普及により、子どもたちが性や暴力などの有害情報にさらされ、犯罪の被害者とともに加害者にもなるという新たな問題が起きています。

また、学校におけるいじめや暴力などの問題のほか、フリーター¹⁾やニート²⁾の数が高水準で推移するなど、青少年の社会的な自立が遅れるといった問題も生じています。

青少年が社会的に自立した個人として成長し、地域社会と共に生きていけるよう、県や市町村はもとより、家庭・地域・学校・企業などが、それぞれの役割や責任を果たすと同時に、相互に協力していく必要があります。

【取組の基本方向】

多様化する青少年問題に的確に対応するため、地域において自立に困難を有する若者を支援する教育・雇用・福祉・保健・医療などの関係機関と連携した体制を整備するとともに、非行防止対策と立ち直りの支援を充実し、青少年が社会的・経済的に自立できるよう支援します。

さらに、青少年が地域での様々な体験活動を通じ、豊かな社会性を身に付けることができるよう環境を整備するとともに、青少年を有害な環境に近づけない、また利用させない環境づくりを推進します。

【主な取組】

1 青少年の自立を支える体制整備

国や県、市町村などの教育・雇用・福祉・保健・医療等の関係機関が連携した、効果的かつ円滑な支援を検討するための協議会を設置します。

また、県として総合的な支援を展開できるよう、千葉県青少年総合対策本部機能の強化や青少年問題に関する相談窓口のワンストップ化を進めます。

(仮称)千葉県子ども・若者支援協議会設立の促進

青少年相談窓口のワンストップ化の促進

2 非行防止と立ち直り支援・保護総合対策の推進

関係機関・団体や地域住民などと青少年の非行問題に対する認識と理解を共有するため、広報・啓発活動を推進します。

また、地域の青少年の非行防止などに大きな役割を担っている青少年補導センターや少年警察ボランティア活動の支援と少年センターによる少年サポート活動を推進します。

さらに、非行少年などに対する相談体制を強化し、自立を支援するとともに、青少年を犯罪被害から保護するため、福祉犯罪³⁾の取締りを強化します。

非行防止に関する広報・啓発の推進

非行防止・万引防止対策の推進

青少年補導員活動の活性化に向けた支援

少年警察ボランティア活動の充実

少年センターによる少年サポート活動の推進

性的被害を中心とした福祉犯罪の取締り強化

3 青少年を育成する地域の力の強化

青少年が、地域での様々な活動や交流の中で、豊かな社会性を身に付け、成長できるよう、地域に密着した活動に取り組む青少年相談員を育成するとともに、その活動を支援します。

また、青少年育成運動の中核となる青少年育成千葉県民会議の活動を支援します。

青少年相談員の育成と活動支援

青少年育成千葉県民会議事業への支援

4 青少年を取り巻く有害環境の浄化

青少年を有害図書やインターネット上の有害情報などの、有害な環境に近づけない、また利用させないための取組を推進し、必要に応じて千葉県青少年健全育成条例の見直しを行います。

また、関係機関・団体による繁華街などでの合同パトロールを実施します。

フィルタリング⁴⁾の利用促進に向けた広報・啓発の強化

書店・カラオケボックス等への立入調査の実施

【注】

(1) フリーター：15～34歳の若年（ただし、学生と主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人のことをいいます。

(2) ニート：就業せず、求職活動もしていない人のうち、家事も通学もしていない15歳から34歳の人のことをいいます。

(3) 福祉犯罪：少年の心のスキや弱い立場を利用して、子どもを食い物にする犯罪（児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、児童福祉法、青少年健全育成条例などの違反）のことをいいます。

(4) フィルタリング：インターネットを活用する際に、一定の有害サイト等の閲覧を制限できる仕組みのことをいいます。

経済の活性化と交流基盤の整備

1 千葉の輝く魅力づくり

光り輝く千葉の魅力発信

【目標】

本県の様々な魅力を積極的に県内外に発信し、千葉県知名度を高めます。

【現状と課題】

本県は、首都圏に位置しながら温暖な気候と広い県土、変化に富んだ海岸、緑あふれる丘陵など豊かな自然に恵まれ、太古の昔から人々が暮らし、それぞれの地域で、多彩な文化や特産品などが生まれ、はぐくまれてきました。

おいしい食べ物がたくさんある本県は、いわば「食の宝庫」であり、農業産出額は北海道、茨城県に次ぐ全国第3位で、銚子漁港は水揚げ量が日本一です。

全国に名を知られた落花生だけでなく、ネギや大根、梨、イセエビなど日本一の品目が数多くありますが、そのことはあまり知られていません。

また、本県には、我が国最大の国際空港である成田国際空港や東京湾アクアラインといった交流を促進するためのインフラをはじめ、幕張メッセや東京ディズニーリゾートといった大規模集客施設が数多くあるなど、たくさんの魅力があふれています。

「光り輝く活気にあふれた千葉県」を実現していくため、これら本県が持つ数々の魅力を積極的にPRし、認知度、信頼度、好感度を高め、「行きたい・暮らしたい地域」「買いたい製品の生産地」として、本県を選んでもらえるようにしていくことが必要です。

【取組の基本方向】

テレビ、ラジオ、新聞などの各種マスメディアを通じたPR活動を推進するとともに、マスコットキャラクターを使ったイメージアップ活動を戦略的に実施し、本県の魅力を発信します。

また、県産農林水産物については、千産千消・千産全消¹⁾の推進による販売促進活動の展開や、ブランド化を推進するとともに知事のトップセールスやマスメディアを活用し、より一層の知名度アップを図り、県産農林水産物のファンづくりに取り組みます。

【主な取組】

1 トップセールスなど戦略的な情報発信の推進

首都圏を主要な対象に、県のイメージアップ、観光客の増加や県産農林水産物の販路拡大等を図るため、トップセールスなども織り込みながら、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などの在京マスメディアを通じて、千葉の魅力発信を推進

します。

また、観光や農林水産物に係るセールスプロモーションやイベント、ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会の開催などの機会をとらえ、部局横断的な大規模PR活動を展開します。

在京メディア（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌）等を活用した創造的な攻めの広報の推進

2 各種広報媒体による積極的な広報

「県民だより」などの県刊行物や県広報番組、インターネット等多様な広報媒体を活用し、それぞれの媒体の特性を生かした、県民に伝わる、分かりやすい広報を推進します。

県広報紙の発行と県内全世帯への配布

地元メディア（テレビ、ラジオ、新聞）を活用した広報活動の推進

インターネットを利用した県政情報や魅力情報等の発信

3 より効果的な情報発信の推進

様々な千葉の魅力をより効果的に情報発信するとともに、埋もれている千葉の優れた魅力や価値を発掘し、それを輝かせ、発信できる仕組みづくりを行います。そして、本県への誇りや愛着をはぐくむとともに、「行きたい・買いたい・暮らしたい」など、あらゆる場面で本県の素晴らしさを認知してもらうため「千葉ブランド」の確立を目指していきます。

「(仮称)千葉の魅力発信戦略」の策定

4 「食の宝庫ちば」のブランド化と千産千消・千産全消によるファンづくり

全国トップクラスの農林水産物を数多く有する「食の宝庫ちば」の知名度向上のため、ブランド化を進めるとともに、トップセールスやマスメディアなどを活用し首都圏をはじめ全国への県産農林水産物の魅力を発信する千産全消を推進します。

さらに、県民が県産農林水産物の魅力を再発見し、「食の宝庫ちば」で育った喜びを実感できるよう千産千消を推進します。

県産農林水産物の魅力発信

県産牛肉・豚肉の知名度向上

県産水産物の販売力の強化

日本型食生活の良さの普及、県産米及び米粉食品の消費拡大・宣伝

量販店等における千産千消フェアの開催

5 世界に飛び出せ千葉の農林水産物

高品質と評価を受けている県産農林水産物について、近年経済成長が著しく、

高額所得者が増えているアジア地域を中心に、海外消費者向けの県産食品フェア、現地政府メディア・実需者²⁾を招いた商談会、レセプションの開催などを通じ、輸出を一層促進します。

農林水産物の輸出拡大

農林水産物の輸出促進に取り組む団体への支援

6 ちば文化の魅力発信

千葉の文化的魅力を県内外に発信するため、市町村と連携した「ちば文化交流ボックス³⁾」や、「デジタルミュージアム⁴⁾」などを運営します。

また、「千葉・県民芸術祭」を開催し、県内外で活躍する芸術文化団体の魅力を広く発信します。

ちばの文化情報の提供

インターネット上での美術館・博物館の収蔵資料の検索とデジタルミュージアムの提供

県内の文化財の概要と所在地の情報提供

「千葉・県民芸術祭」の開催

【注】

- (1) 千産千消・千産全消：「地域で生産された農林水産物を、その地域で消費すること」を意味する「地産地消」を基に、千葉県としての独自の取組を表現するために、「地」の部分に同音で千葉を意味する「千」を使った造語です。また、千葉県で生産された農林水産物を全国に向けてPRし、全国での消費を目指す取組を「千産全消」としています。
- (2) 実需者：量販店やレストランなどの需要者のことをいいます。例えば、野菜や米をレストランに供給する場合、最終的な需要者はレストランで食事をする人ですが、実需者はレストラン（業者）になります。
- (3) ちば文化交流ボックス：県民の多様な文化的ニーズにこたえるため、より幅広い文化情報を提供するとともに、県民の文化情報の発信を支援するために開設したホームページです。本県の文化資源情報や県内イベント情報などのコーナー等を設けるとともに、県民の方からの文化情報も提供できます。
- (4) デジタルミュージアム：県立博物館・美術館の収蔵資料に解説文を付し、インターネット上でストーリー性のある展示を行っています。

経済の活性化と交流基盤の整備

1 千葉の輝く魅力づくり

千葉の飛躍拠点である成田国際空港の機能拡充

【目標】

成田国際空港（以下「成田空港」という。）の更なる容量拡大（年間発着枠 30 万回）の早期実現を目指します。

成田空港と都心・東京国際空港（以下「羽田空港」という。）間の交通アクセスなどを更に強化します。

【現状と課題】

成田空港は、首都圏における国際線基幹空港であり、本県はもとより、首都圏及び我が国における経済発展の核となる国際的な戦略拠点となっています。成田空港は、平成 22 年 3 月に年間発着枠が 2 万回増加して 22 万回となりましたが、今後も増加が予測される首都圏の国際航空需要に的確に対応し、引き続き国際線基幹空港としての役割を果たしていくためには、周辺地域との共生・共栄を図りつつ、更なる容量拡大を目指すとともに、利便性の向上など、一層の機能拡充を図ることが必要です。

また、成田空港と都心・羽田空港間の交通アクセスを一層強化し、両空港を一体的に活用することが不可欠です。

さらに、今後は、成田空港の持つ国際空港としての機能を活用した地域づくりを推進するだけでなく、成田空港の魅力をより一層高め、全県の経済活性化のための飛躍拠点として、支援し、育てていくことが必要です。

【取組の基本方向】

成田空港については、更なる容量拡大の実現に向け、国・空港周辺 9 市町（成田市・富里市・香取市・山武市・栄町・神崎町・多古町・芝山町・横芝光町）及び成田国際空港株式会社（以下「N A A」という。）と連携して、周辺地域との共生策を一層推進し、地元の理解と協力が早期に得られるよう努めるとともに、地域経済の活性化などにより周辺地域との共栄を目指します。

また、成田空港と都心・羽田空港間の交通アクセスの一層の強化を図り、成田空港が国際線基幹空港としての機能を一層効果的に発揮できるよう、各種施策を展開します。

さらに、本県の飛躍拠点である成田空港を県全体で支援する方策を検討するとともに、その魅力を全県の経済活性化に生かすための方策を検討します。

【主な取組】

1 成田空港の機能拡充

今後も増加が予測される首都圏の国際航空需要に対応し、国際線基幹空港としての地位を確固たるものにするため、国・県・空港周辺9市町及びN A Aで構成する四者協議会において、環境対策・地域共生策を推進し、成田空港の更なる容量拡大（年間発着枠30万回）の早期実現を図るとともに、利便性の向上など一層の機能拡充に努めます。

また、県内経済の活性化の拠点として、関係自治体や経済団体、N A Aを含む民間企業などとの連携を図り、成田空港の更なる魅力向上のための支援策の検討を進めます。

年間発着枠30万回の早期実現への協力

成田空港緊急戦略プロジェクト会議の開催

2 成田空港周辺の環境対策・地域共生策の推進

空港の容量拡大に伴う地域住民への騒音障害など、マイナス影響の解消を図るため、国・空港周辺市町・N A A及び財団法人成田空港周辺地域共生財団¹⁾と連携を図りつつ、環境対策・地域共生策を一層推進するとともに、周辺地域と成田空港の持続的な共生を目指した施策の展開を図ります。

住宅防音工事などへの取組

財団法人成田空港周辺地域共生財団によるきめ細かな騒音対策への協力

3 成田空港周辺地域の振興（空港との共栄策の推進）

空港機能を活用した地域振興などを図るため、成田財特法²⁾に基づく「成田国際空港周辺地域整備計画」³⁾事業を推進するとともに、周辺地域と成田空港との共栄を目指し、空港周辺9市町が策定した「成田国際空港都市づくり9市町プラン」⁴⁾との連携を図ります。

また、周辺地域の持つ歴史・文化・自然を観光資源として、韓国、中国及び台湾を重点地域とした外客の積極的誘致を図るほか、来訪者が県内各地を安全かつ快適に楽しむことができるよう受入れ体制の整備促進に取り組みます。

成田国際物流複合基地（北側地区）の整備の検討

戦略的な企業誘致（再掲）

成田国際空港南部地域公共交通会議への参画

韓国・中国・台湾を重点地域とした観光プロモーションの展開（再掲）

4 成田空港への交通アクセスの強化

平成22年7月の成田新高速鉄道（成田スカイアクセス）の開通を確実なものとし、同鉄道を活用した国の「成田・羽田両空港間及び都心と両空港間の鉄道アクセス改善」の検討に協力するとともに、両空港間において同一空港並み

の利便性を実現させるため、国策としてリニアモーターカー構想を検討するよう国に働きかけます。

さらに、首都圏中央連絡自動車道⁵⁾・北千葉道路⁶⁾の整備を進め、成田空港への交通アクセスの一層の強化を図ります。

高規格幹線道路等の整備促進（再掲）

北千葉道路の整備推進（再掲）

【注】

- (1) 財団法人成田空港周辺地域共生財団：成田空港周辺地域において、きめ細かな民家防音工事助成事業、騒音対策周辺事業、航空機騒音等の調査・研究事業等生活環境の改善に資する事業を実施することにより、成田空港と周辺地域との共生の実現及び周辺地域の発展に寄与することを目的として、県・成田市・富里市・山武市・多古町・芝山町・横芝光町及びN A Aにより平成9年に設立された財団法人です。
- (2) 成田財特法：「成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」の略称です。
- (3) 成田国際空港周辺地域整備計画：成田財特法に基づき、成田空港周辺地域の施設の計画的整備のため、昭和45年に策定された計画で、直近の変更は平成21年です。
- (4) 成田国際空港都市づくり9市町プラン：成田空港周辺の9市町による成田国際空港都市づくり推進会議が平成21年に策定した基本計画です。
- (5) 首都圏中央連絡自動車道：都心から半径約40km～60kmの地域を連絡する全長約300km、県内区間延長約95kmの環状道路のことです。
- (6) 北千葉道路：市川市から千葉ニュータウンを経て、成田市を結ぶ全長約43kmの幹線道路です。現在、国・県が印旛村から成田市間の延長約13.5km、独立行政法人都市再生機構が千葉ニュータウン区間の延長約10kmを事業中です。

経済の活性化と交流基盤の整備

1 千葉の輝く魅力づくり

東京湾アクアラインによるポテンシャルの開花

【目標】

東京湾アクアライン（以下「アクアライン」という。）を有効に活用することにより、県内に埋もれている多くの宝・ポテンシャルに磨きをかけ、経済の活性化や地域振興を図ります。

【現状と課題】

アクアラインは、木更津市と神奈川県川崎市を結ぶ東京湾横断道路として平成9年12月に開通し、本県の課題である「半島性」を解消するものとして期待されていましたが、通行料金の割高感から交通量が低迷し、期待された機能を十分に発揮しているとはいえませんでした。

このため、県では、国の支援も得て、平日休日を問わず24時間、普通車の通行料金を800円とするなど全車種（ETC車限定）を対象とした大幅な料金引下げの社会実験¹⁾を行っています。

都心や京浜地域、成田国際空港地域、東京国際空港（以下「羽田空港」という。）への交通アクセスの向上による交流人口²⁾の増加、そして企業立地の優位性の向上などが期待されるこの機会を最大限に活用する方策が求められています。

【取組の基本方向】

本県に埋もれている数多くの宝・ポテンシャルに更に磨きをかけて、県内経済の活性化や地域振興に確実に結び付けるため、市町村や民間団体などと連携して様々な施策を進めます。

特に、観光地の魅力向上、観光消費を増大させる仕掛けづくりや、アクアライン着岸地の拠点整備、企業立地の促進、計画的な道路整備などに重点的に取り組んでいきます。

【主な取組】

1 アクアラインを活用した戦略的な観光振興

本県を訪れた観光客に「また訪れたい」と感じてもらえる観光地づくりを進めるため、道路、トイレ、駐車場などの整備を促進するとともに、より良いおもてなしをするために、観光に携わる人たちのスキルアップやホスピタリティ³⁾の醸成に取り組みます。

また、誘客の仕掛けづくりのほか、滞在の長時間化や宿泊型観光、魅力ある地域づくりを推進していきます。

観光関連施設の整備（再掲）

観光に携わる質の高い人材の育成（再掲）
アクアラインを活用した観光キャンペーンの展開・情報発信
羽田空港内における観光情報の発信（再掲）
観光客の滞在の長時間化及び宿泊型観光の推進（再掲）
魅力ある地域づくりの推進（再掲）

2 アクアライン着岸地における拠点地域の整備促進

アクアライン通行料金の大幅引下げにより「人」「もの」の流れが大きく変わり、首都圏におけるかずさアカデミアパークの優位性が飛躍的に高まることから、次世代を担う高い技術開発力を持った企業・研究所の誘致に取り組みます。

また、木更津市金田地区では、アクアラインの着岸地としてのポテンシャルを生かした土地利用の促進が図れるよう、土地区画整理事業⁴⁾により都市計画道路をはじめとする公共施設などの基盤整備を推進します。

かずさアカデミアパークへの企業誘致
かずさアカデミアパークの都市計画の見直しを含む土地利用規制等の緩和
県立かずさアカデミアホールの利用促進
金田西特定土地区画整理事業の推進（再掲）

3 圏央道沿線地域等への企業立地の促進と地域産業の振興

本県の企業立地の優位性を高めるため、立地企業への助成を行うとともに、市町村との共同による新たな工業団地の整備や、民間の工業団地の整備促進、工業用水の確保、首都圏中央連絡自動車道⁵⁾（以下「圏央道」という。）をはじめとする幹線道路網の整備、人材の確保・育成の支援など、企業ニーズに即した立地環境の整備を図ります。

また、積極的な企業訪問やトップセールスを実施するなど、国内外の企業・研究所に対する誘致活動を展開します。

さらに、地域の資源を活用した新商品の開発や販路開拓、対岸地域の事業者との取引機会の創出・拡大を促進し、地域産業の振興を図ります。

戦略的な企業誘致（再掲）
立地企業への助成（再掲）
市町村との共同による新たな工業団地の整備（再掲）
工業用水の安定供給の確保（再掲）
地域の資源を活用した商品開発（再掲）
取引機会の創出・拡大（再掲）

4 アクアライン関連道路網の整備推進

アクアラインの着岸地である金田地区や成田国際空港などのポテンシャル

を高めるとともに、地域の交流と連携の強化や、物流の効率化を図るため、道路網の骨格をなす圏央道などの整備促進と、東関東自動車道館山線（以下「館山道」という。）の4車線化の早期整備について国などに働きかけていきます。

また、これらの高速道路を補完する地域高規格道路や国道・県道の整備を進めます。

さらに、アクアラインや高規格幹線道路など（圏央道・館山道・千葉東金道路）と、主要な観光地を結ぶ幹線道路との連携により、観光エリアへのアクセスを強化します。

高規格幹線道路等の整備促進（再掲）

国道及び県道のバイパス・現道拡幅の整備推進（再掲）

観光地へのアクセスを強化する道路の整備推進（再掲）

【注】

- (1) 料金引下げの社会実験：東京湾アクアラインの恒久的な料金引下げの実現に向けて、E T C車を対象に、全日、普通車 800 円などに通行料金を引下げ、湾岸部の交通渋滞の緩和や観光・企業立地等に及ぼす影響などを検証する実験です。
- (2) 交流人口：通勤や観光などのため、他の地域から訪れる人のことをいいます。
- (3) ホスピタリティ：おもてなしの心のことです。
- (4) 土地区画整理事業：土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業です。
- (5) 首都圏中央連絡自動車道：都心から半径約 40km～60km の地域を連絡する全長約 300 km、県内区間延長約 95km の環状道路のことです。

経済の活性化と交流基盤の整備

1 千葉の輝く魅力づくり

魅力満載「千葉の観光」

【目標】

効果的なプロモーション活動により観光入込客の増加を図るとともに、本県の持つ魅力を十分に生かした魅力的な観光地づくりを推進し、地域経済の活性化を目指します。

【現状と課題】

本県は温暖な気候に恵まれ、大都市東京のすぐ隣に位置しながらも、「花」や「海」をはじめとする豊かな自然に恵まれています。また、数多くの歴史的・文化的な資源を有し、新鮮な海の幸や山の幸もあり、多様な観光のポテンシャルを秘めています。

こうした「宝」を十分に生かし、本県の観光を、地域経済の活性化に効果的に結び付け、安定した産業として成長させるためには、観光客の滞在の長時間化や宿泊型観光の推進、年間を通じて観光客が魅力を感じる観光地づくりが求められています。

【取組の基本方向】

だれもが何度でも訪れたい観光地づくりに向けて、観光資源の磨き上げや広域的な連携を図るとともに、質の高い観光人材の育成を進めます。

また、戦略的なプロモーションによる効果的な情報発信を展開し、観光客の増加、そして地域への経済効果を高める観光客の滞在の長時間化や宿泊客の増加を図ることにより、時々の経済・社会状況に左右されにくい観光の振興に努めます。

【主な取組】

1 何度でも訪れたい魅力ある観光地づくり

観光を地域経済の活性化に確実に結び付けるため、観光客のニーズを的確に把握し、観光施設・名所・旧跡などの観光資源の磨き上げや有機的な連携に努めるとともに、催しや企画などの観光プログラムの充実、グリーン・ブルーツーリズム¹⁾をはじめとするニューツーリズム²⁾の開発などを促進し、観光客の滞在の長時間化や宿泊型観光の推進を図ります。

観光関連施設の整備

観光客の滞在の長時間化や宿泊型観光の推進

観光客動向の把握

2 観光を支える人づくり

魅力ある観光地づくりを推進するためには、様々な分野において地域の観光を担う人材が必要です。

そこで、地域における観光振興の取組をより確かなものとするため、観光に携わる人たちのスキルアップやホスピタリティ³⁾の醸成、魅力ある観光地づくりや地域の観光振興を担う人材の育成に取り組みます。

観光に携わる質の高い人材の育成

3 観光地千葉の知名度向上

多様な広報媒体を通じて、総合的・戦略的に千葉県観光の魅力を全国に向けて発信するとともに、旅行動向を大きく左右し、新たな観光ニーズの形成に大きな影響力を持つメディアや旅行会社などに対して、効果的なプロモーションを展開します。

全県的観光キャンペーンの展開や情報発信

アクアラインを活用した観光キャンペーンの展開や情報発信（再掲）

修学旅行の誘致

県外のコンビニエンスストアを活用した観光・物産情報の発信

全国規模の観光・物産展への出展

4 国際的観光地としての地位の確立

日本の表玄関である成田国際空港を擁する優位性を生かし、県内の自然・歴史・産業などを観光資源として、韓国、中国及び台湾を重点地域とした外客の積極的誘致を図るほか、来訪者が県内各地を安全かつ快適に楽しむことができるよう受入れ体制の整備促進に取り組みます。

また、地域経済の活性化に貢献する経済波及効果の高い国際会議などの積極的な誘致を図ります。

韓国・中国・台湾を重点地域とした観光プロモーションの展開

東京国際空港（羽田空港）内における観光情報の発信

国際会議・コンベンション等の誘致

5 移住・定住の促進

観光で訪れた人々が地域の魅力に触れ、さらには、本県へ移り住んでもらうことも地域の活性化にとって重要です。

このため、市町村等との連携を図りながら、交通、医療、教育などの移住関連の情報発信を行うとともに、市町村や地域の関係者が行う移住・定住の促進のための取組を支援します。

移住・定住の促進に取り組む地域への支援

市町村・関係企業等と連携した移住・定住の促進

【注】

- (1) グリーン・ブルーツーリズム：都市の人々が農山漁村の民宿やペンションに宿泊滞在して、農山漁村生活や農林漁業体験を通じ地域の人々と交流したり、川や海・田園景観などふるさとの風景を楽しむ余暇活動のことをいいます。
- (2) ニューツーリズム：従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、人や自然とのふれあいなど体験的要素を取り入れた新しいタイプの旅行をいいます。
- (3) ホスピタリティ：おもてなしの心のことです。

経済の活性化と交流基盤の整備

2 挑戦し続ける産業づくり

新事業・新産業の創出と企業立地の促進

【目標】

新規成長分野の振興と企業立地の促進、県内企業による新製品・新技術の開発への支援などにより、地域経済の活力向上を図ります。

【現状と課題】

我が国の経済構造が、グローバル化¹⁾の進展や技術革新の加速化などによって大きく変化する中で、企業は、積極的な研究開発を行うとともに、付加価値の高い新しい製品を生み出していくことが求められています。

また、世界規模での競争が激化する中で、各企業は事業所の再編や統合を進めており、県内においても同様の事例が見受けられます。

企業が国や地域を選択する時代の中で、本県が引き続き経済的な発展を持続していくためには、低炭素社会²⁾や高齢化社会などの新たな社会のニーズを見据えた上で、高い競争力を持ち地域に定着し持続的に発展する企業を戦略的に誘致・創出していくことが必要となっています。

【取組の基本方向】

高い技術力・開発力を誇る企業の集積や、研究成果を多く保有する理工・医科系大学等の最先端の研究拠点、270 を超える居室を持つインキュベーション施設³⁾など、新事業・新産業の創出を進める上で本県の優位性を十分に活用し、新規成長分野の振興を図るとともに、県内企業による新製品・新技術の開発を活性化させていきます。

また、企業立地促進法⁴⁾の活用などにより、地域に定着し発展していく企業を県内に誘致するとともに、県内企業の移転・増設などを通じた事業の高度化を図り、雇用の場の確保や地域の経済的な活力の向上を目指します。

【主な取組】

1 産学官の連携による研究開発の促進

県内企業が、低炭素社会や高齢化社会などの新たな社会ニーズに対応した新製品・新技術の開発や新産業の創出を行うためには、産学官が連携し、課題の克服に向けた取組を行うことが必要です。

そこで、専門のコーディネーター⁵⁾を設置し、企業相互間、企業・大学間の共同研究のためのネットワークの形成促進やマッチングを図り、国などの競争的資金を活用することなどにより、社会ニーズに対応した新製品・新技術の研究開発、新産業の創出を支援します。

産学官・企業間連携の促進
地域産学官共同研究拠点の整備・活用
大学・研究機関の研究開発の促進と企業ニーズとのマッチング
中小企業の研究開発の支援

2 ベンチャー企業・研究開発型企業の支援強化

ベンチャー企業の創出・育成や、既存の中小企業の研究開発型企業への転換の促進を図るため、東葛テクノプラザ、かずさインキュベーションセンターなどのインキュベーション施設の利用を促進するとともに、インキュベーション・マネージャー⁶⁾などによる企業の成長段階に応じた多面的な支援を推進します。

また、県内経済団体や企業などと協働し、ベンチャー企業の育成支援を推進します。

インキュベーション施設の提供と利用環境の整備
インキュベーション・マネージャーによる支援体制の強化
官民一体となったベンチャー企業の育成支援

3 技術の高度化と新技術の導入促進

県産業支援技術研究所、東葛テクノプラザなどの支援機関の機能を十分に確保し、実用化・商品化に向けた技術支援、研修事業や技術相談を実施するとともに、知的所有権センター等による特許等の知的財産全般に関する支援などで、技術力の向上を図ります。

また、企業情報の提供や企業間の交流により、県内の理工系大学、研究機関を含めた技術面での連携を強化します。

さらに、これらを実現するために、県産業支援技術研究所の機能向上など、必要な検討を進めていきます。

中小企業の技術開発の支援
技術支援のための施設・機器整備
技術力向上のための研修・実地アドバイス
知的財産に対する総合的な支援
県産業支援技術研究所の機能向上の検討

4 戦略的企業誘致の推進

積極的な企業訪問活動やトップセールスを実施するとともに、本県の多様な魅力に関する情報の提供を行い、地域の特性・強みを生かした国内外の企業・研究所への誘致活動を展開します。あわせて、立地済み企業やインキュベーション施設入居企業などへのきめ細かなフォローアップにより、県外への流出を防止し、県内への再投資を促進します。

また、企業ニーズや市町村の意向を踏まえ、県・県関係機関・市町村などが保有している土地を活用し、事業採算性を考慮した新たな工業団地の整備を市町村と共同して行います。

さらに、市町村と連携して民間の工業団地整備を促進するとともに、立地企業への助成や工業用水の確保など企業ニーズに即した立地環境の整備を図ります。

戦略的な企業誘致

市町村との共同による新たな工業団地の整備

立地企業への助成

工業用水の安定供給の確保

【注】

- (1) グローバル化：経済活動や人々の行動が地球的規模、地球的視野で行われるようになることです。
- (2) 低炭素社会：現状の産業構造やライフスタイルを変えることにより、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を低く抑えた社会のことをいいます。石油など化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって、その実現を目指します。
- (3) インキュベーション施設：事業を始めようとするときに、低家賃の入居スペースの提供や、各種アドバイスが受けられる施設をいいます。
- (4) 企業立地促進法：「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の略称です。地域による主体的かつ計画的な企業立地促進などの取組を支援するため、企業の設備投資促進や人材育成を支援する制度等を定めています。
- (5) コーディネーター：大学と企業とのマッチングや、国の競争資金獲得支援、共同研究における様々な課題の解決の手助けを行う人材をいいます。
- (6) インキュベーション・マネージャー：事業を始めようとする人に対して、インキュベーション施設において経営面や業務面などの総合的な支援を行う人材をいいます。

経済の活性化と交流基盤の整備

2 挑戦し続ける産業づくり

中小企業の経営基盤の強化

【目標】

経済環境の目まぐるしい変化に対応し、成長していく中小企業の経営基盤の強化を進めます。

地域の特性を生かした商品開発やサービス提供を促進し、県内の地域経済の活性化を進めます。

【現状と課題】

平成 20 年 9 月のアメリカ発の金融危機の影響により、県内企業の業績は急速に悪化しました。

経済情勢は一部に持ち直しの動きが見られますが、景気悪化以前の水準には戻っておらず、倒産件数は依然高水準で推移しています。

こうした中、特に、約 13 万 2 千の県内企業の 99.8% を占める中小企業では、従来からの問題である資金・人材等の経営資源の不足、競争の激化や販売価格の低迷、後継者不足などに加え、既存の取引先からの大幅な受注減など景気低迷の影響による経営環境の一層の悪化や、中長期的な国内市場の縮小に対応した新事業展開などが課題となっています。

【取組の基本方向】

厳しい経済情勢を踏まえ、緊急に必要とされる経済対策を総合的に実施します。

それとともに、大きく変革する時代に対応し、経営力を強化しながら、新たな事業展開を目指した資金調達や販路開拓などを進めていく中小企業を支援するため、新たな相談支援体制を構築します。

また、海外市場取引をはじめとした国内外に対する販路開拓を促すとともに、事業承継¹⁾、リスクマネジメントなど中小企業の危機管理能力の向上に向けた支援を進めていきます。

さらに、まちづくりと連携した商店街の活性化に向けた取組や農商工連携、地域資源²⁾を活用した取組などの新たな事業展開を幅広く促し、中小企業の活性化が地域の活性化に結び付き、相乗効果を生むような振興策を進めていきます。

【主な取組】

1 中小企業の経営力の向上

新たに「チャレンジ企業支援センター（仮称）」を設置して、中小企業の立場に立った窓口相談や技術相談、専門家派遣、経営革新のためのワンストップの支援や、セミナー開催、本県を代表する中堅企業の育成を目指したハンズオ

ン支援³⁾などを行います。これにより、中小企業の経営資源の確保などを支援し、中小企業の振興と経営の安定を目指します。

事業の実施に当たっては、中小企業応援センター⁴⁾などの県内中小企業支援機関と連携し、統一ある支援を行うとともに、金融機関や中小企業の事業再生を支援する千葉県中小企業再生支援協議会⁵⁾との連絡を密にし、支援内容の一層の充実を図ります。

チャレンジ企業支援センター（仮称）の設置
経営革新の促進
新事業展開の支援
中小企業のIT⁶⁾化支援
商工会等による中小企業の支援活動の促進

2 資金調達の円滑化

県が融資に係る原資の一部を取扱金融機関に預託し融資利率を低減するとともに、信用保証協会⁷⁾による保証を付与することで、金融機関の貸出リスクを引き下げ、担保や信用力に乏しい県内中小企業者の資金調達を円滑化します。

また、県内の小規模企業者などが経営基盤の強化を図るために必要とする機械・設備の導入に対し支援します。

中小企業振興資金の貸付
小規模企業者への設備貸与及び設備資金貸付

3 販路開拓に向けた支援

中小・ベンチャー企業が独自に開発した優れた製品の市場性やブランド力を高めて、売れる製品づくりを促進します。

また、県内外企業との取引拡大のため、専門家による製品紹介や商談会の開催など、中小企業の販売活動を支援します。

中小企業の優れた製品の認定
市場開拓のための助成
ホームページを活用した中小企業の技術情報の発信
販路開拓の専門家派遣
下請取引の振興

4 海外市場取引の促進

中小企業にとって海外取引は、国内取引に比べリスクが高いことや、取引先情報やノウハウ等の蓄積が困難であるなどの理由から、挑戦が難しい状況にあるため、海外市場を視野に入れた中小企業の販路開拓などの支援を検討します。

特に、ジェットロ千葉⁸⁾などと連携して貿易投資相談を実施し、窓口相談から専門家派遣、展示会等への出展支援など海外ビジネスに対する集中支援を行っ

ていきます。

中小企業の海外販路拡大の支援

5 中小企業の事業承継とリスクマネジメント支援

中小企業にとって大きな課題である事業承継について、県内に設置されている事業承継支援センター⁹⁾と連携して円滑に実施されるよう支援します。

また、大規模地震や風水害、新型インフルエンザなどの緊急事態における企業としての危機管理対策である「事業継続計画（BCP）」の取組の促進を図ります。

中小企業の円滑な事業承継の支援

中小企業の危機管理対策の支援

6 地域づくり・まちづくりと連携した地域商業の活性化

活力の低下が深刻さを増す、商店街をはじめとする地域商業を活性化するため、地域コミュニティの担い手として地域商業に期待される役割と本来の商業機能を充実する取組を支援します。

また、地域の資源を生かしたイベントの支援などを通じて、地域の顔となる中心市街地等に来訪者を幅広く呼び込み、恒常的な「来街者」の増加に結び付ける取組や、大手小売企業をはじめとする多様な主体と連携した地域活性化の取組を促進します。

地域商業の活性化支援

中心市街地の活性化促進

次世代を担う商店街リーダーの養成

商店街連合組織の機能強化

「商業者の地域貢献に関するガイドライン」による取組の促進

7 農商工連携等の活用による地域産業の振興

地域経済の基盤である農林漁業者と商工業者等とが有機的に連携し、本県の強みである豊かな農林水産品などの資源を最大限に生かしながら、新商品や新サービスを開発したり、販路開拓などを行う、いわゆる農商工連携や地域資源活用等の事業を総合的に支援し、県内地域経済の活性化を目指します。

農商工連携の促進

地域個性を生かした商品づくりの推進

【注】

- (1) 事業承継：会社の経営を後継者に円滑に引き継ぐことをいいます。経営者の高齢化などにより、今日の大きなテーマとなっています。
- (2) 地域資源：地域の特産物（農林水産物、鉱工業品及びそれらの生産技術）や観光資源として相当程度認識されているものをいいます。
- (3) ハンズオン支援：企業の成長段階に応じて、継続的に各種の企業支援を行っていくことです。

- (4) 中小企業応援センター：中小企業の日常的な経営支援に取り組む商工団体やパートナー機関の経営支援機能を補完・強化するため、その後方支援機関として、国が全国約 100 か所の中小企業支援機関を指定するものです。
- (5) 中小企業再生支援協議会：中小企業の事業再生を支援するため、平成 15 年に各都道府県に 1 か所ずつ設置されました。企業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業の再生に係る相談にきめ細やかに対応しています。
- (6) IT：情報通信技術のことをいいます。
- (7) 信用保証協会：中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、「公的な保証人」となって金融の円滑化を図ることを目的として設立された信用保証協会法に基づく特殊法人です。
- (8) ジェトロ千葉：経済産業省が所管する独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）の国内事務所の一つで、日本企業の輸出支援、地域経済活性化支援、外国企業誘致支援などを行います。
- (9) 事業承継支援センター：中小企業の事業承継が円滑に進むように支援するため、平成 20 年度から国が全国に設置している支援機関で、県内には 2 か所の事業承継支援センターが設置されて、様々な支援措置を実施しています。

経済の活性化と交流基盤の整備

2 挑戦し続ける産業づくり

雇用対策の推進と産業人材の確保・育成

【目標】

雇用の場の創出・確保を図ります。

求人と求職のミスマッチの解消に努めるなど求職者の就労を支援します。

働きやすい職場環境の整備を促進し、地域の産業を担う産業人材の確保・育成を進めます。

【現状と課題】

経済情勢は一部に持ち直しの動きが見られますが、有効求人倍率は低水準で推移し、完全失業率については高水準にあるなど、雇用失業情勢は依然として厳しい状況にあります。

特に、フリーター¹⁾をはじめとする職業スキルを積む機会が得られなかった若年層、出産・子育て等で仕事を離れた女性、障害のある人、中高年齢離職者などは、本人に意欲があっても就労、特に正規雇用としては難しい状況にあり、その対応が課題となっています。

一方で、介護分野や中小企業など、現状でも人材の確保・育成に苦労している業種や企業もあります。

また、中長期的な課題としては、少子高齢社会の進展などにより、労働力人口が不足することが懸念されています。

【取組の基本方向】

雇い止めなどにより離職を余儀なくされた人に対して、当面の雇用の場の創出・確保を行い、さらに雇用の継続を図っていきます。

そして、求職者が貴重な働き手として活躍できるように、求職者の就業支援や職業能力開発、求人と求職者のミスマッチの解消などを行います。

また、将来の労働力不足に対応し、本県の産業を支える地域の労働力を確保するため、女性や高齢者等の再就職支援に加えて、ニート²⁾の職業的自立を支援するなど新たな労働力を確保する取組を実施するとともに、求職者・在職者一人ひとりの職業能力の向上を図っていきます。

さらに、働きやすい職場環境の整備を促進し、人材の確保・定着を進めていきます。

【主な取組】

1 雇用機会の創出

非正規労働者の雇い止め問題をはじめとする雇用環境の悪化を踏まえ、新た

な社会のニーズに対応した新産業分野への就業を進めるとともに、国からの交付金を基に設置した基金を利用して委託事業などを実施し、雇用の場の創出と継続的な雇用の支援を行います。

継続的な雇用の機会の創出

次の雇用へのつなぎ雇用の機会の創出

2 就労支援と職業能力の開発

フリーターをはじめとする職業スキルを積む機会が得られなかった若年層、出産・子育て等で仕事を離れた女性、障害のある人、中高年齢離職者等、意欲があっても就労、とりわけ正規雇用に至るのが難しい状況にある人などを対象に相談から職業訓練、就職までの一貫した就業・定着支援を実施します。

また、離職者・転職者をはじめとする様々な求職者を対象に、高等技術専門学校や大学、専修学校、NPO法人、企業などの教育訓練機関を活用して、就業に結びつく効果的な職業訓練を実施します。

あわせて、働く側（求職）と雇用する側（求人）の双方の条件とニーズに視点を向け、求職者への支援を実施することで雇用のミスマッチの解消に取り組みます。

フリーター等の若年者に対する就労支援

出産・子育て等で離職した女性・中高年齢離職者の就職支援

求職者に対する総合的な就業・生活支援

障害のある人に対する就労支援

就業に結び付く効果的な職業訓練

3 中小企業等の人材確保・育成支援

地域の中小企業における将来の労働力不足に対応するため、ジョブカフェちば³⁾等での採用支援や企業のOB人材の活用などにより、中小企業等の人材確保を支援します。

また、ものづくり分野を中心とした中小企業等の人材確保・育成を支援するため、県と企業などとの連携による中小企業等への若年技術者などの人材供給や、中小企業等の従業員の能力開発を図るための職業訓練を実施します。

中小企業の採用活動支援

中小企業の人材育成支援

地域の企業等との連携によるものづくり若手技術者の育成

4 働きやすい環境の整備

年齢、性別、障害の有無などに関わらず、すべての働く人が、仕事と生活の調和を図り、意欲と能力を生かして働くことができる環境の整備を促進するため、ワーク・ライフ・バランス⁴⁾を推進するとともに、多様で柔軟な雇用制度

の導入が経済的に合理的であることについて、社会一般の理解を広め、意識を醸成していきます。

また、賃金・解雇・労働時間・労使紛争等の労働問題と、社会環境の変化・職場の人間関係などによる心の健康問題を持つ労働者が増加していることから、労働相談等を実施するとともに、労働関係法令等の普及啓発等を充実させ、だれもが安心して働き続けられる環境づくりを促進します。

ワーク・ライフ・バランスの普及促進
労働相談の実施

【注】

- (1) フリーター：15～34歳の若年（ただし、学生と主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人のことをいいます。
- (2) ニート：就業せず、求職活動もしていない人のうち、家事も通学もしていない15歳から34歳の人のことをいいます。
- (3) ジョブカフェちば：正社員として働くことを希望する15歳から39歳までの若者に対する就職支援及び中小企業の採用活動を支援する施設です。
- (4) ワーク・ライフ・バランス：やりがいのある仕事と充実した私生活のバランスをとりながら、個人が持っている能力を最大限に発揮することをいいます。人事戦略の一環として、この考え方を取り入れる企業が増えています。

経済の活性化と交流基盤の整備

3 豊かな生活を支える食と緑づくり

農林水産業の生産力強化と担い手づくりの推進

【目標】

首都圏立地の優位性を生かし、次世代に引き継げる力強い農林水産業を確立します。

【現状と課題】

本県は全国屈指の農林水産県として、県内だけでなく首都圏や全国の消費者に新鮮でおいしい農林水産物を安定的に供給する大きな役割を果たしています。

しかしながら、担い手の減少や高齢化、W T O¹⁾やF T A²⁾等の貿易交渉に伴う国際化の進展、生鮮野菜などの輸入増大等による価格の低迷、産地間競争の激化など、数多くの課題を抱えています。

また、消費者ニーズは多様化し、農薬・化学肥料の使用を減らした環境にやさしい農業に対する関心も高まっています。

このような中、本県の農林水産業が今後とも持続的に発展していくためには、多様で活力のある担い手の確保・育成を図るとともに、首都圏立地の優位性を生かした産地づくりや、豊かな海づくりなどを進め、消費者に選択される農林水産物を県内外に提供し続けられるよう生産力の強化を図る必要があります。

さらに、長期にわたる木材価格の低迷などにより管理が行き届かなくなった森林の機能を再生し、森林資源の循環利用を進めていくことが重要です。

【取組の基本方向】

健全な本県農林業を次世代に継承していくため、マーケット需要に対応した競争力の高い産地づくりを進めるとともに、環境にやさしい農業や森林資源の循環利用を推進します。

また、水産資源の維持増大と漁場環境の保全、漁業・水産加工業の生産性向上に取り組み、たくましい水産業を育成します。

さらに、経営基盤を整備するとともに、意欲ある人材や企業的経営体など多様な担い手が活躍できるよう支援体制を充実します。

【主な取組】

1 マーケット需要に対応した力強い産地づくり

本県の農産物の生産力を強化拡大し、実需者³⁾や消費者ニーズに対応した力強い産地づくりを促進するため、施設化や省力化などによる既存産地の再構築を推進するとともに、業務・加工向け野菜や独自の新品目などを導入した新産地づくりを推進します。

さらに、酪農発祥の地である本県が誇る新鮮でおいしい牛乳や優良な和牛の生産拡大を図るなど、畜産の生産基盤の整備を進めます。

園芸産地の生産出荷体制整備に対する支援
農産物・特産物の機械施設整備に対する支援
高品質牛乳生産体制の整備と優良和牛の生産拡大
養豚経営の安定

2 水田有効活用による飼料等自給力の強化

湿田を多く抱える本県水田の有効活用を進めるため、水田を最大限活用できる飼料用米の生産拡大を促進し、県内の飼料用米生産流通体系を構築します。

さらに、飼料増産や放牧、生産体制づくりなどを推進し、総合的に飼料自給率の向上に取り組みます。

また、米の新たな需要拡大として期待が高まっている米粉の利用を推進します。

水田での飼料用米・麦・大豆等の生産に対する支援
飼料自給率の向上
県産米粉の製粉施設整備に対する支援

3 環境にやさしい農業の推進

本県農業を健全な形で次世代へ引き継いでいくため、環境への負荷をより少なくする、エコファーマー⁴⁾の認定促進、ちばエコ農業⁵⁾、有機農業⁶⁾などの取組を進め、堆肥の有効活用による土づくりや県全体の農薬や化学肥料の使用量の減量化を図るとともに廃棄物の適正処理やリサイクルを進めることにより、環境にやさしい農業を推進します。

ちばエコ農業等環境にやさしい農業の推進
家畜排せつ物の有効利用と適正施肥の推進
園芸用廃プラスチックの適正処理の推進

4 森林資源の循環利用

本県の森林は小規模な私有林が多くを占めていることから、森林作業の共同化や作業道の整備を進め、計画的かつ効率的に森林の整備などを進めます。加えて、県産木材の利用促進を一体的に推進することにより「伐採～搬出～木材利用～再造林(植栽)～間伐・保育(手入れ)」といった森林資源の循環利用の仕組みづくりに取り組みます。

計画的な森林整備の推進
県産木材等の利用促進

5 水産資源の維持・増大と漁場環境の保全

安定した漁業生産を確保する上で、水産資源を計画的かつ大切に利用することや、増やすことが必要不可欠であるため、漁業者による自主的な資源管理の取組を支援するとともに、稚魚の生産・放流や魚礁の設置などを一体的に推進します。

特に、本県を代表する漁場の一つである東京湾では、アサリに深刻な影響を及ぼすカイヤドリウミグモ⁷⁾対策を進める一方、その影響を受けないハマグリや近年の高水温化に対応したノリの新品種の普及などの増産対策を実施します。

資源管理型漁業の推進
種苗の生産・放流の推進
漁場の整備と環境保全
東京湾漁業の増産対策
内水面有用魚介類資源の維持増大

6 漁業・水産加工業の生産性向上

水産業の更なる経営の安定化・効率化を図るため、漁業情報の配信による操業の効率化と安全の確保を支援するとともに、冷凍冷蔵庫等の生産関連施設や、大型台風や大規模地震に強い漁港施設などの整備・保全を推進します。

加えて、品質向上に向けた水産加工業などへの新技術導入や、漁業経営のスリム化を図るための省コスト型漁船（省力・省エネ）の導入を支援します。

漁業経営の安定化・効率化の推進
水産物の高付加価値化と水産加工業の生産性向上
水産業生産関連施設の整備
漁港施設の整備・保全

7 農林水産業を支える多様な担い手の確保・育成

農林水産業を志す人々に対し、相談や研修の場づくりを進め、実際に就業できるまでを支援するとともに、農林水産業での雇用を促進します。

さらに、アグリトップランナー⁸⁾の育成や企業参入を支援し、本県農林水産業を支える担い手の確保を図ります。

また、女性や高齢者など、多様な人材が地域で生き生きと活躍できるよう、活動のベースとなる組織づくりや、加工・直売・体験交流などの取組を支援します。

加えて、農業協同組合や漁業協同組合の組織再編を進め、経営基盤の強化を図ります。

就業支援及び雇用促進による農林水産業の担い手の確保
担い手の経営発展支援による企業的経営体の育成

農村集落の核となる営農組織設立及び小規模農家の経営安定支援 農協及び漁協経営の健全化対策の推進

8 担い手への農地集積と農地の基盤整備

意欲と能力のある経営体が生産性の高い営農を展開できるよう、農地をまとまった形で担い手に集積する仕組みを県内全域に導入します。

また、担い手へ農地集積を促す農地の大区画化など基盤整備を推進するとともに、効率的な営農展開ができるよう、用排水施設の保全整備を進めます。

効率的・安定的経営のため、担い手への農地集積を支援

用排水施設の保全整備

大区画化など基盤整備の実施

【注】

- (1) WTO：世界貿易機関の略です。1995年に発足し、スイス・ジュネーブに本部があります。WTO協定の管理・運営、貿易紛争の処理などを担うとともに、加盟国間の貿易交渉の場を提供する機関で153カ国・地域が加盟しています。
- (2) FTA：自由貿易協定の略です。物品の関税及びその他の制限的通商規則やサービス貿易の障壁などの撤廃を内容とするGATT第24条及びGATS（サービス貿易に関する一般協定）第5条において定義される協定のことです。
- (3) 実需者：量販店やレストランなどの需要者のことをいいます。例えば、野菜や米をレストランに供給する場合、最終的な需要者はレストランで食事をする人ですが、実需者はレストラン（業者）になります。
- (4) エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画について、県知事から認定を受けた農業者のことです。
- (5) ちばエコ農業：自然環境に与える負荷の軽減と、消費者の求める安全・安心な農産物の供給体制を作るため、通常と比べて農薬や化学肥料を2分の1以上減らした栽培を行う産地の指定、及びこれらの産地などで栽培された農産物について県独自の認証を行う制度のことです。
- (6) 有機農業：化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のことです。
- (7) カイヤドリウミグモ：陸上のクモに似た動物で、胴は小さく、体のほとんどが脚です。幼生期には二枚貝の殻の中に寄生し、貝の体液を吸って成長します。生態について分かっていることが少なく、調査を進めています。
- (8) アグリトップランナー：販売額 3,000 万円以上で、経営理念があり、販売戦略を持っている企業的な農業経営体のことです。

経済の活性化と交流基盤の整備

3 豊かな生活を支える食と緑づくり

緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進

【目標】

都市と農山漁村の交流を促進し、地域が一体となった農山漁村の活性化を図ります。

【現状と課題】

農山漁村は、食料の供給ばかりでなく、県土や自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承など、県民にとってかけがえのない多面的機能を有しています。

また、人々の価値観が心のゆとりや豊かな暮らしを求める方向に変化している中で、心癒される美しい景観や豊かな自然のある農山漁村への期待はますます大きくなっています。

しかしながら、人口減少や高齢化の進展により生産活動や集落としての機能が低下し、耕作放棄地¹⁾や荒廃森林が増加しています。

特に、イノシシなどの有害鳥獣による被害の増加は、単に農作物等への被害にとどまらず営農意欲を減退させ、これが耕作放棄地を生み、またそこが新たな隠れ場所となることで更なる被害を増加させるといった悪循環を招いています。

このように、農山漁村の有する多面的機能の低下や耕作放棄地などの増加が懸念される中で、緑豊かで活力ある農山漁村を実現するには、都市と農山漁村との交流を促進し、地域が一体となり都市住民との協働のもと、農林水産物や農山漁村の景観など地域が有する豊かな資源を有効活用していく必要があります。

【取組の基本方向】

県民に、新鮮でおいしい地場産品や農林水産業体験など農山漁村の魅力に触れ合える機会を提供することにより、農林水産業に対する県民の理解を深め、また、グリーン・ブルーツーリズム²⁾を推進し、都市と農山漁村が交流することで農山漁村の活性化を図ります。

また、耕作放棄地の増加や野生鳥獣による農作物等への被害増加といった地域の課題や、農道や農業水利施設³⁾などの適切な保全管理について、地域が一体となって都市住民との協働のもとに取り組み、美しい景観が保全された、住民が快適に過ごせる豊かな農山漁村の実現を図ります。

【主な取組】

1 豊かな自然と豊富な食材に恵まれた「ちば」の体感

農山漁村の活性化を図るため、「千葉県型グリーン・ブルーツーリズム」の推

進により、ホスピタリティ⁴⁾を核とし、地域が一体となって都市住民を受け入れる体制整備及び人材育成を図ります。

あわせて、地場産品の販売拠点である農林水産物直売所の活動強化や、農林水産業体験、県民の森をはじめとする森林レクリエーションなどを通じて都市住民との交流を促進します。

都市と農山漁村との交流の促進
県民の森の管理

2 多様な人々の参画による農山漁村の活性化と景観の保全

地域が一丸となって、都市住民や企業との協働の下、耕作放棄地の解消や里山の整備・保全など、地域資源⁵⁾の活用に取り組むことにより、農山漁村の多面的機能の向上や地域の景観改善を図ります。

また、病害虫による被害や、管理放棄された竹林の拡大により、機能が低下し、景観が悪化している森林の再生を進めます。

さらに、森・川・海の生産者の連携による漁場環境の保全や海に親しめる施設の整備などを一体的に進め、自然豊かな農山漁村の実現に取り組みます。

特に、住民に有形、無形の被害を与えているイノシシなどの有害鳥獣対策については、防護柵の設置など総合的な被害防止対策を講じます。

多様な人々の参画による農山漁村環境の保全・向上
森林病害虫の防除と被害林の再生
農山漁村の多面的機能の向上
イノシシ等有害鳥獣被害の防止

【注】

- (1) 耕作放棄地：1年以上作物が栽培されず、さらに今後数年の間に再び耕作する意思のない農地のことです。
- (2) グリーン・ブルーリズム：都市の人々が農山漁村の民宿やペンションに宿泊滞在して、農山漁村生活や農林漁業体験を通じ地域の人々と交流したり、川や海・田園景観などふるさとの風景を楽しむ余暇活動のことをいいます。千葉県では、従来のグリーン・ブルーリズムに加え、日帰りによる農林水産業体験、市民農園や農林水産物直売所などを介し、地域で生産された農林水産物をその地域で消費する「千産千消」の取組などを含む幅広い取組を「千葉県型グリーン・ブルーリズム」と名付けて推進しています。
- (3) 農業水利施設：農地に農業用水を供給する用水施設（ダム、ため池、揚水機場、用水路など）及び農地から不要な水を河川に流す排水施設（排水機場、排水路など）のことです。
- (4) ホスピタリティ：おもてなしの心のことです。
- (5) 地域資源：地域の特産物（農林水産物、鉱工業品及びそれらの生産技術）や観光資源として相当程度認識されているものをいいます。

経済の活性化と交流基盤の整備

4 活力ある交流拠点都市・基盤づくり

交流拠点都市の形成

【目標】

「成田国際空港都市」「柏・流山地域」「幕張新都心」「かずさ地域」について、それぞれの特色を生かした地域の形成を進め、本県の交流拠点都市としての充実を図ります。

【現状と課題】

本県は、「人」が行きかい「もの」が流動し、産業活動の拠点となる、成田国際空港都市、柏・流山地域、幕張新都心、かずさ地域の4つの地域を交流拠点都市として、機能の充実を図っています。

〔成田国際空港都市〕

成田国際空港（以下「成田空港」という。）は、首都圏における国際線基幹空港であり、空港とその周辺地域は、首都圏及び我が国における経済発展の核となる国際的な戦略拠点となっています。この成田空港の波及効果を、空港周辺地域が的確に受け止め、魅力ある国際空港都市づくりを推進するとともに、成田空港と都心・東京国際空港（以下「羽田空港」という。）間の交通アクセスを一層強化する必要があります。

また、成田空港と東京都心の間位置する千葉ニュータウンは、平成22年の成田新高速鉄道（成田スカイアクセス）の開通によって、住宅地や商業地、ビジネス拠点としてのポテンシャルが飛躍的に高まります。

〔柏・流山地域〕

柏・流山地域は、つくばエクスプレスによる飛躍的な交通利便性の向上を契機として、「環境・健康・創造・交流の街」をテーマに、大学と地域が連携したまちづくりを推進しています。

今後は、つくば・秋葉原など沿線都市間の競争や連携を視野に入れ、より質の高い都市機能の充実を図るとともに、産学官連携を推進し、地域産業の振興を促進することが必要です。

〔幕張新都心〕

幕張新都心では、先導的な中核施設である幕張メッセの設置をはじめ、国際的な先端企業、外資系企業、教育・研究施設、ホテル、ショッピング・アミューズメント施設等の誘致及び幕張ベイタウンでの住宅整備などをこれまで進めてきました。

現在、日々約14万人が活動する都市に成長し、「幕張」の名前は全国に知られるようになりました。今後は、地域内のポテンシャルをさらに生かし、経済・文化の交流拠点機能を効果的に強化していくことが必要です。

〔かずさ地域〕

かずさ地域では、バイオテクノロジー、情報通信、新素材など先端技術産業分野の研究所の集積を目指す「かずさアカデミアパーク」の整備を進めてきました。

しかし、バブル景気の崩壊や、量産型工場の海外展開といった産業構造の変化を受け、現在でも立地面積は半分程度にとどまっています。時代や経済環境の変化に対応した立地環境の整備を推進することが必要です。

【取組の基本方向】

成田国際空港都市については、国・空港周辺9市町（成田市・富里市・香取市・山武市・栄町・神崎町・多古町・芝山町・横芝光町）及び成田国際空港株式会社と連携して、空港周辺のインフラ整備などを行うことによって、成田空港の容量拡大に伴う波及効果を周辺地域が的確に受け止められるようにし、地域経済の活性化等により周辺地域との共栄を目指します。

また、成田空港と都心・羽田空港間の交通アクセスの一層の強化を図るため、各種施策を展開します。

柏・流山地域については、研究拠点・産業・居住等の様々な機能が調和した地域を目指し、良質な市街地形成及び産業拠点の形成を推進するなど、大学と地域が連携したまちづくりを促進します。

幕張新都心では、国内外への発信機能の一層の強化を図るため、未利用地の有効活用や幕張メッセの利用向上を推進するとともに、これまでに集積された「働く」「住む」「学ぶ」「遊ぶ」機能の複合化と連携による相乗効果を生かして、新たな魅力や更なる活力の創出を図ります。

かずさ地域では、東京湾アクアライン（以下「アクアライン」という。）の通行料金の引下げと首都圏中央連絡自動車道¹⁾（以下「圏央道」という。）の整備により、都心や京浜地域、成田空港、羽田空港との交通アクセスが更に向上し、企業立地の優位性が高まると期待されることから、国内外の企業の戦略的な誘致に取り組みます。

【主な取組】

1 成田国際空港都市づくり

空港機能を活用した地域振興などを行うため、成田財特法²⁾に基づく「成田国際空港周辺地域整備計画」³⁾事業を推進するとともに、周辺地域と成田空港との共栄を目指し、空港周辺9市町が策定した「成田国際空港都市づくり9市町プラン」⁴⁾との連携を図ります。

さらに、平成22年7月の成田新高速鉄道（成田スカイアクセス）の開通を確実なものとし、同鉄道を活用した国の「成田・羽田両空港間及び都心と両空港間の鉄道アクセス改善」の検討に協力するとともに、両空港間において同一空港並みの利便性を実現させるため、国策としてリニアモーターカー構想を検

討するよう国に働きかけます。

これに加え、圏央道・北千葉道路⁵⁾などの整備を進め、成田空港への交通アクセスの一層の強化を図ります。

また、千葉ニュータウンでは、「住む」「働く」「学ぶ」「憩う」などの機能を兼ね備えた総合的なまちづくりを一層推進していきます。

高規格幹線道路等の整備促進（再掲）

成田空港周辺地域の国道・県道の整備推進（再掲）

成田国際物流複合基地（北側地区）の整備の検討（再掲）

成田国際空港南部地域公共交通会議への参画（再掲）

千葉ニュータウンのまちづくり推進

2 柏・流山地域における大学と地域が連携したまちづくり

地域の魅力を高めるため、大学と地域が連携したまちづくりを促進します。

また、東葛テクノプラザなどを核として、地域の産学官連携をさらに促進し、地域の産業振興を図ります。

さらに、鉄道と沿線地域の一体的な整備により秩序ある住宅地の形成を図る土地区画整理事業⁶⁾を進めます。

大学と地域が連携したまちづくりプロジェクトの普及

地域における産学官連携の促進（再掲）

つくばエクスプレス沿線土地区画整理事業の実施（再掲）

3 新たな産業と文化の発信拠点としての幕張新都心の整備

幕張新都心では、未利用地の有効活用などにより、ライフスタイルの多様化に対応したアメニティ豊かな都市づくりを推進し、国際的な業務機能・先端産業などの集積や魅力的な居住環境の実現を図り、次世代の千葉をリードする国際業務都市として更なる発展を目指します。

特に幕張メッセなどでの文化・芸術面及び国際的な情報発信機能を強化するとともに、新都心の成熟を踏まえ、立地企業・大学などの主体的な連携を促進することを通じて、新たな産業や若者文化などを創造・発信する魅力的な都市の構築を図ります。

未利用地の土地活用の推進

幕張ベイタウン事業の着実な推進

幕張メッセを中心とした文化・芸術面及び国際的な情報発信機能の強化

立地企業や大学等の連携促進

県立幕張海浜公園海側地区の整備（再掲）

4 東京湾アクアラインを活用したかずさアカデミアパークの活性化

アクアライン通行料金の大幅引下げにより「人」「もの」の流れが大きく変

わり、首都圏におけるかずさアカデミアパークの優位性が飛躍的に高まることから、次世代を担う高い技術開発力を持った企業・研究所の誘致に取り組みます。

かずさアカデミアパークへの企業誘致（再掲）

かずさアカデミアパークの都市計画の見直しを含む土地利用規制等の緩和（再掲）

県立かずさアカデミアホールの利用促進（再掲）

【注】

- (1) 首都圏中央連絡自動車道：都心から半径約40km～60kmの地域を連絡する全長約300km、県内区間延長約95kmの環状道路のことです。
- (2) 成田財特法：「成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」の略称です。
- (3) 成田国際空港周辺地域整備計画：成田財特法に基づき、成田空港周辺地域の施設の計画的整備のため、昭和45年に策定された計画で、直近の変更は平成21年です。
- (4) 成田国際空港都市づくり9市町プラン：成田空港周辺の9市町による成田国際空港都市づくり推進会議が平成21年に策定した基本計画です。
- (5) 北千葉道路：市川市から千葉ニュータウンを経て、成田市を結ぶ全長約43kmの幹線道路です。現在、国・県が印旛村から成田市間の延長約13.5km、独立行政法人都市再生機構が千葉ニュータウン区間の延長約10kmを事業中です。
- (6) 土地区画整理事業：土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業です。

経済の活性化と交流基盤の整備

4 活力ある交流拠点都市・基盤づくり

交流基盤の強化

【目標】

県民のくらしや物流を支える鉄道網、道路網、港湾を整備し、利便性の向上を図り、交流を活発にさせます。

【現状と課題】

鉄道は、成田国際空港（以下「成田空港」という。）と都心・東京国際空港（以下「羽田空港」という。）間の交通アクセスの一層の強化や、既存路線における県北西部地域から東京方面への速達性の向上、通勤・通学時の混雑緩和が大きな課題となっています。また、高規格幹線道路の整備に伴い、高速バスの運行の拡大が見込まれるところです。さらに、地域間交流を促進する鉄道網の充実強化や地域内交通の確保に向けた取組を推進する必要があります。

本県は、半島であることもあり、近県に比べて広域的な幹線道路の整備が遅れています。湾岸・東葛飾地域においては交通渋滞の多発による社会経済活動への支障、房総・東総地域では観光地へのアクセスや渋滞などが課題となっています。

また、「千葉県物流戦略」¹⁾を基に、物流事業者及び国など関係機関と連携・協働し、一層の効率化・高度化を図るとともに、大型船舶に対応した港湾整備や、ターゲットを絞り込んだポートセールス²⁾を進めていく必要があります。

また、成田空港の利便性向上を図るためには、道路アクセスの強化が急務であり、国際競争力の維持・強化の点からも首都圏三環状道路³⁾・北千葉道路⁴⁾など広域的な幹線道路の整備が重要です。

【取組の基本方向】

平成 22 年 7 月の成田新高速鉄道（成田スカイアクセス）の開通を確実なものとし、成田空港と都心・羽田空港間の交通アクセスの一層の強化を図ります。

また、既存路線における県北西部から東京方面への交通利便性の向上を図るため、関係者と連携し、鉄道沿線の開発状況や混雑状況等を踏まえ、建設ルートを選定や事業費の検討、需要予測、収支採算性の分析などについて検討を進めます。

なお、首都圏中央連絡自動車道⁵⁾（以下「圏央道」という。）などの整備に伴い、利用者のニーズに対応した高速バスのネットワークの形成についての検討を進めます。

また、地域間交流を促進する鉄道網については、関係者と連携して一層の充実強化を図ります。

さらに、地域住民の重要な交通手段となっている生活交通路線の維持・確保に向けて、関係者と連携を図りながら取り組んでいきます。

道路については、圏央道や東京外かく環状道路⁶⁾(以下「外環道」という。)などの広域的な幹線道路の整備を促進するとともに、地域間の交流を支える国道や県道のバイパス、現道拡幅などの整備を進めます。

また、「千葉県物流戦略」を基に、物流の一層の効率化・高度化を図ります。

港湾については、大型船舶に対応した岸壁の整備やコンテナを扱う業種にターゲットを絞ったポートセールスを行うとともに、魅力ある海辺空間の整備を進めます。

【主な取組】

1 広域交流を促進する公共交通網の整備

成田新高速鉄道(成田スカイアクセス)の建設や、同鉄道を活用した国の「成田・羽田両空港間及び都心と両空港間の鉄道アクセス改善」の検討に協力するとともに、両空港間において同一空港並みの利便性を実現させるため、国策としてリニアモーターカー構想を検討するよう国に働きかけるなど、成田空港への交通アクセスの一層の強化を図ります。

また、県民の広域的な交流を促進する、東京8号線(豊洲～亀有～野田市)・11号線(押上～松戸)整備、東京10号線(本八幡～新鎌ヶ谷)延伸新線整備、つくばエクスプレスの利便性の向上について、関係機関と連携し検討を進めます。

なお、圏央道・東京湾アクアラインなどの高規格幹線道路等を活用した高速バスネットワークの形成については、国や地元市町村と連携し、事業者と協力して県民のニーズに応じた検討を進めます。

東京8・11号線の整備促進の調整

東京10号線延伸新線の事業化に向けた検討

つくばエクスプレスの利便性向上に向けた取組

2 地域間交流を促進する公共交通網の充実強化

県内の各地域を結び、県民の通勤・通学などの足として、また、観光需要等に対応し、地域経済を支える交通手段として、JRや各種在来線は大きな役割を果たしています。特に、高齢化率が急増する地域においては、公共交通の重要性はますます高まっています。

そのため、経営の安定化や利用促進を図るため、鉄道事業者に対し支援を行うほか、列車の運行本数の増加や、終電時刻の繰下げ等による接続の改善、さらにはバリアフリー施設等の整備など、利便性向上や安全対策の徹底について、市町村等の関係機関と連携しながら、鉄道事業者に要望することなどにより、一層の充実強化を図ります。

東葉高速鉄道株式会社に対する支援

北総鉄道株式会社の運賃値下げに対する支援

中小鉄道の安全性向上に対する支援
鉄道駅エレベーター等の整備支援（再掲）
超低床ノンステップバス⁷⁾の整備支援（再掲）

3 地域内公共交通の確保

夷隅地域の重要な交通手段であるとともに、小湊鐵道との連携などにより観光鉄道としての役割を担っているいすみ鉄道株式会社に対し、地元市町と協調して支援するとともに、関係者が一体となって収益改善のための活性化策に取り組みます。なお、収益改善の実効性を見極める検証を行った結果、経営改善の達成が困難になったと判断された場合には、代替交通手段の導入について検討します。

また、バス対策地域協議会において、地域にとって必要不可欠な生活交通であるとされた地方バス路線について、維持・確保に向けて取り組んでいきます。

いすみ鉄道株式会社の基盤維持に対する支援
地方バス路線の維持・確保に対する支援

4 千葉県物流戦略の推進

「千葉県物流戦略」を基に、課題などの改善に向けた取組を推進し、本県の競争力を向上させます。

また、成田空港の航空貨物輸送の拠点性を生かした成田国際物流複合基地（南側）の整備を進めるとともに、北側地区についても空港機能拡充に合わせて可能性の検討を進めていきます。

物流課題の改善に向けた取組
成田国際物流複合基地（南側）の整備推進

5 広域間交流を支える道路の整備

全国的な交流・連携の強化、物流の効率化による地域経済の活性化及び観光立県千葉の実現を目指し、圏央道、外環道など高規格幹線道路等の整備を促進します。また、成田空港へのアクセス強化を図る北千葉道路の事業中区間の整備を着実に進めるとともに、未整備区間についても検討を進めます。

高規格幹線道路等の整備促進

6 地域間交流を支える道路の整備

高規格幹線道路等の整備効果を県内各地に波及させるため、銚子連絡道路、茂原一宮道路などの地域高規格道路や国道・県道の整備を進め、県内外の連携と交流を強化します。また、渋滞対策をはじめ、主要な観光地までのアクセスルート、日常生活に密接に関連した道路などについて、環境に配慮しつつ整備を推進します。

国道及び県道のバイパス・現道拡幅の整備推進
観光地へのアクセスを強化する道路の整備推進

7 港湾の整備・振興

物流機能の充実・強化を図るため、千葉港葛南中央地区では、大型船舶に対応した水深マイナス 12m耐震岸壁の整備を進めるとともに、港湾の利用促進を図るため、コンテナを扱う業種にターゲットを絞ったポートセールスを推進します。

また、千葉港及び木更津港において、まちづくり事業と連携した緑地プロムナード及び旅客船埠頭の整備や豊かな自然環境を身近に感じることのできる港湾緑地の整備を進めます。

大型船舶に対応した岸壁の整備

緑地プロムナード・旅客船埠頭の整備

港湾緑地の整備

【注】

- (1) 千葉県物流戦略：本県における物流の効率化・高度化や「人」と「もの」の流れの活性化を進めるため、平成 19 年に策定した戦略です。
- (2) ポートセールス：港湾の利用促進を図るため、船舶や貨物を誘致する広報・宣伝活動のことです。
- (3) 首都圏三環状道路：交通混雑の緩和や環境改善など、様々な整備効果をもたらし、地域住民の豊かで快適な暮らしの実現への寄与が期待される道路で、首都圏中央連絡自動車道、東京外かく環状道路、首都高速中央環状線の 3 路線のことです。
- (4) 北千葉道路：市川市から千葉ニュータウンを経て、成田市を結ぶ全長約 43 km の幹線道路です。現在、国・県が印旛村から成田市間の延長約 13.5 km、独立行政法人都市再生機構が千葉ニュータウン区間の延長約 10 km を事業中です。
- (5) 首都圏中央連絡自動車道：都心から半径約 40km ~ 60km の地域を連絡する全長約 300 km、県内区間延長約 95km の環状道路のことです。
- (6) 東京外かく環状道路：都心から半径約 15km の地域を連絡する全長約 85km で、県内区間延長 12.1km の環状道路のことです。
- (7) ノンステップバス：出入口の段差をなくし乗降を容易にしたバスのことです。床面高さがおおむね 35cm 以下のものを指します。

経済の活性化と交流基盤の整備

4 活力ある交流拠点都市・基盤づくり

県土の基盤の充実

【目標】

安全かつ快適な都市の生活空間を創出し、高齢化する社会資本の長寿命化を進め、さらに高速道路ネットワークの効率的活用を図ります。

【現状と課題】

都市部では、市街地整備や街路整備の遅れから、深刻な交通渋滞と、それに伴う多額の経済損失・環境負荷の増大などが引き起こされています。そこで、市街地における円滑な交通環境の推進を図るとともに、既存の高速道路ネットワークの利用しやすい料金体系の構築など、社会資本の有効活用を図る必要があります。

また、これまで整備された道路・河川・港湾・公園・下水道などの社会資本の多くが高度経済成長期に建設されたものであり、今後は「ストック型社会」¹⁾への転換に向け、社会資本の高齢化に適切に対応した戦略的な更新・維持管理を実施する施策が求められています。

【取組の基本方向】

都市の拠点地区や密集市街地を中心に、土地区画整理事業²⁾や市街地再開発事業³⁾により、安全かつ快適な生活空間を創出するとともに、鉄道の高架化や街路などの整備を推進します。

また、高速道路ネットワークの効率的活用を図るため、本県が実施している東京湾アクアライン（以下「アクアライン」という。）の料金引下げ社会実験⁴⁾の効果を検証し、国策として一体的で利用しやすい料金体系が実現するよう働きかけるとともに、現在事業中の追加インターチェンジ⁵⁾は着実に整備し、地域経済の活性化や渋滞緩和を促進します。また、今後必要性が見込まれる新たなインターチェンジについても検討を進めていきます。

加えて、つくったものを世代を超えて長持ちさせて大事に使う「ストック型社会」へ転換していくため、社会資本の計画的な維持管理や修繕を進めます。

【主な取組】

1 市街地における円滑な交通環境の推進

市街地における道路の慢性的な渋滞などに対処するため、街路事業による都市の骨格を形成する幹線道路の整備、踏切遮断や鉄道によって分断されている市街地の一体化を進める連続立体交差事業を推進し、交通の円滑化を図るとともに環境負荷の低減を図ります。

交通遮断時間の多い踏切除去の推進

市街地交通の円滑化を図る道路整備の推進

2 既存施設の維持管理と長寿命化

道路・河川・港湾・公園・下水道などの既存施設の維持管理に当たっては、中長期的な事業費の縮減や平準化を図るため、これまでの対症的な修繕・更新から予防的な修繕へと転換し、各施設の長寿命化を推進します。

道路橋の長寿命化

河川施設の長寿命化

港湾の維持管理計画の策定

県立都市公園の公園施設の長寿命化（再掲）

流域下水道施設の長寿命化

3 社会資本の有効活用

高速道路ネットワークの効率的な活用と機能強化のため、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向けたアクアラインの料金引下げ社会実験と現在事業中の追加インターチェンジを着実に整備します。

アクアラインの利用しやすい料金体系の構築

追加インターチェンジの整備推進（再掲）

4 区画整理・再開発による市街地の整備

密集市街地や都市の拠点地区において、街路や駅前広場などの都市基盤の整備や地域の拠点整備に対する支援を行うとともに、良好な住宅・宅地の供給を図り、安全で快適な生活空間を創出するまちづくりを進めます。特につくばエクスプレス沿線地域では鉄道と沿線地域の一体的な整備により、秩序ある住宅地の形成を図る土地区画整理事業を進めます。また、アクアライン着岸地では、交通利便性を生かした多様な都市機能が集積したまちづくりを推進します。

組合施行土地区画整理事業の促進

市街地再開発事業の促進

つくばエクスプレス沿線土地区画整理事業の推進

金田西特定土地区画整理事業の推進

地籍調査事業の推進

【注】

- (1) ストック型社会：「価値あるもの」をつくって「大切に長く使う社会」のことです。
- (2) 土地区画整理事業：土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業です。
- (3) 市街地再開発事業：都市再開発法に基づき、都市の中心商店街や駅前をはじめとする中心市街地内の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区の再整備を行うことによって、活力あふれる豊かなまちづくりを推進する事業です。
- (4) 東京湾アクアラインの料金引下げ社会実験：恒久的な料金引下げの実現に向けて、ETC車を対象に、全日、普通車 800 円などに通行料金を引下げ、湾岸部の交通渋滞の緩和や観光・企業立地等に及ぼす影響などを検証する実験です。

(5) 追加インターチェンジ：国道・県道等から高速道路へのアクセス時間や利便性の向上により、地域経済の活性化、交通混雑の緩和などを図るため、高速道路に新たに整備するインターチェンジのことです。

経済の活性化と交流基盤の整備

4 活力ある交流拠点都市・基盤づくり

人にやさしく美しいまちづくりの推進

【目標】

県民のだれもが安心して快適に暮らすことができる、美しく利便性の高いまちづくりを進めます。

【現状と課題】

モータリゼーションの進展や大量輸送など流通構造の変化等に伴い、大規模集客施設の郊外への立地が進み、鉄道駅周辺などで市街地の活気が失われている地域があります。

また、地球温暖化やヒートアイランド現象¹⁾などにより都市環境の悪化が危ぐされています。

一方で、近年は人々の価値観やライフスタイルが多様化し、まちづくりへの参加意欲や良好な景観形成に対する県民の関心も高まっています。

公共交通機関のバリアフリーに関しては、国が定めた基本方針により、鉄道駅エレベーターの設置やノンステップバス²⁾の導入などを推進していますが、整備対象となる駅の中にエレベーターの整備が困難なところがあることが課題となっています。

本県は、多くが丘陵地帯で、川の流れも短く、その流域面積も小さいなど地理的・地形的に水資源に恵まれていないため、都市用水（水道用水・工業用水）の約3分の2を利根川水系に依存しています。また、県営水道が県北西部を中心に県人口の約半数に給水している一方で、広域的に実施する方が効率的である水源確保から末端給水³⁾までを市町村のみで行っている地域があるなど、水道事業体の運営基盤に大きな地域格差があります。

【取組の基本方向】

人口減少・少子高齢化の進展、産業構造の変化、地球温暖化など社会・経済情勢の変化に的確に対応するため、持続可能な集約型都市構造⁴⁾の実現を図るとともに、地域が活性化し、県民のだれもが安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進します。

道路や建築物などの公共施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン⁵⁾の普及を図ります。公共交通機関のバリアフリー化については、国が定めた基本方針による目標の達成に向け、引き続き市町村や事業者に対し効果的な補助を行い、整備を促進します。

また、良好な景観の形成や緑の保全・創出に取り組むとともに、住宅や公園、下水道など県民の生活環境の改善、河川・湖沼等の自然環境の保全と再生等を取

り組みます。

湧水など緊急時における安定給水を図るため、引き続き、安定水源の確保に努めるとともに、望ましい県内水道事業の経営形態などについて検討を進めます。

【主な取組】

1 時代の変化に対応したまちづくりの推進

社会・経済情勢の変化や地域特性などに的確に対応するため、持続可能な集約型都市構造の実現に向け、市町村と協働して、区域区分や道路等の都市計画の見直しを行うなどにより、まちづくりを進めます。

時代の変化に対応した都市計画の見直し

2 だれもが安心して快適に暮らせるまちづくり

県が管理する特定道路⁶⁾について、すべての人々が安全で快適に通行できるよう、歩道や自転車歩行者道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックを設置するなど、バリアフリー対策を推進します。また、電柱や電線類が特に支障となる箇所において無電柱化を推進します。

建築文化賞表彰制度の活用や、景観上優れた建築物、ユニバーサルデザインや環境に配慮した建築物の普及啓発を行うことにより、潤いと安らぎに満ちた快適なまちづくりを推進します。

バリアフリー対策の推進

無電柱化の推進

千葉県建築文化賞表彰の実施

3 鉄道・バスにおけるバリアフリー化の推進

鉄道駅エレベーター等の設置や超低床ノンステップバスの導入について、市町村や事業者に対し、国と協調するなど、効果的な補助を行い、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

鉄道駅エレベーター等の整備支援

超低床ノンステップバスの整備支援

4 環境に配慮した道づくり

環境にやさしい道づくりを進めるため、北千葉道路⁷⁾では、動植物の生活環境の保全や印旛沼の水質保全等に配慮するなど、バイパス等の事業を行う際には、周辺環境に配慮した整備を行います。

また、歩道部は透水性舗装⁸⁾を普及させるとともに、車道部は既設舗装の修繕時期などに合わせ、必要に応じて排水性舗装⁹⁾を実施します。

周辺環境に配慮した北千葉道路の整備推進（再掲）

透水性舗装・排水性舗装の推進

5 豊かな河川環境の整備と保全

水質悪化が著しい河川・湖沼などの水質浄化を図るため、流入負荷の削減や自然浄化機能の回復を推進するとともに、多自然川づくり¹⁰⁾の実施により、多様な生物をはぐくむ水辺づくりや親しみと潤いのある川づくりを推進し、豊かな河川環境の整備と保全を図ります。

また、市町村と連携しながら、水辺空間や歴史的街並みなど地域の特性を生かした「水と緑のふれあいの場」を創出します。

河川環境の整備と保全

6 県立都市公園の整備と都市の緑の保全・創出

県民の安全で快適な生活のため、良好な都市環境の保全、スポーツ・レクリエーション、防災など多様な機能を有する県立都市公園の整備を推進するとともに、つくったものを世代を超えて長持ちさせて大事に使う「ストック型社会」¹¹⁾へ転換していくため、長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理を行います。

また、市町村と連携を図り、地球温暖化の防止や良好な都市環境の形成などに寄与する都市の緑の保全や屋上・壁面等の緑化を普及促進し、さらに広域的な水と緑のネットワークの形成に向けて検討していきます。

県立都市公園の整備の推進

県立都市公園の維持管理

都市の緑の保全・創出

7 良好な景観形成の推進

良好な景観形成を推進するため、県民・事業者の関心を高め、積極的な景観づくりへの参加を促進するとともに、市町村が景観行政団体¹²⁾として主体的に景観形成に取り組めるよう支援します。

あわせて、地域の合意形成を図りながら、広域的な観点からの良好な景観の形成を進めるとともに、公共事業の実施に当たっては、景観に配慮します。

景観セミナーや情報提供等による啓発・支援、良好な広域景観の形成

屋外広告物の規制・誘導

8 安定した水源の確保

ハツ場ダムをはじめ、湯西川ダム、霞ヶ浦導水及び思川開発事業による安定水源の確保については、国におけるダム事業の見直しの推移を踏まえながら、ダムの早期完成などを含め、水道事業者が必要とする水源の確保に向けて取組を進めます。

水資源開発事業促進のための協議会開催

水源地域と本県民の交流事業実施

渇水時の関係機関との取水制限等調整

9 安全で良質な水の供給

県水道局では、次期「中期経営計画」¹³⁾を平成22年度までに策定し、経営基盤の維持・強化を図るとともに、老朽化の進む浄・給水場及び送・配水管などの更新を計画的・効率的に推進し、安全で良質な水を廉価で安定的に供給します。

中期経営計画に基づく事業運営

10 県内水道の統合・広域化

リーディングケース（先導事例）として、県営水道と九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体¹⁴⁾について、関係市町村などとの合意形成を図りながら統合を目指します。

統合の合意形成のための協議会開催

11 下水道整備の推進及び公共下水道の着手に向けた支援

生活環境の改善と公共用水域の水質を保全するため、流域下水道施設の計画的かつ効率的な整備を推進します。

さらに、市町村に対し効率的な公共下水道整備が図られるよう指導・助言を行います。

流域下水道整備

12 豊かな住生活の実現

県民の豊かな住生活の実現に向け、良質な住宅ストック¹⁵⁾の形成、良好な居住環境の形成、住宅市場の環境整備及び住宅セーフティネット¹⁶⁾の確保を、地域のコミュニティや地域特性を踏まえつつ、多様な主体との協働や関連する施策分野との連携により推進します。

住情報の提供

高齢者等の住まい探しの支援

マンション管理の支援

県営住宅の建設・管理

【注】

- (1) ヒートアイランド現象：都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴い自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象です。
- (2) ノンステップバス：出入口の段差をなくし乗降を容易にしたバスのことです。床面高さがおおむね35cm以下のものを指します。
- (3) 末端給水：需要者の蛇口まで、水道水を供給することを指します。
- (4) 集約型都市構造：中心市街地や主要な鉄道駅周辺等の拠点に、商業、医療、福祉、行政などの各種都市機能の集積を図り、これらの集約拠点などを公共交通などにより有機的に結ぶネットワーク型の都市構造のことです。

- (5) ユニバーサルデザイン：年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、だれもが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインすることなしに、製品、建築物、環境をデザインすることです。
- (6) 特定道路：市町村が策定した移動円滑化基本構想に位置づけられた駅などと主要な公共施設等を結ぶ道路です。
- (7) 北千葉道路：市川市から千葉ニュータウンを経て、成田市を結ぶ全長約 43km の幹線道路です。現在、国・県が印旛村から成田市間の延長約 13.5 km、独立行政法人都市再生機構が千葉ニュータウン区間の延長約 10 km を事業中です。
- (8) 透水性舗装：歩道において空隙率の高い多孔質なアスファルト混合物を表層に用いることにより、雨水を表層、路盤を通じて、路盤以下に浸透させる舗装で地下水のかん養などの利点があります。
- (9) 排水性舗装：走行の安全性、環境負荷の低減を踏まえ、車道において空隙率の高い多孔質なアスファルト混合物を表層に用い、その下に不透水性の層を設けることにより、雨水を舗装路面から舗装内に浸透させる構造で、かつ道路交通騒音の低減に資する舗装です。
- (10) 多自然川づくり：河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域のくらしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことです。
- (11) ストック型社会：「価値あるもの」をつくって「大切に長く使う社会」のことです。
- (12) 景観行政団体：景観法に定められた景観行政を担う主体です。都道府県、政令指定都市及び中核市は自動的に、その他の市町村は都道府県知事に協議を行い、同意により景観行政団体になることができます。
- (13) 中期経営計画：経営基盤の強化、施設整備の推進、お客様サービスの向上などについて、計画的な推進を図ることを目的に水道局が策定しているものです。現計画の期間は平成 18 年度～22 年度までの 5 か年です。
- (14) 水道用水供給事業体：水道事業体にその用水を供給する事業を営む者を指します。
- (15) 住宅ストック：社会資本としての既存の住宅など（の数）を表します。
- (16) 住宅セーフティネット：高齢者、障害者、外国人、母子世帯など、様々な世帯が民間住宅市場の中で住宅を確保しようとする際に、自力では対応困難な事態に直面することがあり、これに対応するために用意されている様々な仕組みを表します。

第4章 計画の推進に当たって

第3章の「重点的な施策・取組」を着実かつ効果的に実施するため、県民・市町村・他都道府県などとの連携・協働や男女共同参画、IT¹⁾の利活用を推進するとともに、県の行財政基盤の強化、政策評価制度による進行管理に取り組みます。

1 計画推進の基本的考え方

チームスピリットの発揮

県民・市民活動団体²⁾・企業・大学など県内の多様な主体は、本県の活力の源です。

これらが持つそれぞれの「強み」や「特性」を組み合わせることにより、活力があり、日本をリードする千葉をつくるとともに、公共サービス水準の向上や行政コストの削減を図ることが期待されています。

このため、県では、多様な主体とのチームスピリットの下、政策を実現していきます。

【目標】

県と多様な主体との協働を推進します。

【主な取組】

1 県民・市民活動団体との連携

県民・市民活動団体とのパートナーシップにより、県が抱える課題に取り組んでいきます。

また、市民活動に対する理解を深め、より多くの県民が市民活動に参加するよう、広報・啓発を行うとともに、県民・市民活動団体と、市町村や企業、学校などとのネットワークづくりの支援等に取り組みます。

さらに、市民活動団体が自立し、継続的に活動できるよう、法人の設立や、人材育成・資金調達など活動基盤強化のための取組を支援します。

あわせて、これら県民・市民活動団体との協働による取組が、県内市町村にも普及・浸透するよう取組を進めます。

市民活動団体との協働の推進

市民活動の普及

地域の様々な主体と市民活動団体の連携の促進

市民活動団体の基盤強化等の支援

2 企業等との連携

個性と魅力にあふれ、活力ある地域づくりを進めるためには、企業などが持つ様々な「強み」や「特性」を生かした取組が欠かせません。

このため、企業や経済団体と協力・連携して、地域の大型店・商店街などの地域貢献の促進、企業との連携による研究開発など、地域経済の活性化と魅力ある地域づくりに向けた取組を進めていきます。

また、複雑多様化する県民ニーズに対して、企業の知恵や工夫を生かし、効率的かつ効果的に公共サービスを提供するため、PFI³⁾や指定管理者制度⁴⁾の活用とともに、民間提案型の官民協働システムの検討など、企業等との連携・協働を推進します。

企業・経済団体等との連携による地域経済の活性化

「商業者の地域貢献に関するガイドライン」による取組の促進（再掲）

企業との連携による研究・製品開発の促進（再掲）

PFI・指定管理者制度の活用

民間提案型の官民協働システムの検討

3 大学等との連携

グローバル化⁵⁾の進展による世界規模での競争の激化や、複雑多様化する地域の様々な課題に対応するには、大学や研究機関が保有する知的資源を活用することが必要です。

このため、県内の大学などと県民・企業・行政等との連携・協働を推進します。

柏・流山地域における大学と地域が連携したまちづくりプロジェクトの普及（再掲）

千葉大学への寄附講座の設置など医療分野における大学及び研究機関との連携・協働

環境分野における大学及び研究機関との共同研究（再掲）

大学等との連携による新製品・新技術等の研究開発の促進（再掲）

農林水産分野における研究活動の大学との連携

子どもたちの最先端技術に関する興味関心・知的探求心等を高める取組（再掲）

【注】

(1) IT：情報通信技術のことをいいます。

(2) 市民活動団体：県民が自発的に地域や社会の問題を解決するために活動している団体で、NPOとも呼ばれ、NPO法人・ボランティア団体など任意団体等の総称のことをいいます。

(3) PFI：PFI（Private Finance Initiative）は、公共施設などの設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法です。

(4) 指定管理者制度：平成15年の地方自治法の改正により創設された制度です。従前の管理委託制度では、公の施設の管理は公共団体や地方公共団体の出資法人などに限られていましたが、指定管理者制度では、管理者の範囲を出資法人などに限定せず、民間の団体でも管理を行うことができるようになりました。

(5) グローバル化：経済活動や人々の行動が地球的規模、地球的視野で行われるようになることです。

1 計画推進の基本的考え方

市町村の自主性・自立性の向上と連携強化

住民に最も身近な市町村は、多様化・複雑化している住民ニーズを迅速かつ的確にとらえ、地域の特性や実情に応じた住民サービスを提供するとともに、分権型社会の主役として、地域住民と協働して政策を形成し、実行していくことが重要となっています。

また、県と市町村は分権型社会を共に担っていく自治体として、対等な関係の下で、これまで以上に協力し、緊密な連携を図ることが必要となっています。

そこで、市町村の自主性・自立性の向上や住民から信頼の得られる自治体経営に向け、市町村の政策立案能力の向上や行財政体制の強化への支援・協力を行うとともに、自主的な市町村合併や広域連携への取組、合併により誕生した新市町の新しいまちづくりへの取組に対し、総合的な支援を進めます。

また、各市町村の意向を十分踏まえながら、一定のまとまりを形成する権限を包括的に移譲するパッケージリストを基に、市町村への権限移譲を積極的に進め、住民福祉の向上を図るとともに、市町村の自立性を高めていきます。

【目標】

分権型社会を共に担っていく市町村の自主性・自立性の向上を図るため、市町村を総合的に支援します。

【主な取組】

1 市町村の自立の支援

市町村の自主性・自立性の向上を図るため、市町村の行財政運営に関する必要な情報提供・助言や権限移譲を行うほか、自主的な市町村合併や広域連携による体制整備に対する取組、合併により誕生した新市町の一体的なまちづくり、円滑な体制づくりなどの取組に対し、総合的な支援を進めます。

また、市町村職員と県職員や様々な主体との交流を図るとともに、全庁横断的な体制により、市町村への支援を総合的、効果的に進めます。

市町村への権限移譲の推進

市町村振興資金の貸付

合併により誕生した新市町に対する支援

1 計画推進の基本的考え方

自治体間の広域的な連携

本県は、首都圏の一角にあって人口 619 万人で全国 6 位、県内総生産は全国 7 位の経済力をもち、首都圏のみならず、我が国の発展を支える大きな柱となっています。

これらの潜在力を生かすとともに、多様化する県民ニーズや社会・経済情勢の変化を的確に把握し、柔軟かつ効率的な県政運営を行うため、本県自らの取組を進めるだけではなく、国に対して、各種の要望や働きかけを行っています。

このような働きかけを行う上で、本県が単独で行うより、多くの自治体が連携して行うことが効果的と思われる案件について、全国知事会議や九都県市首脳会議¹⁾などを通じて広域的な連携を図り、要望活動等を展開します。

特に、千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県の首都圏 1 都 3 県における、協調・協力を更に深めつつ、本県としても、今後の進むべき方向を見定め、行動していきます。

【目標】

首都圏をはじめ、全国の自治体との協力関係を築き、自治体間の広域的な連携を推進します。

【主な取組】

1 広域的な連携推進に向けた戦略的取組

規制緩和や制度改正、支援など、他の自治体と広域的に取り組んでいくことがより大きな効果を発揮すると認められる共通課題について、全国知事会や九都県市首脳会議、その他首都圏における連携などを通じ、積極的に協力・連携を図ります。

全国知事会・関東地方知事会・九都県市首脳会議との連携

【注】

(1) 九都県市首脳会議：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の知事並びに横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の市長で構成される会議です（平成 22 年 3 月までは「八都県市首脳会議」）。

1 計画推進の基本的考え方

男女共同参画

少子高齢化が急速に進展し、社会・経済情勢が大きく変化する中で、これらに対応し、活力ある社会を維持していくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ共に責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを進めることが必要です。

そこで、地域の特性を踏まえ、市町村や民間団体などと連携・協働しながら、様々な分野、あらゆる年代層に男女共同参画についての理解の浸透を図るとともに、政策・方針決定過程への女性参画を促進します。

また、社会的性別（ジェンダー）の定義について誤った運用や解釈がされないよう広報啓発に努めるとともに、固定的な性別役割分担意識の変革、ワーク・ライフ・バランス¹⁾の推進など、各種施策を進めます。

【目標】

活力ある千葉県を維持するため、男女共同参画社会の実現を目指します。

【主な取組】

1 県行政の運営における男女共同参画の視点の反映

県の様々な分野の施策に男女共同参画の視点を反映させるため、各種審議会や委員会などをはじめ、県行政における政策・方針決定過程への女性登用を促進します。

県が設置する審議会等への女性登用促進

有識者や団体代表者等で構成された男女共同参画推進懇話会の開催

2 市町村・民間団体等との協働とネットワークづくり

団体相互及び団体と県との連携強化を促進するため、「千葉県男女共同参画推進連携会議」の活動を活性化させるとともに、男女共同参画の地域づくりを促進するため、男女共同参画地域推進員事業を実施するなどネットワークの強化を図ります。

民間における取組を促進する男女共同参画推進連携会議の開催

男女共同参画地域推進員による地域に根ざした広報啓発活動

3 ちば県民共生センターの機能強化

男女共同参画の推進拠点である「ちば県民共生センター」が、女性にも男性にも身近で利用しやすい拠点となるよう、総合相談、広報啓発、人材育成、情報収集・提供、講座・研修などの充実を図ります。

女性と男性のための総合相談の実施

男女共同参画に関する広報啓発
男女共同参画に関する各種講座の開催

【注】

- (1) ワーク・ライフ・バランス：やりがいのある仕事と充実した私生活のバランスをとりながら、個人が持っている能力を最大限に発揮することです。人事戦略の一環として、この考え方を取り入れる企業が増えています。

1 計画推進の基本的考え方

IT¹⁾の利活用

近年のIT分野の技術革新は目覚ましく、様々な分野においてITは必要不可欠なものとなっています。しかし、行政サービスなどについては多くの県民がその効果を実感するには至っておらず、コンピュータ・ウイルス、情報漏えい、有害情報など情報社会の影の側面も、ITの利活用を妨げる一因になっているという指摘もあります。

また、IT化の進展により情報システムのニーズは増大しましたが、導入に伴う機器の重複や維持管理費の増大などの傾向も見られます。

そこで、関係機関などと連携しながら利用者の視点に立ったITの利活用を推進していくとともに、ITを安心して利用できるよう情報セキュリティ対策等に取り組みます。

さらに、市町村と連携し、効率的な電子自治体を構築していきます。

【目標】

総合計画の推進や地域の課題解決に向けてITの利活用を推進します。

【主な取組】

1 利用者の視点に立ったIT利活用の推進

これまでのIT化の取組を利用者の視点から評価・検証し、課題を整理するとともに、庁内組織を活用しながらIT利活用の検討・推進・評価などを行うことで、計画的な施策の展開に取り組みます。具体的には、IT利活用上の課題を明らかにし、施策の方向性を示す「ちばIT利活用戦略(仮称)」に基づき利活用を推進していきます。

また、産学官民(企業・大学・県・市町村・NPO法人など)の連携により、地域の課題を掘り起こし、ITや人材を結び付けることで、課題解決に向けた施策の提案・実施に取り組みます。

産学官民連携組織による県内の地域IT化の支援

2 情報セキュリティ対策等の推進

県民が不安なくITを利用できるよう、情報活用能力や情報モラルの向上に努めるとともに、情報セキュリティ対策、プライバシー保護、有害情報などへ対応した安心・安全なIT環境づくりを推進します。

情報セキュリティ対策等の推進

3 利便性が高く効率的な電子自治体の推進

増大する情報システムへのニーズに対応し、県民サービスの一層の効率化を

図るため、運用機器の集約・統合化や、業務改善、費用対効果、情報セキュリティなどの観点から最適化を図るとともに、県と市町村での情報システムの共同利用を推進します。

情報システムの県と市町村の共同利用の推進

【注】

(1) IT：情報通信技術のことをいいます。

2 千葉県の実財政基盤の強化

地方分権の推進

地域が抱える課題は、本県においても都市部や農村部で大きく異なるなど多様化しています。

また、少子高齢化が進展する中、多様で質の高い行政サービスの提供が求められてきており、これまでのような全国一律の中央集権的な行政システムでは、地域ごとに異なるニーズへの柔軟な対応ができないことが明らかです。

そこで、個々の地域の問題については、そこに住む地域の人々が自ら選択・決定し、それぞれの実情にあった解決ができるようにする地方分権の推進が求められています。

現在、国において「地域主権改革」が進められていますが、この改革を実のある改革とするためには、国と地方の関係を大胆に見直し、国が持つ権限や財源を地方自治体へ一体的に移していく必要があります。

そのため、県では、「地域主権改革」の実現に向けた取組を進めるとともに、国と地方又は地方間の新たな役割分担や協働の理念を踏まえた意識改革などを図っていきます。

【目標】

地域の問題は、地域で選択・決定し、それぞれの実情に合った解決ができるよう、「地域主権改革」の実現に向けた取組などを推進します。

【主な取組】

1 「地域主権改革」の実現に向けた取組

国が進めている「地域主権改革」の実現により、国から都道府県、都道府県から市町村への権限移譲が進み、自治立法権、自治行政権、自治財政権が確立し、都道府県・市町村の役割がより強化されることが期待されます。

「地域主権改革」の実現に向け、県は、「国と地方の協議の場」などを通じて国に対して積極的に提言・要望していくとともに、個性豊かで活力に満ちた社会の構築や、地域の実情に合わせた住民サービスの向上につなげるため、権限と財源の一体的な移譲や地方の創意工夫が可能となる制度改革などを進めるよう、様々な機会をとらえ主張していきます。

また、「地域主権改革」の実現による権限移譲などを円滑に行うため、庁内連携を図る推進・サポート体制を構築するとともに、県と市町村の役割分担の再構築も含めた連携・協働の在り方について、市町村の意見も十分に踏まえながら協議を行っていきます。

さらに、「地域主権改革」の内容や効果について、県民の理解を深めるため

の取組を進めます。

2 新たな役割分担と協働の理念を踏まえた取組

分権型社会の下では、住民に身近な地方自治体が、地域の政策決定に大きな責任を負うこととなります。

県としても解決すべき課題を調査分析し、「政策自治体」として、現場主義に徹して政策立案できるよう、職員の政策立案能力、執行能力などを高めていきます。

また、「縦割り行政」や「二重行政」をなくし、地域が持つ英知や総力を結集した総合行政を展開していくため、新たな役割分担の下で、市町村との連携を進め、公益法人・組合・企業・県民・市民活動団体¹⁾等との協働を深めていけるよう、職員の意識改革などを進めていきます。

【注】

(1) 市民活動団体：県民が自発的に地域や社会の問題を解決するために活動している団体で、NPOとも呼ばれ、NPO法人・ボランティア団体など任意団体等の総称のことをいいます。

2 千葉県の実財政基盤の強化

千葉県行政改革計画及び財政健全化計画の策定

総合計画の着実な推進を支えていくことのできる行財政基盤の確立に向け、総合計画と横断的かつ総合的に調整を図りながら、「千葉県行政改革計画」及び「千葉県財政健全化計画」を策定します。

行政改革計画

行政改革計画では、(a) 不正経理問題の発生に見る組織の内部けん制の機能不全、(b) 少子高齢化による生産年齢人口の減少と義務的経費¹⁾の増大、(c) 厳しい経済・雇用情勢を背景にした活力の低下、(d) 地方分権の推進による国・県・市町村の役割変化、(e) N P O活動や企業のC S R活動²⁾などの活発化による社会活動の担い手のシフト、(f) 職員の大量退職による県の経営資源の減少などの県を取り巻く環境の変化や厳しい財政状況、さらに県の歴史的成長過程で生じた地域間格差も踏まえながら、「県政の推進を支える柔軟な運営システムの構築」を目指します。

【改革の視点・基本的方向】

(a) 公正・透明な行財政運営の確立

県政に対する信頼を失墜する不正経理問題がありました。このような不祥事が二度と発生しないよう、コンプライアンス(法令遵守など)の徹底や不祥事を防ぐ内部統制システムの構築など再発防止策を講じていきます。

また、県民の皆様への説明責任を果たすため、県政情報の公開を一層推進します。

(b) 組織体制の適正化

厳しい財政状況を踏まえ、更なる職員数の削減など総人件費の抑制のための努力を続けていきます。

また一方で、施策を着実に推進していくため、限られた人的資源や予算を真に必要な施策に対して重点的に配置するとともに、無駄なく業務が執行できる機能的な組織体制を構築していきます。

さらに、公社等外郭団体の更なる改革や審議会などの抜本的見直しに取り組みます。

(c) 県庁のポテンシャルの最大化

職員や予算といった県庁の経営資源の削減が避けられない状況の中で、多様化・高度化する県民ニーズに対応していくため、職員のポテンシャルが最大限

に発揮できるような環境整備や、これまで行ってきた事務・事業やシステムの検証による業務の効率化やコスト削減、保有する資産（土地や建物）の有効活用など、限りある経営資源の最大活用に取り組みます。

（d）時代の変化に応じた県の役割の再構築

公共サービスに対する民間市場の拡大、企業や市民活動団体³⁾などによる社会貢献活動の高まり、市町村合併や地域主権改革の進展などにより、県が担うべき役割の再構築が求められています。

民と公との適切な役割分担、市町村の意向も十分踏まえながら、県と市町村との対等・協力の関係に基づいた役割分担の再構築などを進めていきます。

（e）チームスピリットの発揮

県民・市町村・企業・市民活動団体など県内の多様な活動主体は、本県の活力の源です。これらが持つそれぞれの「強み」や「特性」を組み合わせ、チーム力を発揮して政策実現を図っていけるよう、県の調整機能を発揮していきます。

（f）民間的視点・発想の積極的導入

効果的・効率的な行政運営を追求していくためには、成果志向・コスト意識など、企業経営や民間活動の視点や発想を生かし、行政の中に取り入れられるものについては積極的に取り入れていきます。

財政健全化計画

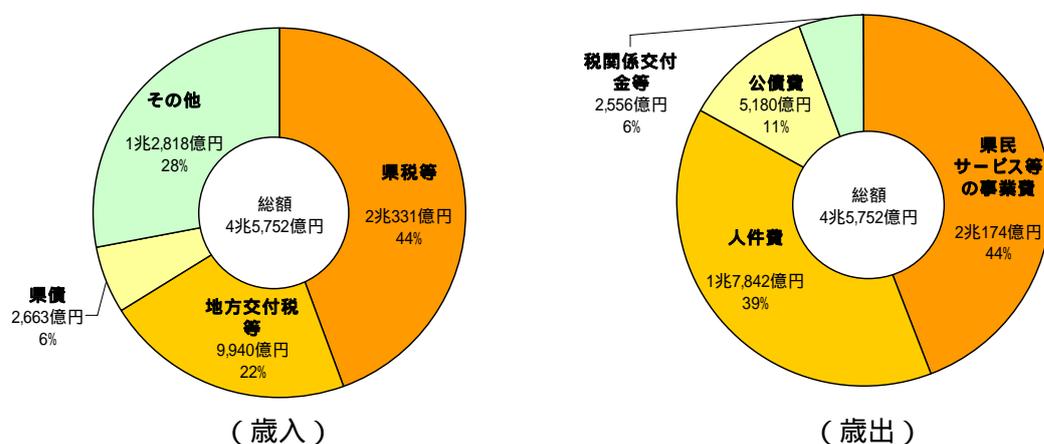
財政健全化計画では、総合計画期間中の歳出を見積もった上で、必要となる財源を確保するために具体的な財源対策を明らかにし、総合計画推進のための財政基盤の確立を図ります。

財政運営に当たっては、「将来負担の軽減に向けた取組」などによる「持続可能な財政構造の確立」を目標として掲げるとともに、「自立した財政構造への転換」や「わかりやすい財政情報の提供」に取り組みます。

なお、計画期間中の歳入・歳出の全体像は、下表のとおりです。

総合計画の事業は、歳出総額から人件費・公債費などを控除した「県民サービス等の事業費 2兆174億円」を活用して推進していきます。

計画期間（平成22年度～平成24年度）における財政見通し（千葉県財政健全化計画）



【注】

- (1) 義務的経費：歳出のうち、支出することが義務付けられ任意に節減できない経費のことをいい、人件費、社会保障費、公債費などがあります。
- (2) CSR活動：CSR (Corporate Social Responsibility) 活動とは、企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、消費者、投資家及び社会からの要求に対して適切に意思決定し、行動することをいいます。
- (3) 市民活動団体：県民が自発的に地域や社会の問題を解決するために活動している団体で、NPOとも呼ばれ、NPO法人・ボランティア団体など任意団体等の総称のことをいいます。

3 政策評価制度による進行管理

「安全で豊かなくらしの実現」「千葉の未来を担う子どもの育成」「経済の活性化と交流基盤の整備」といった本計画の目指す姿（基本目標）を実現するためには、県民・市町村をはじめ、多様な活動主体とチームスピリットを發揮し、力を合わせて取り組むことが求められます。また、限られた資源を効率的・効果的に活用していく必要がありますが、そのためには、施策の実施状況を点検・分析し、必要な改善に取り組むことが重要です。

そこで、総合計画の進行管理は、指標を掲げた施策・取組について、計画(Plan) 実施(Do) 評価(Check) 改善(Action) という政策評価制度のマネジメントサイクルに基づいて行います。

「重点的な施策・取組」について、実施状況や達成度などを分析し課題を把握する「評価」を毎年度実施します。この「評価」に基づき必要となる「改善」を次の施策展開に反映させることで、政策の推進を図ります。

また、「計画推進の基本的考え方」に示される「チームスピリットの發揮」「男女共同参画」「IT¹⁾の利活用」などについても併せて指標の動向等を見ながら毎年度の実施状況を把握します。

これらについては、実施計画の計画期間である3か年を経過した時点で評価結果を総括します。

なお、学識経験を有する委員から第三者の視点による意見を聴き、政策評価の客観性・統一性などの確保に努めます。また、県民に評価結果をわかりやすく公表するとともに、意見などを募集します。

【注】

(1) IT：情報通信技術のことをいいます。

【「輝け！ちば元気プラン」指標一覧】

本計画の推進に当たって、具体的な数値目標を掲げました。

この数値目標は、県民の皆様と共有し、力を合わせて実現を目指すべき社会目標となるものです。

政策名等	項目	現状	目標
安全で安心して暮らせる社会づくり	刑法犯認知件数 ¹⁾	100,827 件 (20 年)	平成 4 年当時の水準(93,032 件)を目指します (24 年)
	自主防犯団体の数	2,047 団体 (21 年)	2,200 団体 (24 年)
	東京湾北部地震による被害(想定) (死者数、直接経済被害額)	1,391 人 9 兆 7,540 億円 (19 年度)	軽減に努めます (24 年度)
	火災による死者数	84 人 (20 年)	軽減に努めます (24 年)
	交通事故死傷者数	32,701 人 (21 年)	27,000 人 (24 年)
	商品の安全性や悪質商法に関する相談の体制が整っていると思う県民の割合	17.1% (21 年度)	40.0% (24 年度)
県民の生活を支える医療・福祉・健康づくり	自分が住み慣れた地域で安心して受診できる医療体制にあると感じている県民の割合	46.4% (21 年度)	50.0% (24 年度)
	救急隊患者平均搬送時間	40.7 分 (20 年度)	38.7 分 (24 年度)
	自分が積極的に健康づくりに取り組むことができる環境にあると感じている県民の割合	50.4% (21 年度)	60.0% (24 年度)
	自分らしく、地域において、明るく楽しく生活していると感じている県民の割合	58.4% (21 年度)	65.0% (24 年度)
豊かな心と身体を育てる社会づくり	国際交流・協力団体数	229 団体 (20 年度)	290 団体 (24 年度)
	芸術や文化に親しむ機会に満足している県民の割合	23.2% (21 年度)	25.0% (24 年度)
	現在居住している地域に住み続けたい理由として、住み慣れて愛着があると回答した県民の割合	42.6% (21 年度)	50.0% (24 年度)

政策名等	項目	現状	目標
	成人の週 1 回以上のスポーツ実施率 ²⁾	45.3% (21 年度)	60.0% (24 年度)
みんなで守り育てる環境づくり	家庭 1 世帯当たりのエネルギー使用量(電気、ガス、灯油)の削減率(2002 年比)	7.6% (18 年度)	12.0% (24 年度)
	一人一日当たりの一般廃棄物 ³⁾ (ごみ)の排出量	1,080 グラム (19 年度)	1,000 グラム (24 年度)
	産業廃棄物 ⁴⁾ の再資源化率	55.6% (19 年度)	61.0% (24 年度)
	光化学スモッグ注意報の年間発令日数	20 日 (16 年度~20 年度の平均)	10 日 (24 年度)
	河川・湖沼・海域の水質環境基準達成率(BOD・COD) ⁵⁾	72.9% (20 年度)	77.6% (24 年度)
	自然環境保全地域の拡大	1,956 ヘクタール (21 年度)	1,966 ヘクタール (24 年度)
みんなで支える子育て社会づくり	子どもを生き育てやすいと感じる家庭の割合	68.6% (21 年度)	75.0% (24 年度)
	保育所の待機児童数が 50 人以上の市町村数	4 市 (21 年度)	0 (24 年度)
笑顔輝く、未来支える人づくり	学校評価における保護者アンケートにおいて、「学習指導」に関する項目について「満足」「おおむね満足」と回答をした保護者の割合	79.0% (20 年度)	85.0% (24 年度)
	学校評価における保護者アンケートにおいて、「子どもの様子(規範意識や協調性)」に関する項目について「満足」「おおむね満足」と回答をした保護者の割合	84.1% (20 年度)	85.0% (24 年度)
	小学校における新体力テスト(8 種目 80 点)平均点	49.0 点 (20 年度)	49.5 点 (24 年度)
	私立学校における教員(本務)一人当たりの生徒等の数	18.3 人 (21 年度)	18.0 人 (24 年度)
	子どもの教育・育成に対し、家庭・学校・地域の連携がなされていると思う県民の割合	23.9% (21 年度)	40.0% (24 年度)
	千葉の輝く魅力づくり	パブリシティ活動 ⁶⁾ による各種メディアへの掲載件数及びテレビ番組の放送時間	363 件 98 時間 (20 年度)

政策名等	項目	現状	目標
	成田空港の航空旅客数	3,265 万人 (20 年度)	3,600 万人 (24 年度)
	観光入込客数 ⁷⁾	1 億 4,793 万人 (20 年)	1 億 6,000 万人 (24 年)
	宿泊客数 ⁷⁾	1,630 万人 (20 年)	2,000 万人 (24 年)
挑戦し続ける 産業づくり	県内製造品出荷額等	15 兆 4,038 億円 (20 年)	16 兆 3,280 億円 (24 年)
	県内年間商品販売額	12 兆 3,222 億円 (19 年)	増加を目指します (24 年)
	県内への企業立地件数	64 件 (20 年)	90 件 (22 年～24 年)
	求職者等への就労支援・職業 能力開発を通じた雇用創出人数	8,446 人 (20 年度)	増加を目指します (24 年度)
豊かな生活を 支える食と緑 づくり	農業産出額全国順位	3 位 (20 年)	2 位 (24 年)
	海面漁業漁獲量全国順位	7 位 (19 年)	6 位 (24 年)
活力ある交流 拠点都市・基 盤づくり	幕張新都心活動人口	約 14 万人/日 (20 年度)	約 15 万人/日 (24 年度)
	県都 1 時間構想達成率 ⁸⁾	67% (20 年度)	72% (24 年度)
	景観行政団体市町村 ⁹⁾ 数	11 市 (21 年度)	増加を目指します (24 年度)
	乗合バス車両の低床化の割合	62.6% (20 年度)	80.0% (24 年度)
チームスピリ ットの発揮	県・市町村と市民活動団体 ¹⁰⁾ との協働事業の件数	216 件 (20 年度)	300 件 (24 年度)
男女共同参画	県の審議会等における女性委員の比率	26.1% (21 年 4 月 1 日)	40.0% (24 年度)
IT ¹¹⁾ の利活用	ブロードバンド ¹²⁾ の世帯普及率	63.6% (21 年 6 月)	73.0% (24 年度)

【注】

- (1) 刑法犯認知件数：警察において、認知した事件の数のことです。
- (2) スポーツ実施率：ウォーキングや軽い体操、レクリエーション活動を含みます。
- (3) 一般廃棄物：廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、日常生活から排出される「ごみ」と「し尿」に分類されます。
- (4) 産業廃棄物：工場などの事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、燃え殻、污泥、廃油、廃プラスチック類など法令で定められた 20 種類の廃棄物のことをいいます。
- (5) 水質環境基準達成率（BOD、COD）：生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準を達成している水域の割合です。BOD は河川の、また、COD は湖沼・海域の汚染指標に使われます。
- (6) パブリシティ活動：記事やニュースに取り上げてもらえることを期待して、マスコミに情報を発信する活動です。

- (7) 観光入込客数・宿泊客数：県が毎年調査している、観光・レクリエーション施設や行事・祭事・イベントの入込客数と、観光客の利用が大半を占めると推察されるホテル・旅館等の宿泊施設などの宿泊客数をいいます。なお、観光入込客数の調査については、国土交通省観光庁策定の全国共通基準に移行する予定です。
- (8) 県都1時間構想達成率：県内の主要都市から県都千葉市まで、ほぼ1時間で到達できる地域の割合です。
- (9) 景観行政団体市町村：景観法に基づき景観行政を主体的に担う市町村です。政令指定都市・中核市は自動的に、その他の市町村は都道府県知事に協議し、同意により景観行政団体になることができます。
- (10) 市民活動団体：県民が自発的に地域や社会の問題を解決するために活動している団体で、NPOとも呼ばれ、NPO法人・ボランティア団体など任意団体等の総称のことをいいます。
- (11) IT：情報通信技術のことをいいます。
- (12) ブロードバンド：DSL回線、光回線、ケーブルテレビ回線、高速の携帯電話回線をはじめとした、高速・超高速通信を可能とする回線をいいます。